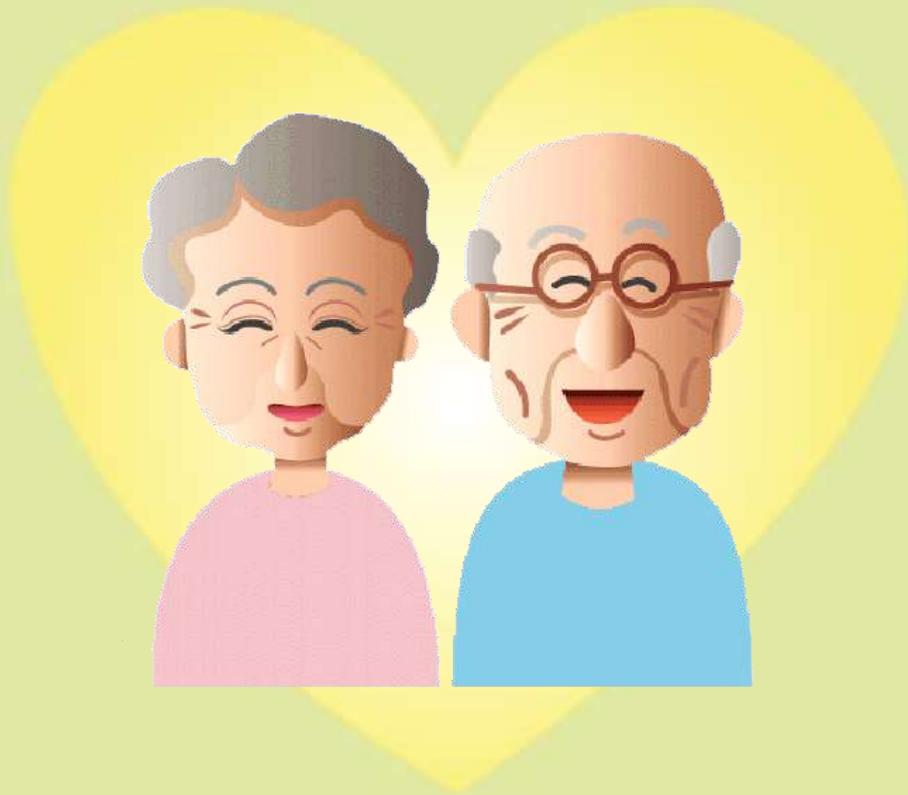


自分らしく “健康長寿”



平成18年3月

沖縄県介護保険広域連合

はじめに

介護保険制度がスタートしてはや6年、現在では制度の普及によって「介護の社会化」に一定の定着がみられる一方で、これまでの制度運営から介護給付及び要介護軽度者の増加、さらには2015年問題等の新たな課題への対応が求められ、今般、国においては大幅な介護保険制度改革がなされたところであります。

第2期事業運営の開始に合わせ設立した沖縄県介護保険広域連合では、制度の普及・定着に伴って、受給者が年々漸増するなか、広域化のメリットを生かした効率的な事務運営と給付の適正化等に鋭意取組み、これまで概ね順調に事業を進めてきました。

第3期事業計画策定にあたり、これまでの実績を点検するなかで、依然として増加する介護給付費やサービス基盤の未整備等様々な課題が明らかになってきました。

これらの課題への対応はもとより、介護保険制度改革に相まって新予防給付や地域支援事業、地域密着型サービスの創設等、新たな制度への的確な対応と同時に、より地域に密着した形でサービスが適正に提供できるようこれまで以上に、広域連合と構成市町村との連携強化が求められています。

本計画は、新生介護保険制度の目標年であります2015年に向け、来るべき超高齢化社会への第一ステップともなる重要な計画と位置づけ「自分らしく健康長寿」をキーワードに老後の介護不安の払拭、尊厳の保持並びにその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる高齢社会の構築を目指し、広域連合、構成市町村が一体となってこの計画の実現に取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました「沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会」の策定委員並びに関係各位に対し、衷心より感謝申しあげるとともに、沖縄県介護保険広域連合における介護保険事業が円滑に推進されますよう関係各位並びに構成市町村、地域住民のご理解ご協力をお願いいたします。

平成18年3月



沖縄県介護保険広域連合長
宮城篤実

目 次

第1章 介護保険事業計画策定に当たって

I. 計画策定の概要

1. 計画策定の背景	1
2. 法令等の根拠	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本理念	3
5. 計画の基本目標	3
6. 施策の体系	5

II. 高齢社会のあるべき姿

1. 高齢者の将来動向	6
2. 高齢社会の将来像	7

III. 沖縄県介護保険広域連合について

1. 沖縄県介護保険広域連合設立の背景	8
2. 広域連合の沿革	8
3. 広域連合に期待される効果	9

IV. 広域連合構成市町村の概況

1. 広域連合構成市町村	10
2. 人口構成と高齢化の状況	11
3. 高齢者人口の推移	14

第2章 第2期介護保険事業の利用状況及び課題

I. 要支援・要介護認定者の状況

1. 認定の状況	21
2. 要介護認定有効期間別認定者の状況	29
3. 未受給者の状況	30

II. 介護保険サービスの利用状況

1. 介護保険総費用の推移	31
2. 居宅介護サービスの利用状況	31
3. 施設介護サービスの利用状況	40
4. 高額介護サービス費の状況	43

III. 保険料の収納状況

1. 保険料の収納状況	44
2. 生活困窮者に対する保険料減免状況	47

IV. 適正化事業の状況

1. 低所得者に対する支援の状況	48
2. 給付適正化への取組み状況	49
3. 離島等地域のサービス提供基盤整備	50
4. 介護サービスの質の向上	52
5. 介護支援専門員等への支援	54
6. 苦情相談の対応	55
7. サービス提供事業者との連携及び指導	56
8. 各種機関との連携体制の構築	56
9. 普及啓発・広報事業	57

第3章 新たなサービスへの対応

I. 地域支援事業

1. 広域連合と構成市町村の役割	59
2. 広域連合における地域支援事業の考え方	59
3. 事業の体系図	60
4. 構成市町村が実施する事業の概要	60
5. 地域支援事業運営協議会の設置（地域包括支援センター運営協議会）	65
6. 市町村地域包括ケア推進協議会の設置	65
7. 地域支援事業の評価	65

II. 地域密着型サービス

1. 日常生活圏域	66
2. 地域密着型サービス指定の基本的な考え方	68

第4章 第3期介護保険事業における保険料の算定

I. 介護保険サービス量の推計

1. 推計の基本的な考え方	69
2. 介護サービス利用者の推計	69
3. 介護サービス必要量の推計	72
4. 総費用（給付費）の見込み	76

II. 第3期介護保険料

1. 保険料の算出	78
2. ランク毎の保険料	89

第5章 第3期介護保険事業の円滑な推進体制について

I. 介護保険事業の適正化に向けた事業の推進

1. 要介護認定申請手続きの適正化	91
2. 認定調査・要介護認定審査会の適正化	91
3. 認定遅延改善に向けた取組み強化	91
4. 償還払いの審査支払の適正化	91
5. 収納率向上への取組み	92
6. 苦情・相談への対応	92

II. 介護保険サービスの平準化に向けた取組み

1. 低所得者に対する支援	93
2. 離島等地域への支援	94

III. 構成市町村等との連携

1. 窓口の利便性と効率化	95
2. 地域支援事業の支援	95
3. 地域包括支援センターへの支援	95
4. 収納体制の強化	95
5. 地域介護・福祉空間整備等事業への支援	95
6. サービス提供事業所への支援	96

IV. 第3期事業計画の推進

1. 保険者機能の強化 -----	97
2. 職員の資質の向上 -----	97
3. 財政健全化の確立 -----	97
4. 普及啓発・広報活動の推進 -----	97
5. 計画評価指標の設定 -----	98

資料編

1. 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会規則 -----	99
2. 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会名簿 -----	102
3. 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画幹事会、作業部会名簿 -----	103
4. 沖縄県介護保険広域連合第3期介護保険事業計画策定の経過 -----	104

第1章 介護保険事業計画策定に当たって

I. 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

21世紀を迎えた我が国の人口構造は、高齢化率が急速に上昇し国民の3人に1人が高齢者となることが予測され、かつてない早さで高齢社会へと歩みをすすめています。

高齢社会の到来によって要介護高齢者が増加するなか、介護を必要とする高齢者や介護者の負担を社会全体で支える新しい介護システムとして、平成9年に介護保険法が成立、平成12年4月に介護保険制度がスタートしました。

さらに、2015年における高齢者像を想定し、「制度の持続可能性」、「明るく活力のある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」を基本視点に、予防重視型システムへの転換、地域密着型サービス、地域支援事業等の創設を始め制度の大幅な見直しが行われました。

沖縄県は、全国的に長寿県としての地位を築いてきましたが、近年、一人暮らし高齢者を含め高齢者のみ世帯が増加する一方、人と人とのつながりが希薄化しつつあるなかで、地域や家庭における「見守り」、「介護力」の低下が指摘されるなど高齢者を取り巻く環境が厳しい状況となっています。

沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という）、においては、このような状況を受け平成15年3月「介護サービスの適正給付」、「介護保険料の平準化」及び「財政の安定化」に関する課題を解決するため、「沖縄県介護保険広域連合 第2期介護保険事業計画」を策定し、より効果的で効率的な介護保険事業の運営を推進してきました。

しかしながら、将来の急速な高齢化の進展や介護保険制度の改正等を見据え、介護を必要とするすべての高齢者ができる限り住み慣れた身近な地域において同一水準の認定、給付、保険料でより質の高い介護サービスを提供していくため保険者機能の拡大、介護保険財政の安定化並びにサービスの平準化に向けた介護サービス基盤整備等への支援など広域的な事業展開がより一層求められるようになってきました。

そのため、第2期介護保険事業の検証による課題への対応、制度改正による新たなサービスの適切な実施など効率的で質の高い介護保険事業を展開していくため、広域連合としての役割や方向性ならびに構成市町村との連携のあり方を示すと同時に、高齢者が要介護状態となることを未然に防ぎ日常生活の自立を促す支援施策の基本指針を明確にした「第3期介護保険事業計画」を策定します。

2. 法令等の根拠

広域連合における第3期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画として策定します。

すべての高齢者ができる限り身近な地域で生きがいを持ち安心して暮していくことを支援するための各種施策並びに保健、福祉の各分野における施策が総合的に盛り込まれた、構成市町村それぞれの老人保健福祉計画（高齢者保健福祉計画）との整合性を保つものとします。

3. 計画の期間

本計画は、2015年の高齢社会の動向を見据えながら、保険料がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないとされ、その算定の基礎となる介護保険事業計画についても3年を1期として策定することとされていることから、計画の期間は平成18年度を初年度とし、平成20年度までの3年間とします。

また、第4期介護保険事業計画に関わる新たな計画策定については、第3期介護保険事業計画の最終年である平成20年度までに行うものとします。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
沖縄県介護保険広域連合 第2期介護保険事業計画								
		見直し	沖縄県介護保険広域連合 第3期介護保険事業計画					
			← 見直し →			沖縄県介護保険広域連合 第4期介護保険事業計画		



テップウユリ

4. 計画の基本理念

“自分らしく健康長寿”

生涯を通して、健康で生きがいを持ち、生活の質を高めながら、豊かに自分らしく暮ることができる地域社会を目指します。

高齢者が健康で生きがいを持ち、自分らしくいきいきとした日常生活を送ることができるよう地域における健康づくりや高齢者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

介護を必要とする状態とならないための介護予防事業、住み慣れた地域で生活の質を高めながら安心して暮していくための生活支援活動を推進していきます。

また、可能な限り居宅或いは身近な地域で自らの選択と決定による介護サービスを受給し、要介護状態であっても自立した日常生活を送ることができる体制を構築します。

5. 計画の基本目標

本計画の基本理念「自分らしく健康長寿」を達成するための基本目標を以下に示します。

基本目標1: 介護予防事業の推進

高齢者の個別ニーズに柔軟に対応し、地域ごとのニーズと特性をサービスに結びつけ、高齢者が要介護(支援)状態となることの未然防止や要介護(支援)状態の軽減及び進行を防いでいくため介護予防事業を重点的に推進していきます。

基本目標2: 適切かつ効率的な介護(介護予防)サービス提供基盤の整備

介護(支援)を必要とするすべての高齢者が、できる限り身近な地域或いは居宅において自らの選択と決定により適切な介護(介護予防)サービスを平等に受けることができるサービス提供基盤の整備を促進していきます。

基本目標3: 要介護(支援)者及び家族に対する尊厳の擁護

要介護(支援)者及びその家族に対する基本的人権を尊重し、サービスが適切に利用されるための権利擁護の仕組みなどを整備していきます。

基本目標4:介護(介護予防)給付の平準化と財政の安定化

介護(介護予防)サービス及び保険料の平準化を推進するための施策を展開し、介護保険財政の安定化に努めます。

基本目標5:点検・評価体制の充実

介護サービスや介護予防サービス並びに地域支援事業の適切な提供と実施並びに質の向上を目指しサービス点検・評価体制の充実に向けた取組みを推進していきます。



ハイビスカス

基本理念

自分らしく“健康長寿”

基本目標

重点的な取組み(基本施策の展開方針)

基本目標1

介護予防事業の推進

新たなサービスへの対応

1. 地域支援事業

(1) 介護予防事業

- ① 特定高齢者把握事業 ② 介護予防特定高齢者施策
- ③ 介護予防一般高齢者施策

(2) 包括的支援事業

1) 包括的支援事業内容

- ① 介護予防マネジメント事業 ② 総合相談・支援事業 ③ 権利擁護事業
- ④ 包括的・継続的マネジメント事業

2) 地域包括支援センター 3) 地域支援事業運営協議会の設置

4) 市町村地域包括ケア推進協議会

(3) 任意事業

- 1) 市町村実施事業 2) 広域連合実施事業

2. 地域密着型サービス

(1) 日常生活圏域

(2) 地域密着型サービスの基本的な考え方

(3) 管理及び指導體制

(4) 地域密着型サービス運営委員会

基本目標3

要介護(支援)者及び家庭に対する尊厳の養護

第3期介護保険事業の円滑な推進

I. 介護保険事業の適正化に向けた事業の推進

- 1. 要介護認定申請手続きの適正化
- 2. 認定調査・要介護認定審査の適正
- 3. 認定遅延改善に向けた取り組み強化
- 4. 償還払いの審査支払いの適正化
- 5. 収納率向上への取り組み
- 6. 苦情・相談への対応

II. 介護サービスの平準化に向けた取り組み

- 1. 低所得者に対する支援
- 2. 離島等地域への支援

III. 構成市町村等との連携

- 1. 窓口の利便性と効率化
- 2. 地域支援事業への支援
- 3. 地域包括支援センターへの支援
- 4. 収納体制の強化
- 5. 地域介護・福祉空間整備事業への支援
- 6. サービス提供事業所への支援

IV. 第3期事業計画の推進

- 1. 保険者機能の強化
- 2. 職員の質の向上
- 3. 財政健全化の推進
- 4. 普及啓発・広報活動の推進
- 5. 計画評価指標の設定

基本目標4

介護(介護予防)給付費の平準化と財政の安定化

基本目標5

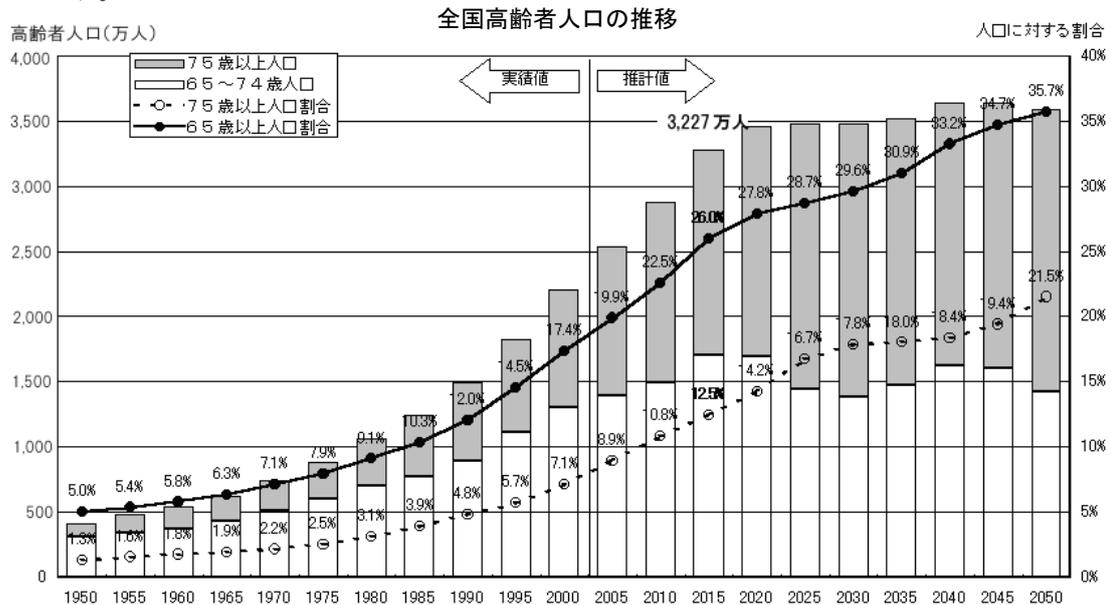
点検・評価体制の充実

Ⅱ. 高齢社会のあるべき姿

1. 高齢者の将来動向

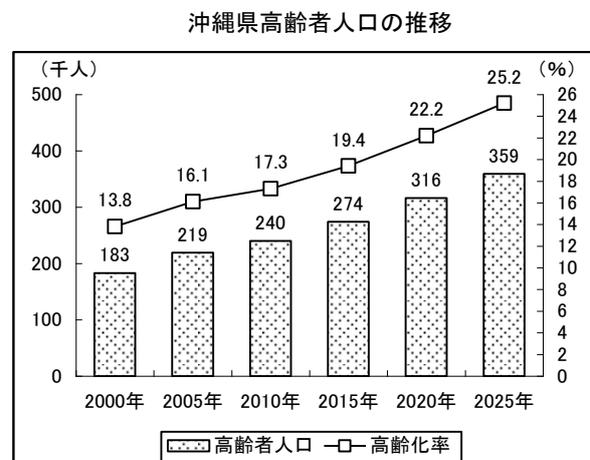
わが国の高齢者人口は、戦後生まれのいわゆる団塊の世代（1947（昭和22）年～1949年（昭和24）生まれ：57歳から59歳）が2015年には65歳以上の高齢者となり、全国の高齢者人口は3,277万人で、高齢化率が26.0%（後期高齢化率12.5%）となる見通しとなり、わずか数十年という類を見ない速さで超高齢社会が進展することになります。

また、2015年の前期高齢者（65歳～74歳の高齢者）は、その10年後の2025年に75歳以上の後期高齢者（75歳以上の高齢者）となり、後期高齢化率も16.7%と大きく上昇することが見込まれています。



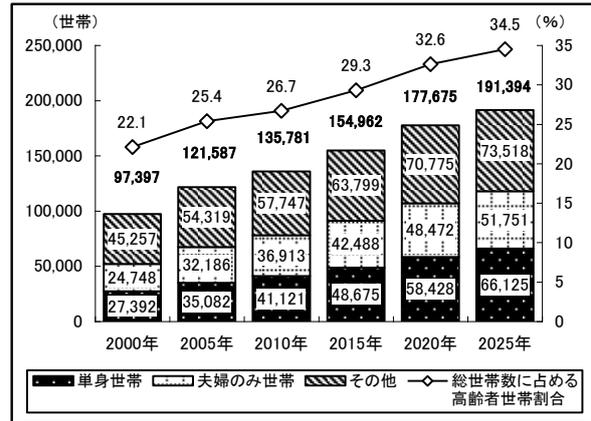
出典：「総務省統計局（平成14年10月1日現在推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（都道府県推計人口）」

沖縄県においては、2000年に18万3千人だった高齢者人口は、2015年には49.7%増（9万1千人増）の27万4千人となることが予測され、全国で13番目に高い伸び率となっています。また、高齢化率は、上昇しながら推移し、2015年に19.4%、2025年に25.2%となり、総人口4人に1人は高齢者になると予測されます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」（平成14年3月推計）

沖縄県高齢者世帯の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯の将来推計(都道府県別推計)」(平成17年8月推計)

2000年に9万7,397世帯だった高齢者世帯数は、2015年には59.1%増(5万7,565世帯増)の15万4,962世帯となることが予測され、総世帯数に占める割合は29.3%となります。そのうち、2000年に2万7,392世帯だった高齢者単身世帯は、10年後の2015年には77.7%増(2万1,283世帯増)で4万8,675世帯となり、伸び率は全国19位、高齢者夫婦のみ世帯は2000年の2万4,748世帯から71.7%増(1万7,740世帯増)の4万2,488世帯で、伸び率は全国11位となっており、ともに大きく増加することが予測されます。

このように、高齢者人口及び高齢者の単独世帯の増加は、何らかの社会的支援や介護を必要とする高齢者が増加することを意味するものであり、来るべき超高齢社会においては、高齢者が出来る限り要介護状態となることを未然に防いでいくため実効性のある介護予防の取組みを2015年までの間に確立することが大きな意味を持つものとされています。

2. 高齢社会の将来像(2015年)

“必ずしも、現在の高齢者像の延長では捉えられない新たな高齢者像”

現在の高齢者は明治、大正、昭和生まれまでの様々な世代が存在していますが、2015年には終戦直後の混乱の時代に生を受け、高度経済成長期に青年期を迎え、さらに新しく異なる時代を経験した「団塊の世代」が高齢期を迎えます。これからの高齢者層においては生活様式、考え方、価値観が一層多様化するものと考えられています。

また、一人暮らし高齢者世帯や高齢のみの世帯等が増加しているなど、介護を必要とする高齢者の介護環境も大きく変化することが予想されています。

Ⅲ. 沖縄県介護保険広域連合について

1. 沖縄県介護保険広域連合設立の背景

平成 12 年 4 月、第 1 期介護保険事業が沖縄県下の市町村を保険者として開始されました。

介護保険事業スタート後、本県においては事業計画におけるサービスの供給量が当初見込みをはるかに上回り介護サービス給付費が急増し、一部小規模町村においては財政面、サービス提供基盤の確保面等において介護保険事業を単独で運営することが困難な状況となりました。

そこで、適正化対策の実施やサービス基盤の広域的調整がより重要と認識され、介護保険事業に関する諸問題を解決するため、平成 14 年 7 月 30 日、県下 34 市町村で構成する沖縄県介護保険広域連合が設立され、「給付の適正化」「保険料の平準化」及び「財政の安定化」を目指した第 2 期介護保険事業が実施されてきました。

2. 広域連合の沿革

平成 11 年 3 月 沖縄県町村会定期総会において、沖縄県介護保険広域連合設立準備委員会の設置を承認

平成 12 年 1 月 沖縄県町村会臨時総会において介護保険広域連合の業務開始を平成 15 年 4 月 1 日からとすることを承認

平成 13 年 4 月 沖縄県介護保険広域連合設立準備事務局設置

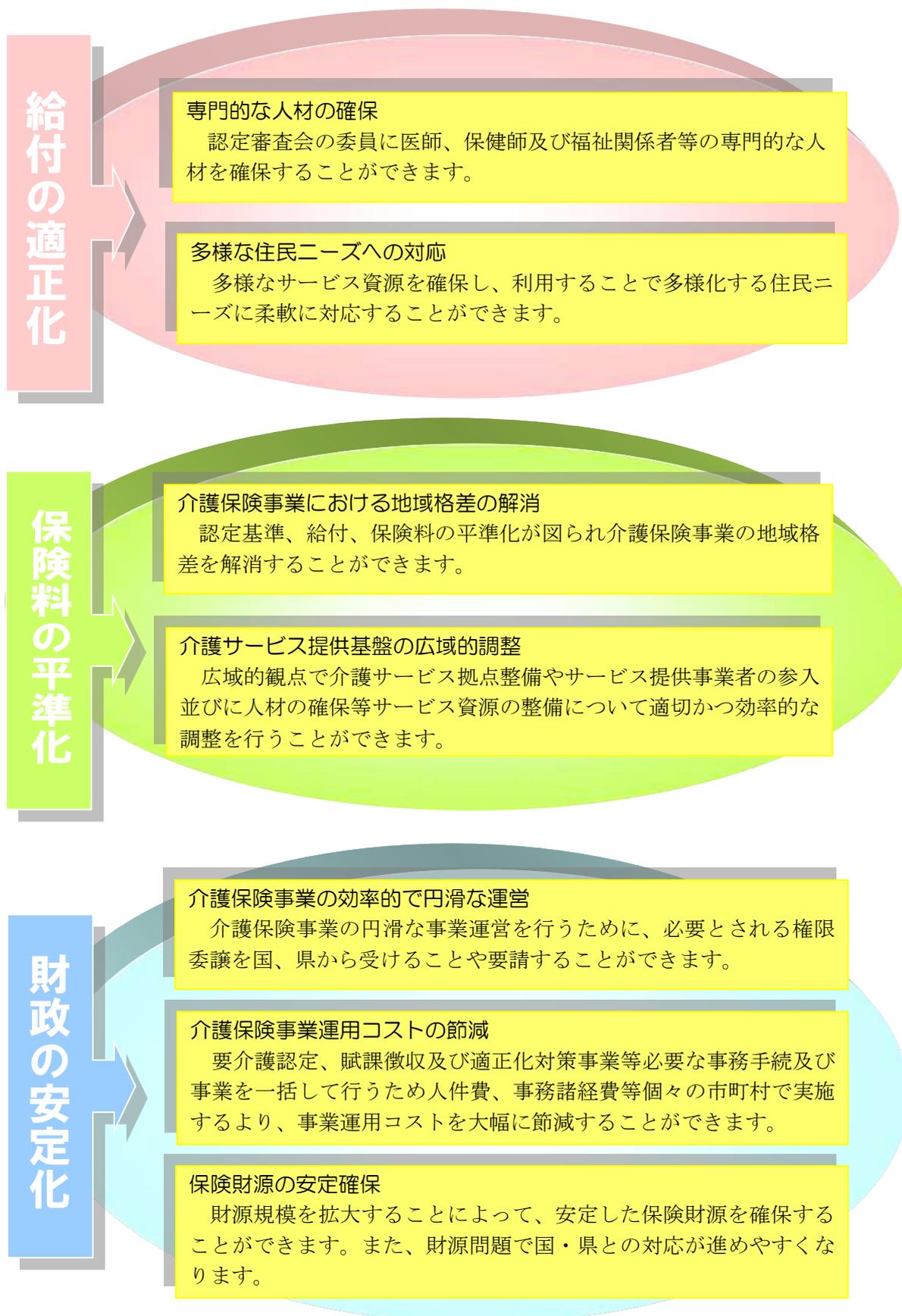
平成 14 年 7 月 広域連合参画市町村議会での広域連合規約の可決、沖縄県知事から広域連合設立認可

平成 15 年 4 月 沖縄県介護保険広域連合介護保険業務の本格開始

平成 17 年 3 月 平成 16 年度市町村合併により与那城町、勝連町が離脱、構成市町村は 32 市町村となる。

平成 18 年 1 月 平成 17 年度市町村合併により玉城村、知念村、佐敷町、大里村が南城市に、東風平町、具志頭村が八重瀬町となり構成市町村は 28 市町村となる。

3. 広域連合に期待される効果



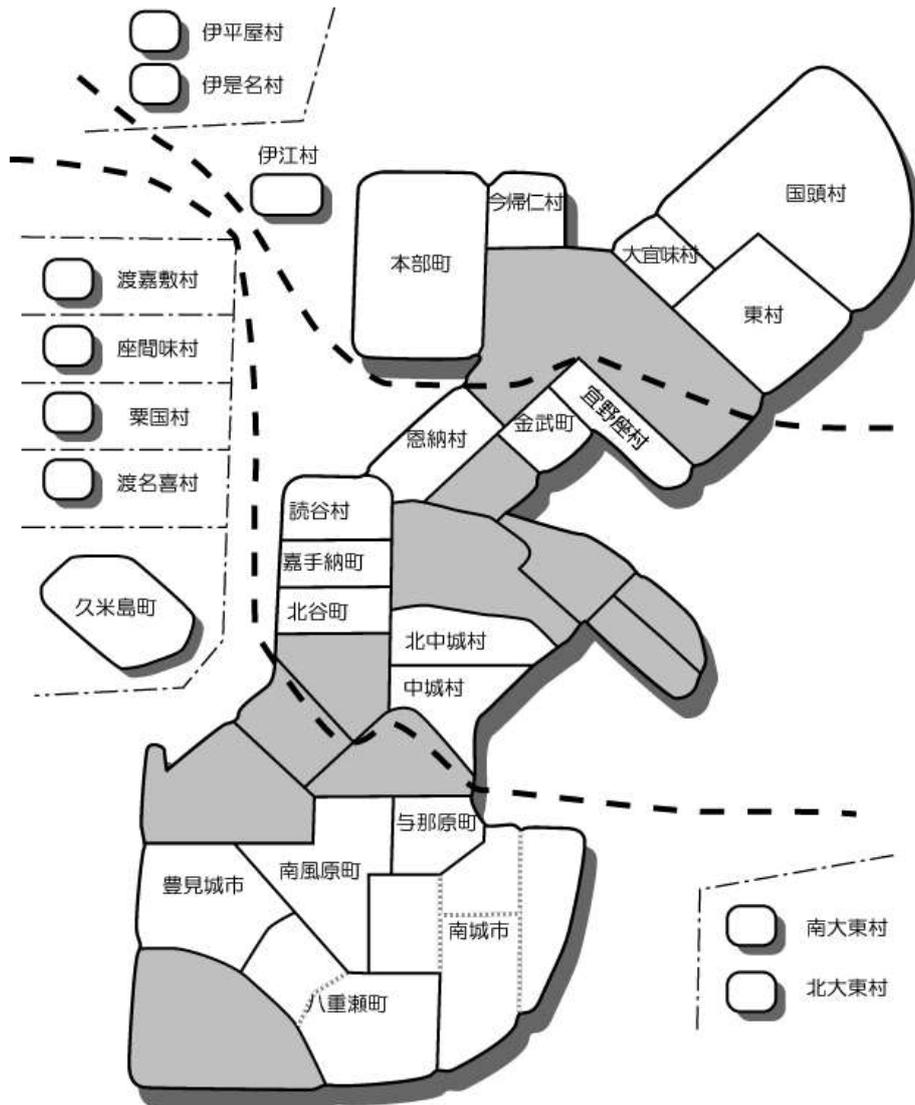
IV. 広域連合構成市町村の概況

1. 広域連合構成市町村

広域連合構成市町村は北部圏域 8 町村、中部圏域 8 町村、南部圏域 12 市町村の合計 28 市町村です。

	構成市町村
北部圏域	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部圏域	恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部圏域	豊見城市、南風原町、与那原町、八重瀬町、南城市、南大東村、北大東村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町

構成市町村位置図



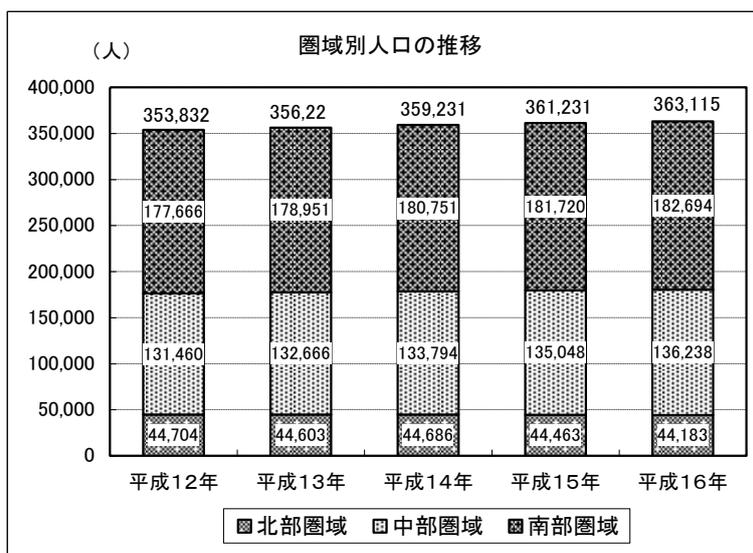
2. 人口構成と高齢化の状況

(1) 人口の推移

平成16年住民基本台帳(10月末)における広域連合構成市町村の合計人口は36万3,115人となっています。

圏域別内訳は、南部圏域が18万2,694人で広域連合総人口の50.3%を占め最も多く、次いで中部圏域の13万6,238人(37.5%)、北部圏域の4万4,183人(12.2%)となっています。

広域連合の総人口の推移を見ると平成12年で35万3,830人であった人口は、経年的に微増で推移し4年間で9,285人増となっていますが、平成15年以降人口の伸び率が鈍化する状況にあります。

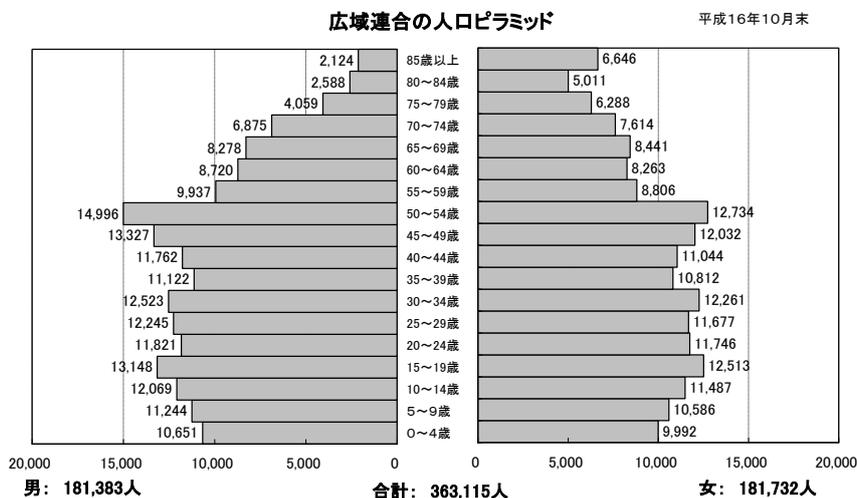


資料:住民基本台帳(各年10月末現在)

(2) 人口構成

平成16年住民基本台帳(10月末)における広域連合構成市町村の5歳階級別人口は、男女ともに50~54歳の年齢人口が最も多く、男性が1万4,996人、女性が1万2,734人の合計2万7,730人で総人口の7.64%を占めています。

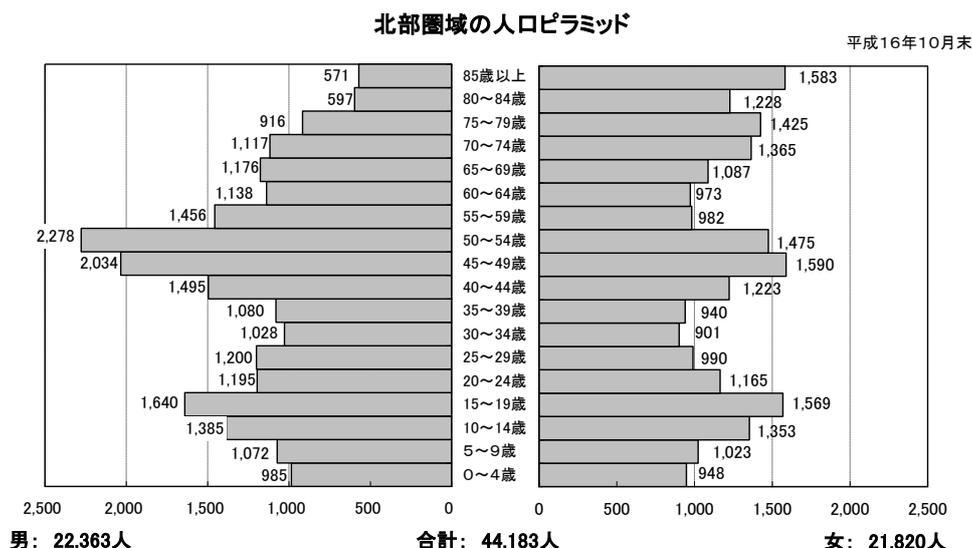
年齢構成をみると、年少人口から生産人口にかけ、男性人口が女性人口を上回っていますが、老年人口においては、女性人口が男性人口を上回る形となっており、85歳以上人口では女性人口6,646人が男性人口2,124人の3.1倍となっています。



1) 北部圏域

人口ピラミットの形態を圏域別にみると、北部圏域において、男性人口は50歳～54歳の年齢層が2,278人で最も多いのに対し、女性人口では45～49歳人口が1,590人で最も多くなっています。

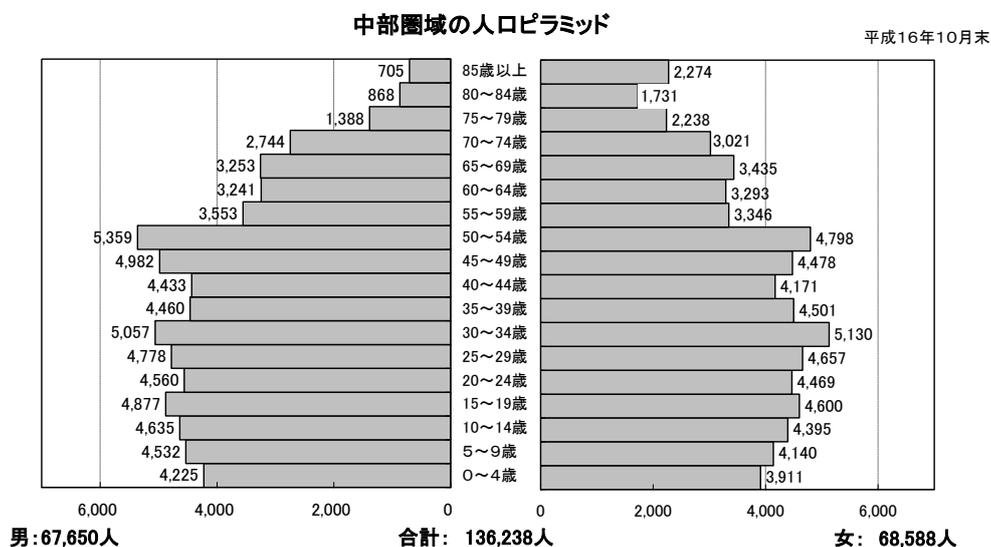
全体的には、男女ともに10代及び40代後半から50代の前半の年齢層が多くなっていますが、0～4歳の年少人口が少ない状況にあることや、生産人口の男女ともに30代が他の年齢に比べ少なく、また、老年人口で女性人口が男性人口を上回り、特に85歳以上の人口は女性人口が男性人口を大きく上回っていることが北部圏域の特徴といえます。



2) 中部圏域

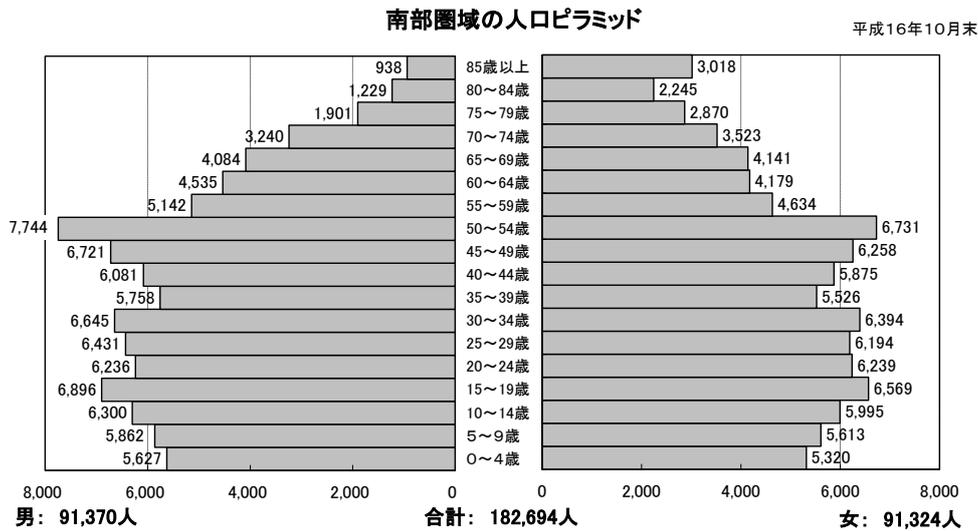
中部圏域は、男性人口では50～54歳の年齢の人口が5,359人で最も多くなっているのに対し、女性人口では30～34歳の人口が5,130人で最も多くなっています。

全体的には、男女人口ともに年少人口から生産人口まではほぼ均等な人口構成となっていること、65歳以上の人口では、女性人口が男性人口を上回る形態であること、0歳～4歳の人口が少ない状況にあることが特徴となっています。



3)南部圏域

南部圏域は、男女人口ともに50歳～54歳の人口が最も多く、男性人口で7,744人、女性人口で6,731人となっています。全体的には、中部圏域と同様に年少人口から生産人口にかけ男女人口がほぼ均等であること、男女人口ともに30代後半から40代前半の人口及び0～4歳の人口が他の年齢層に比べ少ないこと、老年人口において各年齢層で女性人口が男性人口を上回り、年齢が高齢になるほどその差が大きくなっていることが特徴となっています。



シークワーサー

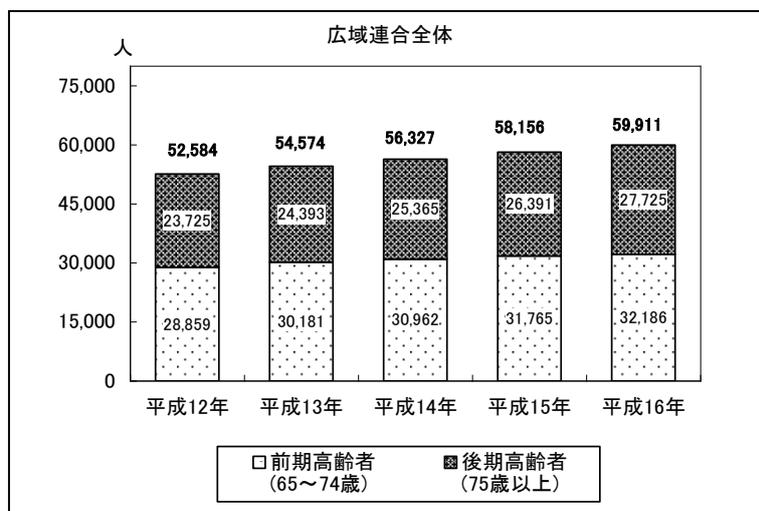
3. 高齢者人口の推移

(1) 高齢者人口の推移

平成16年住民基本台帳(10月末)における広域連合構成市町村の第1号被保険者数は、5万9,911人で、このうち65～74歳までの前期高齢者が53.72%の3万2,186人、75歳以上の後期高齢者が46.28%の2万7,725人となっています。

第1号被保険者数は、平成12年の5万2,584人から4年間で7,327人増となっています。そのうち前期高齢者数は平成12年に比べ3,327人増で増加率は11.5%、後期高齢者数は平成12年に比べ4,000人増で増加率は16.9%となっており、前期高齢者数の増加割合を上回っています。

前期高齢者及び後期高齢者別高齢者人口の推移



(※旧与那城町、勝連町を除く)

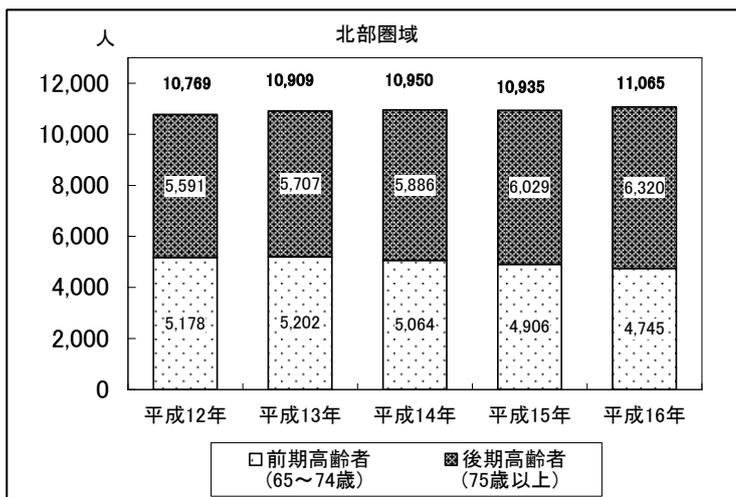
資料:住民基本台帳(各年10月末現在)

1) 北部圏域

北部圏域の第1号被保険者数は広域連合高齢者総数の18.47%を占める、1万1,065人となっています。このうち65～74歳までの前期高齢者が42.88%の4,745人、75歳以上の後期高齢者が57.12%の6,320人となっています。

平成12年に1万769人であった第1号被保険者数は平成15年に減少しますが、平成16年で再び増加に転じ、平成12年に比べ296人増となっています。

前期高齢者及び後期高齢者別高齢者人口の推移



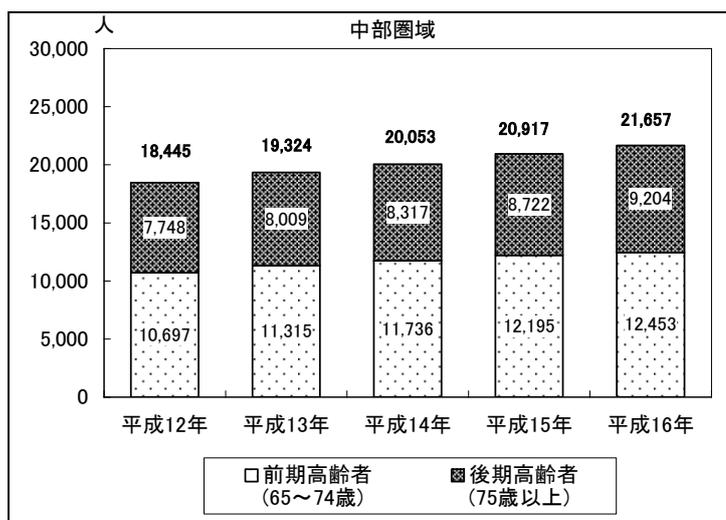
資料:住民基本台帳(各年10月末現在)

2) 中部圏域

中部圏域の第1号被保険者数は広域連合高齢者総数の36.15%を占める2万1,657人となっています。このうち65～74歳までの前期高齢者が57.50%の1万2,453人、75歳以上の後期高齢者が42.50%の9,204人となっており、経年的に前期高齢者が後期高齢者を上回る人口構成となっています。

平成12年に1万8,445人であった第1号被保険者数は経年的に増加傾向で推移し、平成16年では平成12年に比べ3,212人増となっています。

前期高齢者及び後期高齢者別高齢者人口の推移



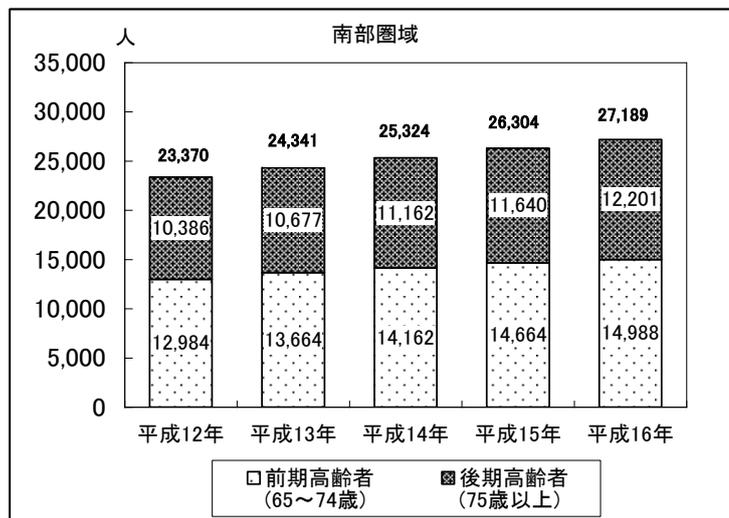
(※旧与那城町、勝連町を除く) 資料:住民基本台帳(各年10月末現在)

3) 南部圏域

南部圏域の第1号被保険者数は広域連合高齢者総数の45.38%を占める2万7,189人となっています。このうち65～74歳までの前期高齢者が55.13%の1万4,988人、75歳以上の後期高齢者が44.87%の1万2,201人となっており、中部圏域と同様に経年的に前期高齢者が後期高齢者を上回る人口構成となっています。

平成12年に2万3,370人であった第1号被保険者数は経年的に増加傾向で推移し、平成16年では平成12年に比べ3,819人増となっています。

前期高齢者及び後期高齢者別高齢者人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月末現在)

(2) 高齢者世帯の状況

平成16年沖縄県の老人福祉関係基礎資料（高齢者福祉介護課調査10月1日現在）における広域連合構成市町村全体の総世帯数は、13万4,134世帯となっており、経年的に増加傾向で推移し、平成12年（12万1,541世帯）に比べ1万2,593世帯の増加となっています。

総世帯数に占める高齢者のいる世帯数は、平成14年まで増加した後、平成15年で一時的に減少しますが、平成16年では総世帯数の36.9%を占める4万9,451世帯となり、再び増加傾向を示し、平成12年度に比べ増加率は23.5%（9,424世帯増）で総世帯数の増加率に比べ2倍以上の伸びを示しています。

平成16年の高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯数は総世帯数の8.2%、高齢者のいる世帯の22.2%を占める1万987世帯となっています。

高齢者のみの世帯数は総世帯数の7.4%、高齢者のいる世帯の20.0%となっており、単身世帯と高齢者のみの世帯の合計は2万862世帯で総世帯数の15.6%、高齢者のいる世帯の42.2%を占めています。

また、高齢者同居世帯は、総世帯数の21.5%、高齢者のいる世帯の58.3%を占める2万8,831世帯となっています。

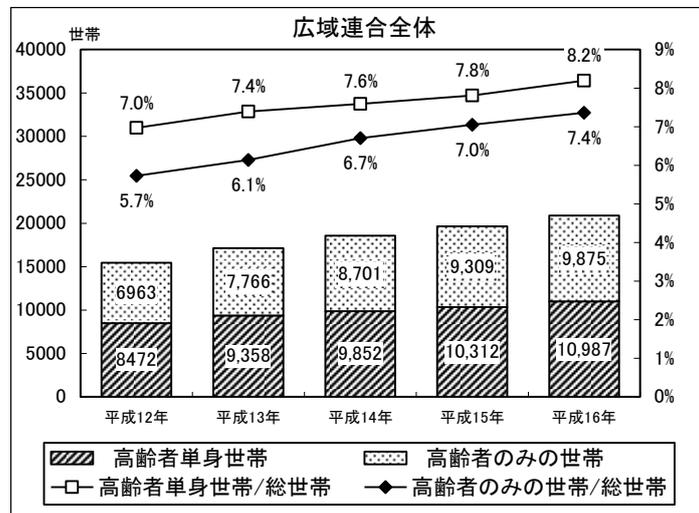
高齢者世帯の状況(広域連合全体)

単位:世帯

世帯区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成12年と16年の比較	
						増減数	増加率
総世帯数 A	121,541	126,579	129,793	132,051	134,134	12,593	10.4%
高齢者のいる世帯数 B	40,027	43,299	48,247	46,783	49,451	9,424	23.5%
割合(B/A)	32.9%	34.2%	37.2%	35.4%	36.9%		
高齢者単身世帯 C	8,472	9,358	9,852	10,312	10,987	2,515	29.7%
割合(C/A)	7.0%	7.4%	7.6%	7.8%	8.2%		
割合(C/B)	21.2%	21.6%	20.4%	22.0%	22.2%		
高齢者のみの世帯 D	6,963	7,766	8,701	9,309	9,875	2,912	41.8%
割合(D/A)	5.7%	6.1%	6.7%	7.0%	7.4%		
割合(D/B)	17.4%	17.9%	18.0%	19.9%	20.0%		
高齢者同居世帯 E	24,614	26,302	29,694	27,162	28,831	4,217	17.1%
割合(E/A)	20.3%	20.8%	22.9%	20.6%	21.5%		
割合(E/B)	61.5%	60.7%	61.5%	58.1%	58.3%		

資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯の推移



資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)

1) 北部圏域

北部圏域における高齢者世帯の状況をみると、平成16年沖縄県の老人福祉関係基礎資料（高齢者福祉介護課調査10月1日現在）の総世帯数は1万7,357世帯となっており、平成15年まで増加傾向で推移した総世帯数は、減少傾向へと転じていますが、平成12年（1万6,516世帯）に比べ841世帯の増加となっています。

平成16年における高齢者のいる世帯数は8,117世帯で総世帯の46.8%を占め、平成12年に比べ508世帯の増、増加率は6.7%となっており総世帯数の増加率を上回る伸びを示しています。

高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯数は総世帯数の15.6%、高齢者のいる世帯数の33.3%を占める2,703世帯となっています。

また、高齢者のみの世帯数は総世帯数の17.8%、高齢者のいる世帯数の38.1%を占める3,094世帯となっており、高齢者単身世帯と高齢者のみ世帯の合計は5,797世帯で総世帯数の33.4%、高齢者のいる世帯数の71.4%を占めています。

高齢者同居世帯は、総世帯数の16.3%、高齢者のいる世帯数の34.8%を占める2,828世帯となっています。

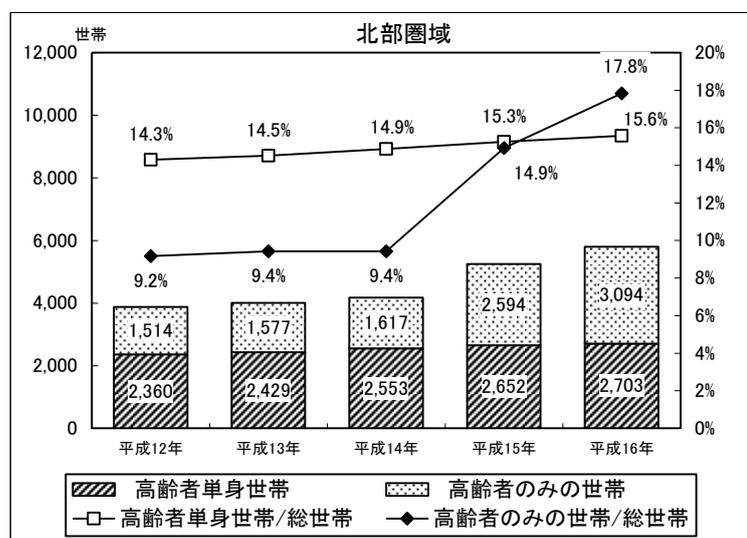
高齢者世帯の状況(北部圏域)

単位:世帯

世帯区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成12年と16年の比較	
						増減数	増加率
総世帯数 A	16,516	16,736	17,166	17,381	17,357	841	5.1%
高齢者のいる世帯数 B	7,609	7,684	8,685	7,994	8,117	508	6.7%
割合(B/A)	46.1%	45.9%	50.6%	46.0%	46.8%		
高齢者単身世帯 C	2,360	2,429	2,553	2,652	2,703	343	14.5%
割合(C/A)	14.3%	14.5%	14.9%	15.3%	15.6%		
割合(C/B)	31.0%	31.6%	29.4%	33.2%	33.3%		
高齢者のみの世帯 D	1,514	1,577	1,617	2,594	3,094	1,580	104.4%
割合(D/A)	9.2%	9.4%	9.4%	14.9%	17.8%		
割合(D/B)	19.9%	20.5%	18.6%	32.4%	38.1%		
高齢者同居世帯 E	3,735	3,674	4,515	2,748	2,828	-907	-24.3%
割合(E/A)	22.6%	22.0%	26.3%	15.8%	16.3%		
割合(E/B)	49.1%	47.8%	52.0%	34.4%	34.8%		

資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯の推移



資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)

2) 中部圏域

中部圏域における高齢者世帯の状況をみると、平成16年沖縄県の老人福祉関係基礎資料（高齢者福祉介護課調査10月1日現在）の総世帯数は5万6,225世帯となっており、経年的に増加傾向で推移し、平成12年（5万1,896世帯）に比べ4,329世帯の増加となっています。

平成16年における高齢者のいる世帯数は1万9,744世帯で総世帯の35.1%を占め、平成12年に比べ3,323世帯の増、増加率は20.2%と総世帯数の増加率に比べ約2倍以上の伸びを示しています。

高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯数は総世帯数の7.3%、高齢者のいる世帯数の20.7%を占める4,092世帯となっています。

また、高齢者のみの世帯数は総世帯数の4.9%、高齢者のいる世帯数の14.1%を占める2,782世帯となっており、高齢者単身世帯と高齢者のみ世帯の合計は6,874世帯で総世帯数の12.2%、高齢者のいる世帯数の34.8%を占めています。

高齢者同居世帯は、総世帯数の22.9%、高齢者のいる世帯数の65.2%を占める12,870世帯となっています。

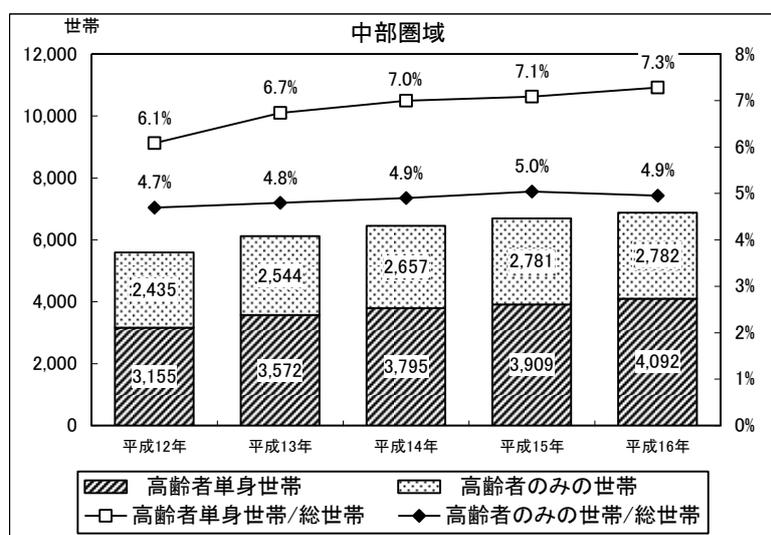
高齢者世帯の状況(中部圏域)

単位:世帯

世帯区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成12年と16年の比較	
						増減数	増加率
総世帯数 A	51,896	53,063	54,256	55,197	56,225	4,329	8.3%
高齢者のいる世帯数 B	16,421	16,871	18,050	18,212	19,744	3,323	20.2%
割合(B/A)	31.6%	31.8%	33.3%	33.0%	35.1%		
高齢者単身世帯 C	3,155	3,572	3,795	3,909	4,092	937	29.7%
割合(C/A)	6.1%	6.7%	7.0%	7.1%	7.3%		
割合(C/B)	19.2%	21.2%	21.0%	21.5%	20.7%		
高齢者のみの世帯 D	2,435	2,544	2,657	2,781	2,782	347	14.3%
割合(D/A)	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%	4.9%		
割合(D/B)	14.8%	15.1%	14.7%	15.3%	14.1%		
高齢者同居世帯 E	10,831	10,829	11,598	11,522	12,870	2,039	18.8%
割合(E/A)	20.9%	20.4%	21.4%	20.9%	22.9%		
割合(E/B)	66.0%	64.2%	64.3%	63.3%	65.2%		

資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯の推移



資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)

3)南部圏域

南部圏域における高齢者世帯の状況をみると、平成16年沖縄県の老人福祉関係基礎資料（高齢者福祉介護課調査10月1日現在）の総世帯数は6万552世帯となっており、経年的に増加傾向で推移し、平成12年（5万3,129世帯）に比べ7,423世帯の増加となっています。

平成16年における高齢者のいる世帯数は2万1,590世帯で総世帯の35.7%を占め、平成12年に比べ5,593世帯の増、増加率は35.0%と総世帯数の増加率に比べ2倍以上の伸びを示しています。

高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯数は総世帯数の6.9%、高齢者のいる世帯数の19.4%を占める4,192世帯となっています。

また、高齢者のみの世帯数は総世帯数の6.6%、高齢者のいる世帯数の18.5%を占める3,999世帯となっており、高齢者単身世帯と高齢者のみ世帯の合計は8,191世帯で総世帯数の13.5%、高齢者のいる世帯数の37.9%を占めています。

高齢者同居世帯は、総世帯数の21.7%、高齢者のいる世帯数の60.8%を占める1万3,133世帯となっています。

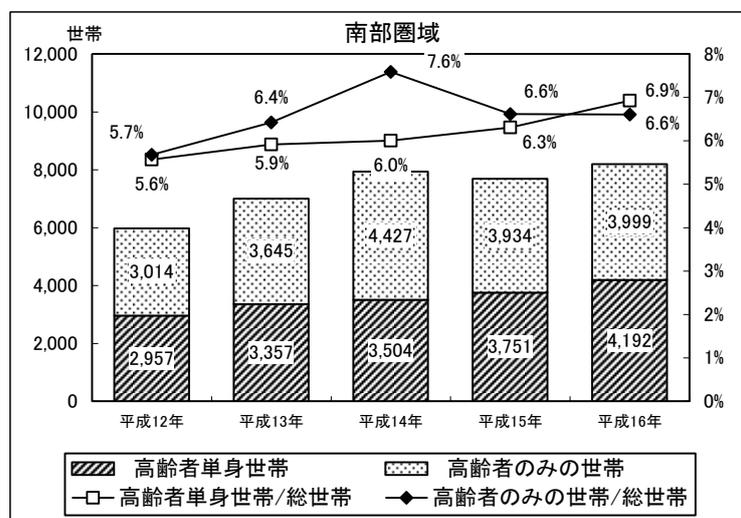
高齢者世帯の状況(南部圏域)

単位:世帯

世帯区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成12年と16年の比較	
						増減数	増加率
総世帯数 A	53,129	56,780	58,371	59,473	60,552	7,423	14.0%
高齢者のいる世帯数 B	15,997	18,744	21,512	20,577	21,590	5,593	35.0%
割合(B/A)	30.1%	33.0%	36.9%	34.6%	35.7%		
高齢者単身世帯 C	2,957	3,357	3,504	3,751	4,192	1,235	41.8%
割合(C/A)	5.6%	5.9%	6.0%	6.3%	6.9%		
割合(C/B)	18.5%	17.9%	16.3%	18.2%	19.4%		
高齢者のみの世帯 D	3,014	3,645	4,427	3,934	3,999	985	32.7%
割合(D/A)	5.7%	6.4%	7.6%	6.6%	6.6%		
割合(D/B)	18.8%	19.4%	20.6%	19.1%	18.5%		
高齢者同居世帯 E	10,048	11,799	13,581	12,892	13,133	3,085	30.7%
割合(E/A)	18.9%	20.8%	23.3%	21.7%	21.7%		
割合(E/B)	62.8%	62.9%	63.1%	62.7%	60.8%		

資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯の推移



資料:老人福祉関係基礎資料(高齢者福祉介護課調査 各年10月1日現在)



テイゴ

第2章 第2期介護保険事業の状況及び課題

I. 要支援・要介護認定者の状況

1. 認定の状況

(1) 認定調査の状況

平成17年4月から12月末までの調査実施件数9,061件に対し、27人の調査員が対応し、1日当たり1.86件の訪問調査を実施してきました。平成15、16年度と比較して1日当たり実施件数は0.23件伸びています。

月別調査件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成15年度	調査実施件数 (件)	964	1,231	1,213	1,289	1,150	1,228	1,353	1,196	1,375	1,443	1,355	1,450	15,247
	調査員数 (人)	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
	実働日数 (日)	21	21	21	21	20	20	21	20	19	21	19	22	246
	1日実施件数 (件)	1.21	1.54	1.52	1.62	1.51	1.62	1.70	1.57	1.90	1.81	1.88	1.73	1.63
平成16年度	調査実施件数 (件)	1,247	1,170	1,258	1,177	1,168	1,123	1,150	1,211	1,277	1,163	1,254	1,310	14,508
	調査員数 (人)	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
	実働日数 (日)	21	18	21	21	21	20	20	20	19	19	19	22	241
	1日実施件数 (件)	1.60	1.76	1.62	1.51	1.50	1.52	1.55	1.64	1.82	1.65	1.78	1.61	1.63
平成17年度	調査実施件数 (件)	1,076	1,079	1,058	953	1,057	915	994	1,032	897				9,061
	調査員数 (人)	27	27	27	27	27	27	27	27	27				27
	実働日数 (日)	20	19	21	20	22	20	20	20	18				180
	1日実施件数 (件)	1.99	2.10	1.87	1.76	1.78	1.69	1.84	1.91	1.85				1.86

資料：沖縄県介護保険広域連合

(2) 介護認定審査会の開催状況

平成16年度における要介護認定審査会の開催回数は475回、月平均約40回のペースで実施され、開催回数は審査会1回あたりの審査件数が増加したことで、前年度に比べ70回の減となっています。

また、平成16年度の制度見直しに伴う更新による有効期間延長の拡大及び旧勝連町・旧与那城町の離脱により申請者が減少したため、平成17年度認定審査会開催回数が減となりました。

月別審査会の開催状況及び認定件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成15年度	審査会開催回数 (回)	43	49	49	50	40	44	51	41	43	41	43	51	545
	認定件数 (件)	985	1,220	1,364	1,446	1,082	1,299	1,420	1,185	1,336	1,320	1,373	1,548	15,578
	1回当審査件数 (件)	23	25	28	29	27	30	28	29	31	32	32	30	29
平成16年度	審査会開催回数 (回)	42	35	39	41	40	41	39	36	38	40	41	43	475
	認定件数 (件)	1,287	1,101	1,215	1,319	1,149	1,209	1,137	1,083	1,176	1,292	1,280	1,349	14,597
	1回当審査件数 (件)	31	31	31	32	29	29	29	30	31	32	31	31	31
平成17年度	審査会開催回数 (回)	38	34	39	34	30	35	31	33	37				311
	認定件数 (件)	1,173	1,067	1,197	1,021	945	1,093	967	973	1,041				9,477
	1回当審査件数 (件)	31	31	31	30	32	31	31	29	28				30

資料：沖縄県介護保険広域連合

(3) 認定の推移

1) 認定者の推移

平成16年10月末現在の広域連合における要介護度別認定者数は、要介護1が3,254人(認定率5.04%)で最も多く、次いで要介護3の1,793人(同2.78%)、要介護2の1,790人(同2.77%)、要支援の1,707人(同2.64%)、要介護4の1,656人(同2.56%)、要介護5の1,366人(同2.11%)となっています。

平成15年と比較すると要支援、要介護3～5の認定者数が増加するなか、認定率では要支援、要介護3、要介護4が増加し、要介護1、要介護2、要介護5は減少しています。

圏域別でみた場合、北部圏域の認定者数は広域連合認定者総数の18.76%を占める2,170人、認定率は19.55%で、広域連合全体に比べ1.64ポイント高い状況にあります。

中部圏域の認定者数は広域連合認定者総数の40.19%を占める4,648人、認定率は17.48%で広域全体に比べ0.43ポイント低くなっています。

南部圏域の認定者数は広域連合認定者総数の41.05%を占める4,748人、認定率が17.65%で、広域全体に比べ0.26ポイント低くなっています。

要介護度別認定者数及び認定率の状況(各年10月末)

単位:人

	平成15年								平成16年							
	65歳以上人口	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	65歳以上人口	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
北部圏域	11,057	328	602	350	307	304	235	2,126	11,099	377	544	360	355	298	236	2,170
	認定率	2.97%	5.44%	3.17%	2.78%	2.75%	2.13%	19.23%		3.40%	4.90%	3.24%	3.20%	2.68%	2.13%	19.55%
中部圏域	25,782	553	1,405	682	609	669	523	4,441	26,591	623	1,400	665	713	668	579	4,648
	認定率	2.14%	5.45%	2.65%	2.36%	2.59%	2.03%	17.23%		2.34%	5.26%	2.50%	2.68%	2.51%	2.18%	17.48%
南部圏域	26,018	610	1,343	774	658	587	575	4,547	26,902	707	1,310	765	725	690	551	4,748
	認定率	2.34%	5.16%	2.97%	2.53%	2.26%	2.21%	17.48%		2.63%	4.87%	2.84%	2.69%	2.56%	2.05%	17.65%
広域連合	62,857	1,491	3,350	1,806	1,574	1,560	1,333	11,114	64,592	1,707	3,254	1,790	1,793	1,656	1,366	11,566
	認定率	2.37%	5.33%	2.87%	2.50%	2.48%	2.12%	17.68%		2.64%	5.04%	2.77%	2.78%	2.56%	2.11%	17.91%

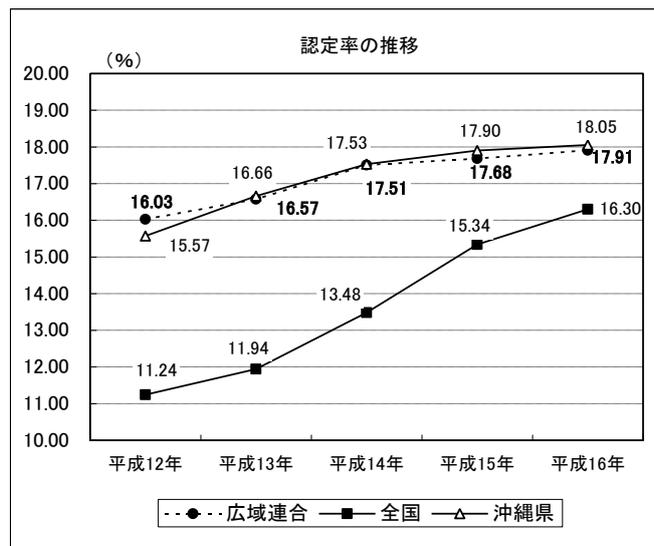
※認定者数には、第2号被保険者を含む。

資料:介護保険事業状況報告

2) 認定率の推移

平成16年10月末の広域連合全体における認定率は17.91%で、全国平均(16.30%)に比べ1.61ポイント高く、沖縄県平均(18.05%)に比べ0.14ポイント低くなっています。

認定率の推移をみると、全国平均の認定率は平成13年以降急速に上昇していますが、全国平均に比べもともと高い広域連合の認定率は比較的ゆるやかに増加しています。



資料:介護保険事業状況報告

(4) 認定者の申請状況

平成16年10月末現在の申請に伴う認定者数は、1万1,780人となっており、平成15年同月に比べ442人の増となっています。

認定者数を圏域別にみると南部圏域が41.12%を占める4,843人で最も多く、次いで中部圏域が4,760人(40.41%)、北部圏域で2,177人(18.48%)となっています。

申請区分別には更新申請が全体の84.29%を占める9,929件で最も多く、次いで新規申請の1,500件(12.73%)、区分変更の213件(1.81%)、要支援からの申請の90件(0.76%)、転入の48件(0.41%)となっています。

申請区分別でみた場合、更新申請が増加しており、更新申請が申請区分全体の8割を占めています。

平成15年同月と比較すると更新申請(473件)、区分変更(1件)が増加、新規申請(-11件)、要支援から申請(-13件)、転入(-6件)は減少しています。

圏域別にみた場合、申請区分割合に大きな差異はみられませんが要介護度をみると区分変更では要介護度3の割合が高くなっており更新申請、要支援からの申請、新規申請、転入の各項目ではすべて要介護1が最も高い値を示しています。

■要介護認定申請状況(各年10月末)

	申請区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計		
									%	
平成15年	北部圏域	区分変更	0	1	9	14	9	10	43	2.0
		更新申請	251	487	286	248	266	204	1,742	82.1
		支援から申請	1	14	7	3	1	0	26	1.2
		新規申請	85	100	43	35	22	20	305	14.4
		転入	1	0	2	2	2	0	7	0.3
	小計	338	602	347	302	300	234	2,123	100.0	
	中部圏域	区分変更	0	2	19	23	26	19	89	2.0
		更新申請	417	1,205	570	524	610	480	3,806	83.6
		支援から申請	4	20	10	3	4	1	42	0.9
		新規申請	141	209	96	70	44	35	595	13.1
		転入	5	4	5	2	2	1	19	0.4
	小計	567	1,440	700	622	686	536	4,551	100.0	
	南部圏域	区分変更	0	2	17	23	26	14	82	1.8
		更新申請	507	1,134	664	562	516	525	3,908	83.8
		支援から申請	0	22	11	1	1	0	35	0.8
		新規申請	125	215	86	88	53	44	611	13.1
転入		1	9	9	1	6	2	28	0.6	
小計	633	1,382	787	675	602	585	4,664	100.0		
広域連合全体	区分変更	0	5	45	60	61	43	214	1.9	
	更新申請	1,175	2,826	1,520	1,334	1,392	1,209	9,456	83.4	
	支援から申請	5	56	28	7	6	1	103	0.9	
	新規申請	351	524	225	193	119	99	1,511	13.3	
	転入	7	13	16	5	10	3	54	0.5	
合計	1,538	3,424	1,834	1,599	1,588	1,355	11,338	100.0		
平成16年	北部圏域	区分変更	0	1	11	11	8	5	36	1.7
		更新申請	297	454	292	294	271	215	1,823	83.7
		支援から申請	0	9	5	0	2	4	20	0.9
		新規申請	85	92	48	45	19	6	295	13.6
		転入	0	0	3	0	0	0	3	0.1
	小計	382	556	359	350	300	230	2,177	100.0	
	中部圏域	区分変更	0	1	18	29	30	18	96	2.0
		更新申請	498	1,186	572	602	608	529	3,995	83.9
		支援から申請	0	16	13	4	2	0	35	0.7
		新規申請	141	219	75	98	35	43	611	12.8
		転入	3	7	5	2	4	2	23	0.5
	小計	642	1,429	683	735	679	592	4,760	100.0	
	南部圏域	区分変更	0	1	8	32	26	14	81	1.7
		更新申請	572	1,117	666	616	632	508	4,111	84.9
		支援から申請	0	17	14	3	1	0	35	0.7
		新規申請	158	192	83	83	45	33	594	12.3
転入		2	7	5	5	1	2	22	0.5	
小計	732	1,334	776	739	705	557	4,843	100.0		
広域連合全体	区分変更	0	3	37	72	64	37	213	1.8	
	更新申請	1,367	2,757	1,530	1,512	1,511	1,252	9,929	84.3	
	支援から申請	0	42	32	7	5	4	90	0.8	
	新規申請	384	503	206	226	99	82	1,500	12.7	
	転入	5	14	13	7	5	4	48	0.4	
合計	1,756	3,319	1,818	1,824	1,684	1,379	11,780	100.0		

資料：沖縄県介護保険広域連合

(5) 要支援・要介護認定の変化

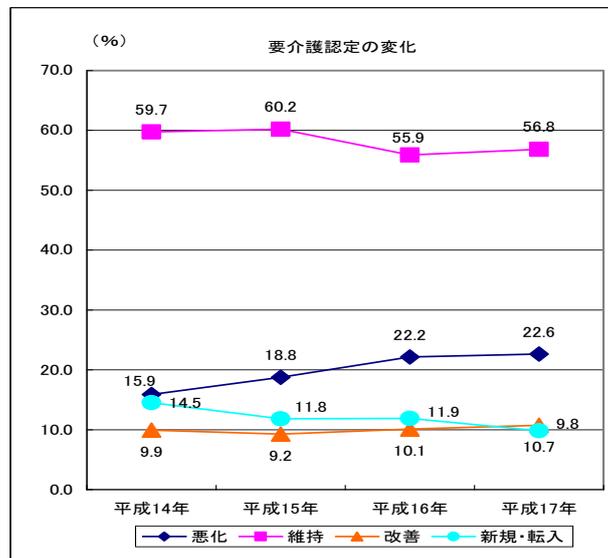
1) 要介護度の変化

各年7月現在の要介護認定者（新規・転入を含む）の要介護度と前回の要介護度を比較し、その変化を見ると平成17年に要介護度が「維持」（前回と同じ要介護度）された割合は56.8%（6,180人）で最も多く、次いで「悪化」（前回に比べ重い要介護度となった）が22.6%（2,461人）、「改善」（前回に比べ要介護度が軽くなった）が10.7%（1,164人）となっています。

要介護度が「改善」した割合は平成15年以降微増で推移し平成14年（9.9%）に比べ0.8ポイント高い状況にあります。

要介護度が「悪化」したとする割合は増加傾向にあり、平成17年は22.6%と平成14年（15.9%）に比べ6.7ポイント高い状況にあります。

また、要介護度を「維持」した割合は平成14年（59.7%）に比べ2.9ポイント低い状況にあります。



資料：沖縄県介護保険広域連合（各年7月）

2) 要介護度別変化の状況

要介護度別にみると、平成17年の要支援で「改善」が平成16年に比べ5.0ポイント減少しているものの、他の要介護度に比べ高い状況にあります。

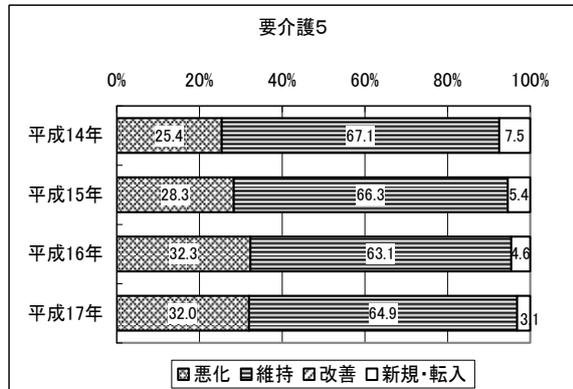
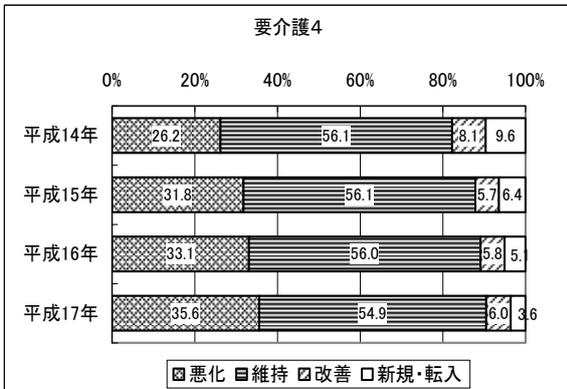
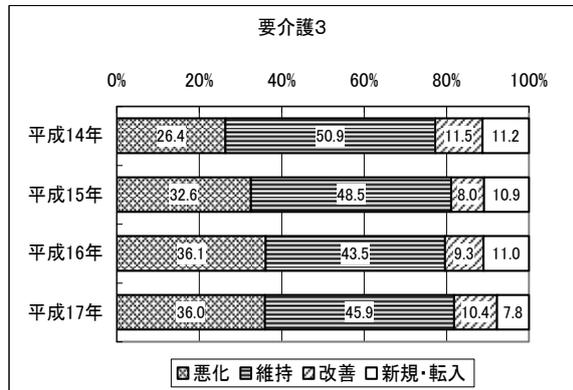
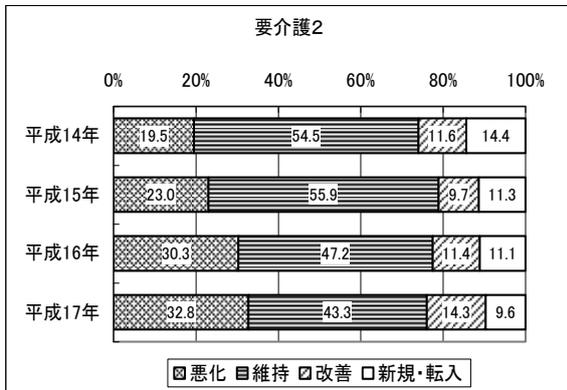
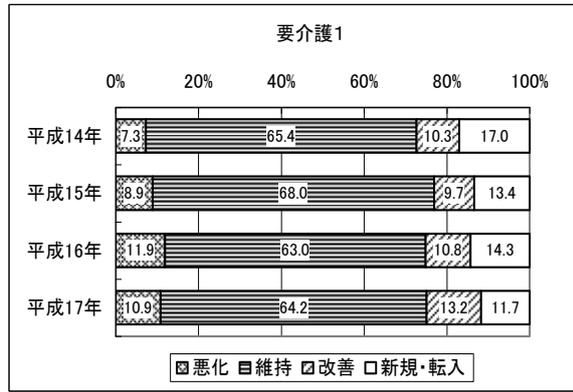
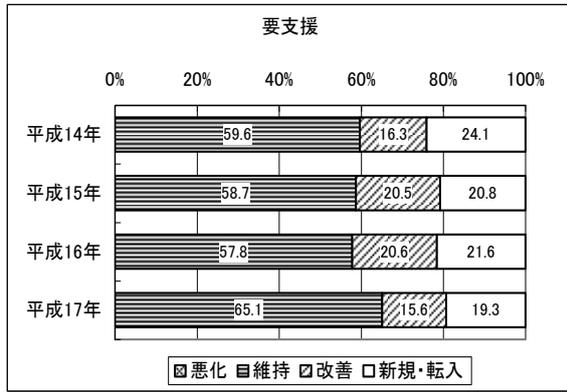
要介護1は、各年「改善」と「悪化」の割合がほぼ同率で、平成17年はともに約1割を占めています。また「改善」の割合は増加傾向で推移しています。

要介護2では、要介護度が「悪化」した割合が経年的に増加しています。要介護3では「悪化」の割合が平成16年まで増加し、平成17年にはわずかに減少しますが、その割合は36.0%と他の要介護度に比べ高くなっています。また、要介護2・3ともに「維持」と「悪化」の割合が接近する状況にあります。

要介護4においては「悪化」した割合が増加傾向で推移し、平成17年には35.6%を占めています。また、「維持」は減少傾向を示し、「改善」は1割に満たない状況にあります。

要介護5では経年的に増加傾向にあった「悪化」の割合が平成17年に減少に転じ、32.0%となっています。一方、減少傾向で推移していた「維持」の割合は平成17年に増加に転じ64.9%を占めています。

要介護度別変化の状況



資料：沖縄県介護保険広域連合

■要支援・要介護度の変化(各年7月末)

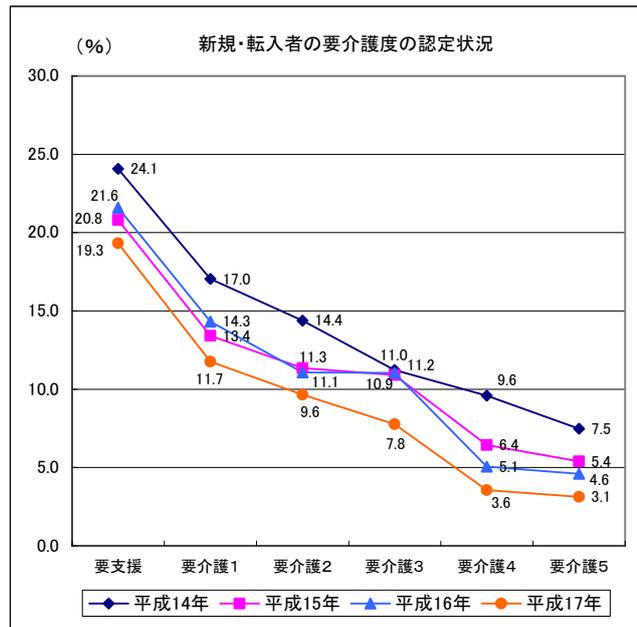
現在の介護度 変化	要支援		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
平成14年														
悪化	0	0.0	241	7.3	387	19.5	374	26.4	361	26.2	326	25.4	1,689	15.9
維持	761	59.6	2,166	65.4	1,080	54.5	721	50.9	772	56.1	862	67.1	6,362	59.7
改善	208	16.3	341	10.3	230	11.6	163	11.5	112	8.1	0	0.0	1,054	9.9
新規・転入	307	24.1	564	17.0	285	14.4	159	11.2	132	9.6	96	7.5	1,543	14.5
計	1,276	100.0	3,312	100.0	1,982	100.0	1,417	100.0	1,377	100.0	1,284	100.0	10,648	100.0
平成15年														
悪化	0	0.0	303	8.9	447	23.0	490	32.6	485	31.8	373	28.3	2,098	18.8
維持	889	58.7	2,302	68.0	1,085	55.9	730	48.5	856	56.1	873	66.3	6,735	60.2
改善	310	20.5	327	9.7	189	9.7	120	8.0	87	5.7	0	0.0	1,033	9.2
新規・転入	315	20.8	454	13.4	220	11.3	164	10.9	98	6.4	71	5.4	1,322	11.8
計	1,514	100.0	3,386	100.0	1,941	100.0	1,504	100.0	1,526	100.0	1,317	100.0	11,188	100.0
平成16年														
悪化	0	0.0	404	11.9	531	30.3	655	36.1	557	33.1	458	32.3	2,605	22.2
維持	983	57.8	2,138	63.0	827	47.2	789	43.5	941	56.0	894	63.1	6,572	55.9
改善	351	20.6	367	10.8	200	11.4	169	9.3	98	5.8	0	0.0	1,185	10.1
新規・転入	367	21.6	486	14.3	194	11.1	200	11.0	85	5.1	65	4.6	1,397	11.9
計	1,701	100.0	3,395	100.0	1,752	100.0	1,813	100.0	1,681	100.0	1,417	100.0	11,759	100.0
平成17年														
悪化	0	0.0	302	10.9	568	32.8	621	36.0	561	35.6	409	32.0	2,461	22.6
維持	1,155	65.1	1,788	64.2	750	43.3	792	45.9	865	54.9	830	64.9	6,180	56.8
改善	277	15.6	366	13.2	248	14.3	179	10.4	94	6.0	0	0.0	1,164	10.7
新規・転入	343	19.3	327	11.7	167	9.6	134	7.8	56	3.6	40	3.1	1,067	9.8
計	1,775	100.0	2,783	100.0	1,733	100.0	1,726	100.0	1,576	100.0	1,279	100.0	10,872	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合

3)新規・転入の状況

平成17年7月現在の新規認定・転入（要介護認定者総数に占める割合で表示）による介護度別の認定割合は、要支援者が19.3%で最も多く、次いで要介護1の11.7%、要介護2の9.6%等と続いています。

新規・転入者の要介護認定総数に占める割合は、経年的に減少傾向で推移しています。



資料：沖縄県介護保険広域連合



フィリソシンカ

(6) 要介護度別日常生活自立度の分布状況

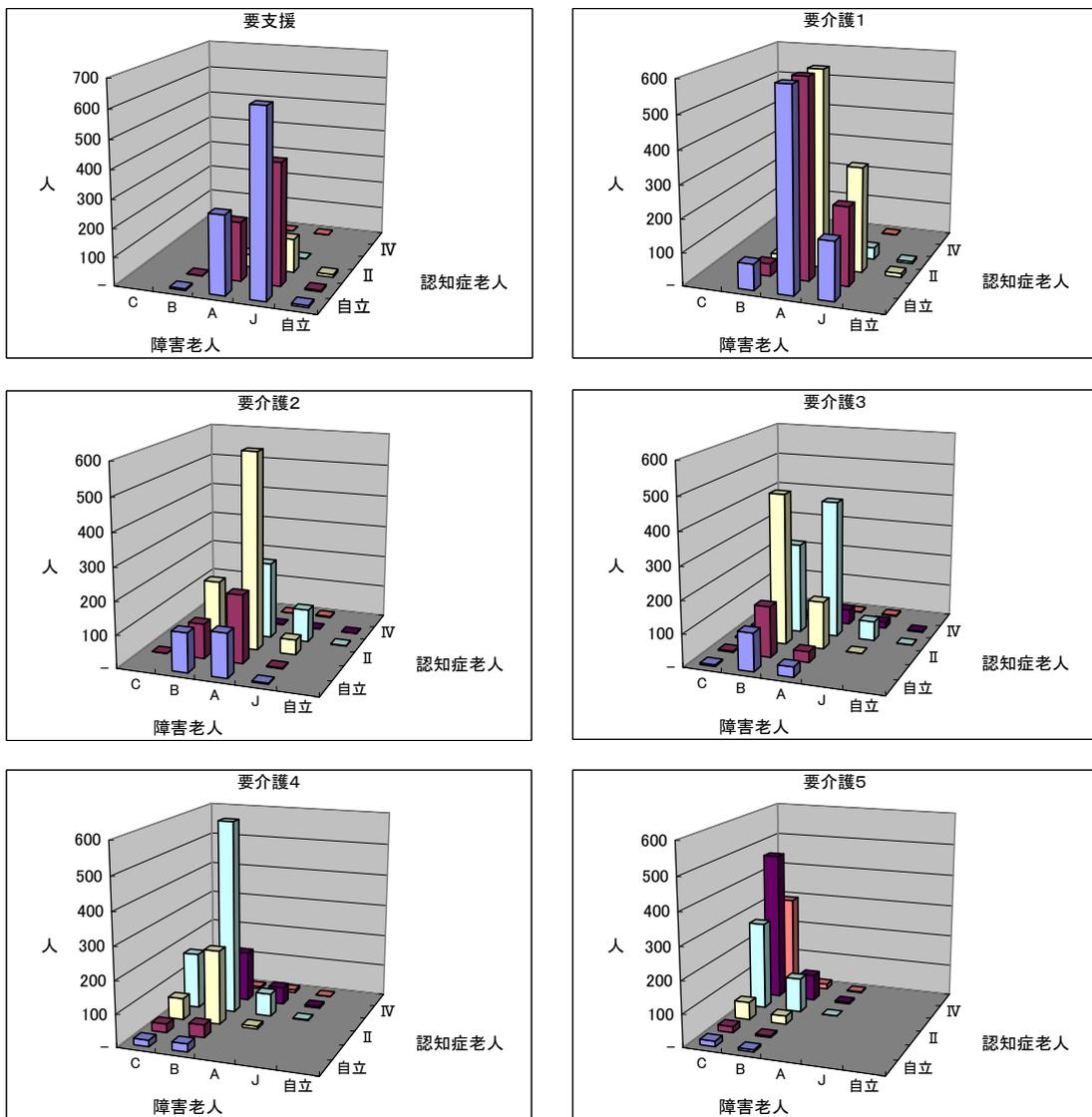
平成 16 年 10 月末現在における要介護認定者の要介護度別障害老人及び認知症老人自立度分布状況をみると、要支援、要介護 1、要介護 2 では、障害老人自立度でランク J～Aが多く、認知症老人自立度は高い状況にあります。

このことから、要介護 1、要支援等の認定の多くは加齢に伴う身体機能の低下等による何らかの障害が主な要因であると考えられます。

また、要支援、要介護 1、要介護 2 の場合、障害老人及び認知症老人の自立度が同一ランクでありながら、介護度が違うという状況も僅かながらみられます。

要介護 3 では、障害老人自立度が下がると同時に、認知症老人自立度のランクも重くなり、重度の身体的障害と認知症が重複する状態の割合が高く、要介護 3 以上はその傾向が顕著なものとなっています。

要介護度別障害老人及び認知症老人の自立度分布（平成 16 年 10 月）



資料：沖縄県介護保険広域連合

(7) 認定遅延者の状況

平成15年度の認定者数15,256名のうち30日以内に認定された数は6,742名(44.19%)で、残りの8,514名(55.81%)が30日を超えた認定となっています。

遅延の原因としては、主治医意見書4,118件(48.37%)で最も多く、次いで審査会資料作成の遅れ2,643件(31.04%)、訪問調査1,753件(20.59%)となっています。

平成16年度の認定者数14,936名のうち30日以内に認定された数は5,804名(38.86%)で、残りの9,132名(61.14%)が30日を超えた認定となっています。

遅延の原因としては、主治医意見書の遅れ3,395件(37.18%)で最も多く、次いで訪問調査の遅れ3,042件(33.31%)、審査会資料作成の遅れ2,695件(29.51%)となっています。

平成17年4月から12月の認定者数7,961名のうち30日以内に認定された数は1,646名(20.68%)で、残りの6,315名(79.32%)が30日を超えた認定となっています。

遅延の原因としては、訪問調査3,144件(49.79%)で最も多く、次いで審査会資料作成の遅れ1,407件(22.28%)、主治医意見書の遅れ1,764件(27.93%)となっています。

平成15年度と比較すると、審査会資料作成の遅れは、8.76ポイントの改善にとどまっており、訪問調査の遅れは、29.20ポイントも増加しています。

理由別認定遅延者の状況

		認定者	遅延無し	遅延有り	認定遅延理由別内訳			
					計	審査会	意見書	訪問調査
平成15年度	人数	15,256	6,742	8,514	8,514	2,643	4,118	1,753
	率	100.00%	44.19%	55.81%	100.00%	31.04%	48.37%	20.59%
平成16年度	人数	14,936	5,804	9,132	9,132	2,695	3,395	3,042
	率	100.00%	38.86%	61.14%	100.00%	29.51%	37.18%	33.31%
平成17年度 (4月～12月)	人数	7,961	1,646	6,315	6,315	1,407	1,764	3,144
	率	100.00%	20.68%	79.32%	100.00%	22.28%	27.93%	49.79%

平成15年度と平成17年の比較	-8.76	-20.43	29.20
-----------------	-------	--------	-------

【課題】

認定の状況から、経年的に増加している認定率に対し、審査会回数や調査員の人数を減らしたことに相まって、審査会資料作成の遅れに伴い認定遅延者が増加した結果となっており、今後は認定遅延の改善に向けた取組みが必要です。

また、認定者の日常生活自立度の分布状況では状態のばらつきが見られることから、公平・公正・適切な審査判定を行うため、認定業務全般の改善が必要と思われます。

2. 要介護認定有効期間別認定者の状況

平成16年10月末における要介護認定有効期限別認定者の状況は、12ヶ月が8,113人（出現率68.9%）で最も多く、次いで6ヶ月の2,443人（同20.7%）、24ヶ月の1,010人（同8.6%）となっています。

平成15年10月末に比べ6ヶ月、12ヶ月の認定者割合が減少する一方、平成16年度から24ヶ月まで有効期間延長が拡大されたことにより、18ヶ月で0.2%、24ヶ月で8.6%の有効期間延長の認定者が出現しています。

また、有効期間を介護度別にみると介護度が重度化するにつれ、18ヶ月、24ヶ月の有効期間延長割合が高く、特に要介護度5については全体の約3割が24ヶ月となっています。

要介護認定有効期間別認定者の状況

要介護度	有効期間		1-5ヶ月		6ヶ月		8-11ヶ月		12ヶ月		18ヶ月		24ヶ月		合計 人
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
平成15年10月末	要支援	14	0.9	507	33.0	26	1.7	991	-	-	-	-	-	-	1,538
	要介護1	22	0.6	868	25.4	49	1.4	2,485	-	-	-	-	-	-	3,424
	要介護2	16	0.9	540	29.4	34	1.9	1,244	-	-	-	-	-	-	1,834
	要介護3	5	0.3	549	34.3	21	1.3	1,024	-	-	-	-	-	-	1,599
	要介護4	4	0.3	440	27.7	9	0.6	1,135	-	-	-	-	-	-	1,588
	要介護5	1	0.1	235	17.3	2	0.1	1,117	-	-	-	-	-	-	1,355
計	62	0.5	3,139	27.7	141	1.2	7,996	-	-	-	-	-	-	11,338	
平成16年10月末	要支援	13	0.7	617	35.1	29	1.7	1,097	62.5	0	0.0	0	0.0	1,756	
	要介護1	20	0.6	760	22.9	48	1.4	2,316	69.8	7	0.2	168	5.1	3,319	
	要介護2	17	0.9	355	19.5	18	1.0	1,330	73.2	2	0.1	96	5.3	1,818	
	要介護3	7	0.4	359	19.7	20	1.1	1,312	71.9	5	0.3	121	6.6	1,824	
	要介護4	4	0.2	211	12.5	8	0.5	1,221	72.5	12	0.7	228	13.5	1,684	
	要介護5	1	0.1	141	10.2	0	0.0	837	60.7	3	0.2	397	28.8	1,379	
計	62	0.5	2,443	20.7	123	1.0	8,113	68.9	29	0.2	1,010	8.6	11,780		

資料：沖縄県介護保険広域連合

【課題】

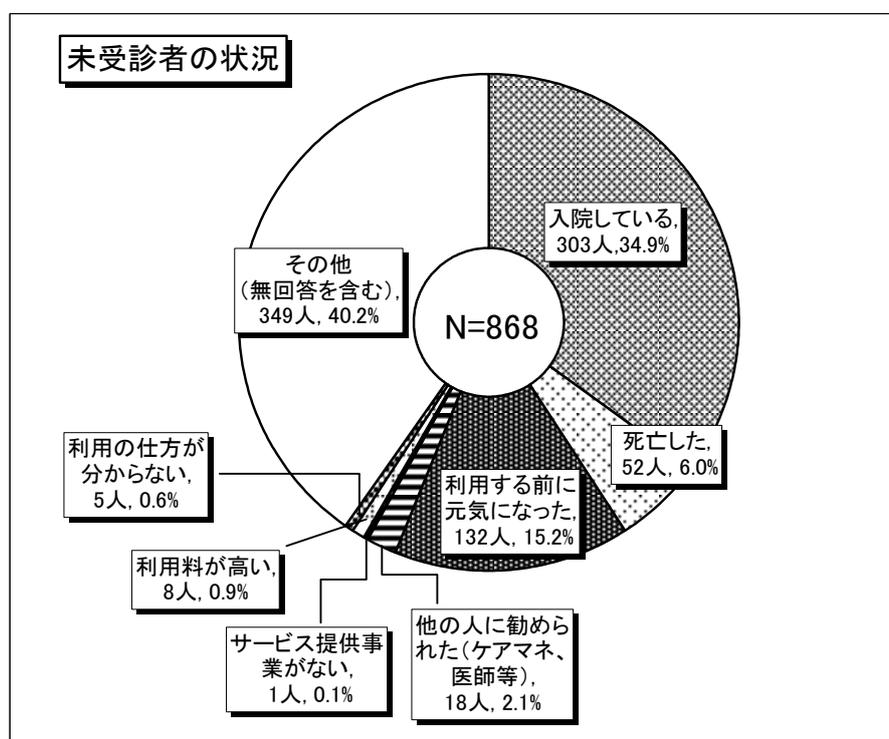
制度改正による有効期間延長が拡大されたことにより18ヶ月、24ヶ月という有効期間の長期認定者が認定者総数の8.8%を占め、要介護度が重くなるにつれ、その割合が高くなっています。有効期間の延長は「要介護状態に変化が見られない更新者」を対象としていますが、更新申請の増加、要介護認定の変化に見られるように、悪化の割合が増加していること等を踏まえ介護度の固定化を防止するための対策等についても検討する必要があります。

3. 未受給者の状況

サービスを利用していない理由を調査（平成18年1月）した結果、有効回答数は868件で、「入院している」が303人の34.9%と最も多く、介護サービスを利用しない大きな理由となっています。次いで「利用する前に元気になった」の15.2%、「死亡した」の6.0%等と続いています。

「入院している」、「利用する前に元気になった」、「死亡した」、「他人に勧められた（ケアマネ、医師）」等の回答により現段階において介護サービスの必要性が比較的低い人の割合が58.2%と過半数を占めています。

一方、「利用料が高い」（0.9%）、「利用の仕方が分からない」（0.6%）、「サービス提供事業所がない」（0.1%）など、介護サービスを必要としながら利用できない未受給者も存在しています。



【課題】

介護サービスの必要性が比較的低い割合が5割強あることから、申請時において介護保険制度の適切な利用の為の対応が必要と思われます。

また、介護サービスを必要としながら利用ができない状況については制度の周知を図ると同時にサービス提供基盤の整備について検討する必要があります。

Ⅱ. 介護保険サービスの利用状況

1. 介護保険総費用の推移

平成16年度の介護保険サービス総費用額は、212億9千283万8千円で、前年度の費用実績に比べ7億4千555万7千円増（対前年比103.63%）となっています。

圏域別にみると、平成16年度の総費用額が最も大きいのは南部圏域で85億1千2万4千円、次いで中部圏域の84億2千614万5千円、北部圏域の43億5千666万9千円となっています。また、前年比が最も大きいのは中部圏域で104.26%、次いで南部圏域の103.40%、北部圏域の102.87%となっています。

■介護保険サービス総費用 単位:千円

	平成15年度	平成16年度	費用実績推移 (H15～H16)	
			対前年額	対前年比
北部圏域	4,234,998	4,356,669	121,671	102.87%
中部圏域	8,081,697	8,426,145	344,448	104.26%
南部圏域	8,230,587	8,510,024	279,437	103.40%
広域連合	20,547,281	21,292,838	745,557	103.63%

資料: 沖縄県介護保険広域連合

2. 居宅介護サービスの利用状況

(1) 居宅介護サービス費の推移

平成16年度の居宅介護サービス費用額は84億2千622万5千円で、前年度の費用実績に比べ7億9千618万3千円（110.43%）増となっています。

圏域別にみると、平成16年度の費用額が最も大きいのは中部圏域で36億5千251万4千円、次いで南部圏域の35億1千263万9千円、北部圏域の12億6千107万2千円となっています。また、前年比が最も大きいのは中部圏域で113.11%、次いで北部圏域の110.03%、南部圏域の107.93%となっています。

■居宅介護サービス費 単位:千円

	平成15年度	平成16年度	費用実績推移 (H15～H16)	
			対前年額	対前年比
北部圏域	1,146,083	1,261,072	114,989	110.03%
中部圏域	3,229,309	3,652,514	423,205	113.11%
南部圏域	3,254,650	3,512,639	257,989	107.93%
広域連合	7,630,042	8,426,225	796,183	110.43%

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(2) 居宅介護サービス利用者数の推移

広域全体における居宅介護サービスの延べ総利用者数は、増加傾向で推移し平成16年10月末現在の利用件数は1万383人、介護保険事業の開始年の平成12年(6,463人)に比べ3,920人増(伸び率60.65%)となっています。

平成16年10月期の居宅介護サービス費用額6億5千156万9千円で、平成12年(3億9千738万円)に比べ2億5千418万9千円増となっています。

居宅介護サービス費の推移をみると、平成12年から15年にかけて伸びていましたが平成16年には、費用額の伸びが鈍化しています。

居宅介護サービスの延べ利用者数をサービス種類別にみると、通所介護が全体の36.9%を占める3,831人(費用額:2億9千751万7千円)で最も多く、次いで訪問介護の1,900件の18.3%(費用額:1億708万9千円)、福祉用具貸与の1,827人の17.6%(費用額:2千673万5千円)等と続き、通所系サービスが全体に占める割合は52.4%で訪問系サービス(23.1%)の約2.3倍となっています。

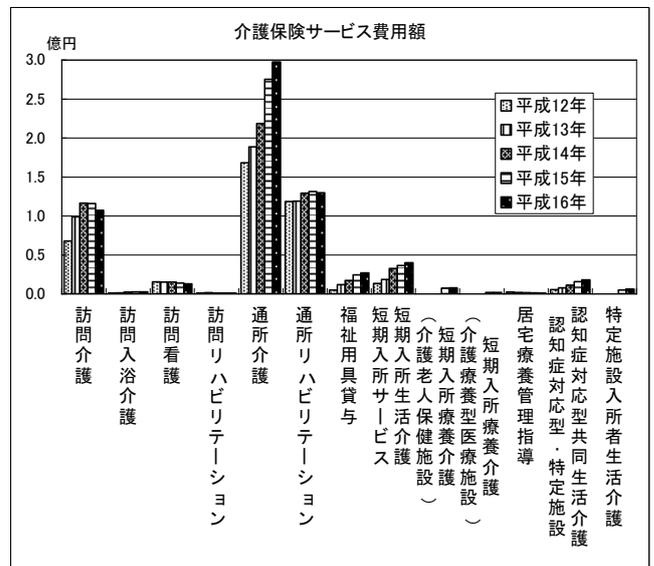
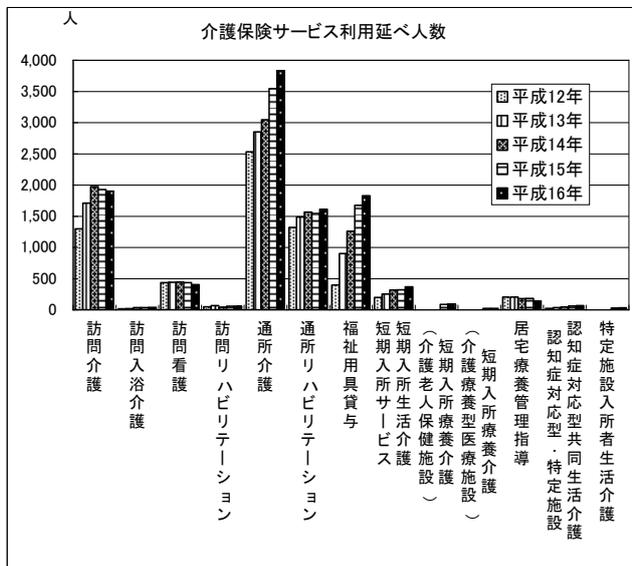
平成12年からの推移をみると介護サービスで最も重要視されている訪問看護(平成12年:435人→平成16年:401人)と居宅療養管理指導(平成12年:206人→平成16年:140人)が減少していますが、その他のサービスは増加傾向で推移し、特に、福祉用具貸与、通所介護は、延べ利用人数が大きく増加し、平成12年に比べそれぞれ1,431人、1,302人増となっています。

また、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用延べ人数は少ないものの、平成12年に比べ利用者が増加しています。

広域連合全体:介護保険サービス利用状況(各年10月期)

	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年			
	延べ 利用人数	費用額(千円)	延べ 利用人数	費用額(千円)	延べ 利用人数	費用額(千円)	延べ 利用人数	費用額(千円)	延べ 利用人数	%	費用額(千円)	%
訪問介護	1,297	67,901	1,708	98,614	1,975	116,293	1,925	115,754	1,900	18.3	107,089	16.4
訪問入浴介護	15	1,049	20	1,398	35	2,262	35	2,616	37	0.4	2,488	0.4
訪問看護	435	15,420	441	15,074	445	14,988	435	13,755	401	3.9	12,711	2.0
訪問リハビリテーション	49	1,007	67	1,480	40	1,007	59	1,121	57	0.5	942	0.1
通所介護	2,529	167,966	2,849	188,365	3,045	218,458	3,544	275,215	3,831	36.9	297,517	45.7
通所リハビリテーション	1,318	118,303	1,485	118,859	1,565	129,112	1,543	131,198	1,610	15.5	129,687	19.9
福祉用具貸与	396	4,821	900	11,826	1,258	17,113	1,674	24,320	1,827	17.6	26,735	4.1
短期入所生活介護							320	36,336	367	3.5	39,863	6.1
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	197	13,250	251	18,321	316	32,557	86	7,089	91	0.9	7,685	1.2
短期入所療養介護(介護療養型医療施設)							22	1,901	21	0.2	1,832	0.3
居宅療養管理指導	206	2,335	204	1,892	178	1,506	182	1,308	140	1.3	1,009	0.2
認知症対応型共同生活介護							60	15,672	68	0.7	18,202	2.8
特定施設入所者生活介護	21	5,328	34	7,656	45	10,958	24	4,930	33	0.3	5,992	0.9
計	6,463	397,380	7,959	463,485	8,902	544,254	9,909	631,215	10,383	100.0	651,569	100.0

資料:沖縄県介護保険広域連合



1) 北部圏域

北部圏域の延べ利用者数は、広域全体の 14.90% を占める 1,547 人で北部圏域においても居宅介護サービスの延べ利用者数は、増加傾向で推移しています。

サービス種類ごとにみると、通所介護が全体の 37.6% を占める 582 人で最も多く、次いで訪問介護の 379 人 (24.5%)、福祉用具貸与の 287 人 (18.6%) 等と続き、通所系サービスが全体に占める割合は 45.6% とおよそ半数近くを占めています。北部圏域においては、広域全体に比べ訪問系サービスの割合が 4.6 ポイント高くなっています。

北部圏域：介護保険サービス延べ利用状況(各年10月期) 単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	構成比
訪問介護	274	351	378	393	379	24.5
訪問入浴介護	1	0	1	4	2	0.1
訪問看護	83	77	78	66	46	3.0
訪問リハビリテーション	3	4	1	2	1	0.1
通所介護	336	424	437	562	582	37.6
通所リハビリテーション	73	109	123	124	124	8.0
福祉用具貸与	75	135	174	253	287	18.6
短期入所生活介護				70	84	5.4
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	24	46	51	10	17	1.1
短期入所療養介護(介護療養型医療施設)				0	0	0.0
居宅療養管理指導	56	28	30	30	12	0.8
認知症対応型共同生活介護				10	11	0.7
特定施設入所者生活介護	1	4	4	0	2	0.1
計	926	1,178	1,277	1,524	1,547	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合

2) 中部圏域

中部圏域の延べ利用者数は、広域全体の 43.27% を占める 4,493 人で圏域別の居宅サービスの延べ利用者割合が最も高く、経年的に増加傾向で推移しています。

サービス種類ごとにみると通所介護が全体の 37.6% を占める 1,688 人で最も多く、次いで福祉用具貸与の 821 件 (18.3%)、訪問介護の 757 件 (16.8%) 等と続き、通所系サービスが全体に占める割合は 53.9% で訪問系サービス (22.1%) の 2.4 倍の値を示しています。中部圏域においては、広域全体に比べ訪問系サービスの割合が 1.0 ポイント低い状況にあります。

中部圏域：介護保険サービス延べ利用状況(各年10月期) 単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	構成比
訪問介護	480	694	827	765	757	16.8
訪問入浴介護	9	15	20	18	22	0.5
訪問看護	178	179	172	169	170	3.8
訪問リハビリテーション	21	17	26	48	45	1.0
通所介護	1,073	1,207	1,302	1,504	1,688	37.6
通所リハビリテーション	607	678	735	687	731	16.3
福祉用具貸与	179	409	583	714	821	18.3
短期入所生活介護				127	142	3.2
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	102	99	144	32	35	0.8
短期入所療養介護(介護療養型医療施設)				3	2	0.0
居宅療養管理指導	63	73	44	47	34	0.8
認知症対応型共同生活介護				27	33	0.7
特定施設入所者生活介護	9	9	12	11	13	0.3
計	2,721	3,380	3,865	4,152	4,493	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合

3)南部圏域

南部圏域の延べ利用件数は、広域全体の41.83%を占める4,343人で、他圏域と同様経年的に増加傾向で推移しています。

サービス種類ごとにみると通所介護が全体の35.9%を占める1,561件で最も多く、次いで訪問介護の764件(17.6%)、通所リハビリテーションの755件(17.4%)等と続き、通所系サービスが南部圏域全体に占める割合は53.3%で訪問系サービス(22.5%)の約2.4倍の値を示しています。南部圏域においては、広域全体に比べ訪問系サービスの割合が0.6ポイント低い状況にあります。

南部圏域:介護保険サービス延べ利用状況(各年10月期) 単位:人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	構成比
	訪問介護	543	663	770	767	
訪問入浴介護	5	5	14	13	13	0.3
訪問看護	174	185	195	200	185	4.3
訪問リハビリテーション	25	46	13	9	11	0.3
通所介護	1,120	1,218	1,306	1,478	1,561	35.9
通所リハビリテーション	638	698	707	732	755	17.4
福祉用具貸与	142	356	501	707	719	16.6
短期入所生活介護				123	141	3.2
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	71	106	121	44	39	0.9
短期入所療養介護(介護療養型医療施設)				19	19	0.4
居宅療養管理指導	87	103	104	105	94	2.2
認知症対応型共同生活介護	11	21	29	23	24	0.6
特定施設入所者生活介護				13	18	0.4
計	2,816	3,401	3,760	4,233	4,343	100.0

資料:沖縄県介護保険広域連合

(3)居宅介護支援費

平成16年度の居宅介護支援費は6億3千546万2千円で、前年度に比べ3千429万9千円(105.71%)の増となっています。

圏域別にみると、平成16年度の費用額が最も大きいのは南部圏域で2億6千504万7千円、次いで中部圏域の2億6千488万9千円、北部圏域の1億552万6千円となっています。また、前年比が最も大きいのは中部圏域で106.29%、次いで南部圏域の105.37%、北部圏域の105.08%となっています。

■居宅介護支援費 単位:千円

	平成15年度	平成16年度	費用実績推移 (H15~H16)	
			対前年額	対前年比
北部圏域	100,422	105,526	5,104	105.08%
中部圏域	249,210	264,889	15,679	106.29%
南部圏域	251,531	265,047	13,516	105.37%
広域連合	601,163	635,462	34,299	105.71%

資料:沖縄県介護保険広域連合

(4) 居宅介護支援サービスの利用状況

平成16年度の居宅介護支援の利用人数は、広域連合全体で延7万88人となり、平成15年に比べ3,346人増となっています。

圏域別には、南部圏域が延3万1,750人で広域全体の45.3%を占め最も多く、次いで、中部圏域が2万6,112人(37.3%)、北部圏域が、1万2,226人(17.4%)となっています。

居宅介護支援サービスの利用状況 単位:件数

	H15	H16	%
広域連合計	6,067	6,341	100.0
北部圏域	992	1,014	16.0
中部圏域	2,530	2,694	42.5
南部圏域	2,545	2,633	41.5

資料:沖縄県介護保険広域連合(各年10月期)

(5) 福祉用具購入費

平成16年の福祉用具購入費は、2千99万円で、前年度に比べ45万1千円(対前年比97.90%)減となっています。

圏域別にみると、平成16年度の費用額が最も大きいのは南部圏域で921万5千円、次いで中部圏域の905万7千円、北部圏域の271万81千円となっています。また、前年比が最も大きいのは南部圏域で100.08%、次いで中部圏域の97.41%、北部圏域の92.61%となっています。

■福祉用具購入費 単位:千円

	平成15年度	平成16年度	費用実績推移 (H15~H16)	
			対前年額	対前年比
北部圏域	2,935	2,718	△217	92.61%
中部圏域	9,298	9,057	△241	97.41%
南部圏域	9,208	9,215	7	100.08%
広域連合	21,441	20,990	△451	97.90%

資料:沖縄県介護保険広域連合

(6) 福祉用具購入状況

平成16年度における広域全体の福祉用具の購入件数は1,050件となっており、その内訳は入浴補助用具のベンチが全体の58.9%を占める618件で最も多く、次いで腰掛便座のポータブルトイレの345件(32.9%)と続き、この2種類で全体の91.8%を占めています。

また、広域全体の要介護度別の購入件数をみると要介護1が全体の34.8%を占める365件で最も多く、次いで要介護2の193件(18.4%)、要介護3の190件(18.1%)、要支援の174件(16.6%)等と続いています。

介護度別及び圏域別においても福祉用具の購入種類別では入浴補助用具のベンチ、腰掛便座のポータブルトイレの購入割合が高くなっています。

■平成16年度 要介護度別福祉用具購入状況

単位:件、%

介護度	リフトの つり具部分 つり具	簡易浴槽 簡易浴槽	腰掛便座		特殊尿器 特殊尿器	入浴補助用具			総計	割合	
			ポータブルトイレ	補高便座		グリップ	ベンチ	浴槽台			
北部広域	要支援	0	0	17	1	0	1	31	1	51	
	要介護1	0	1	12	2	0	2	27	0	44	
	要介護2	0	0	12	1	0	2	21	0	36	
	要介護3	0	0	5	0	0	0	12	0	17	
	要介護4	1	0	2	0	0	0	1	0	4	
	要介護5	0	0	1	0	0	0	4	0	5	
	計	1	1	49	4	0	5	96	1	157	
中部圏域	要支援	0	0	16	1	0	1	43	2	63	
	要介護1	0	0	48	5	1	2	106	6	168	
	要介護2	0	0	30	0	0	1	43	3	77	
	要介護3	0	0	31	2	0	3	36	3	75	
	要介護4	1	0	21	2	0	0	29	2	55	
	要介護5	0	1	1	0	0	0	7	0	9	
	計	1	1	147	10	1	7	264	16	447	
南部圏域	要支援	0	0	14	0	0	2	42	2	60	
	要介護1	0	1	39	1	1	7	98	6	153	
	要介護2	0	0	30	3	0	1	44	2	80	
	要介護3	0	1	44	3	0	2	45	3	98	
	要介護4	0	0	14	0	0	1	21	2	38	
	要介護5	1	0	8	0	0	0	8	0	17	
	計	1	2	149	7	1	13	258	15	446	
広域連合	要支援	0	0	47	2	0	4	116	5	174	16.6
	要介護1	0	2	99	8	2	11	231	12	365	34.8
	要介護2	0	0	72	4	0	4	108	5	193	18.4
	要介護3	0	1	80	5	0	5	93	6	190	18.1
	要介護4	2	0	37	2	0	1	51	4	97	9.2
	要介護5	1	1	10	0	0	0	19	0	31	3.0
	計	3	4	345	21	2	25	618	32	1,050	100.0

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(7) 住宅改修費

平成16年度の住宅改修費は、1億480万5千円で、前年度に比べ2千5万円(123.66%)増となっています。

圏域別にみると、平成16年度の費用額が最も大きいのは中部圏域で4千741万4千円、次いで南部圏域の4千123万7千円、北部圏域の1千615万5千円となっています。また、前年比が最も大きいのは北部圏域で137.54%、次いで南部圏域の128.84%、中部圏域の115.63%となっています。

■住宅改修費 単位:千円

	平成15年度	平成16年度	費用実績推移 (H15~H16)	
			対前年額	対前年比
北部圏域	11,745	16,155	4,410	137.54%
中部圏域	41,005	47,414	6,409	115.63%
南部圏域	32,005	41,237	9,232	128.84%
広域連合	84,756	104,805	20,050	123.66%

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(8) 居宅介護サービス種類別の1ヶ月間の需要量(延べ数)

広域全体の総給付対象者による居宅介護サービス種類別の延べ利用状況をみると(参考表:次頁)訪問系サービス(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、居宅管理指導、訪問リハビリテーション)で、1万694回の利用があり、その内訳は広域内の事業所105箇所(8,888回(広域内利用割合:83.11%))、広域外の事業所112箇所(1,806回(広域外利用割合:16.89%))の利用となっています。

通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション)では10万2,237回の利用があり、その内訳は、広域内の事業所108箇所(9万3,174回(広域内利用割合:91.14%))、広域外の事業所141箇所(9,063回(広域外利用割合:8.86%))の利用となっています。

短期入所系(短期入所生活介護、短期入所療養介護)では、3,552日の利用があり、その内訳は広域内の事業所53箇所(3,189日(広域内利用割合:89.78%))、広域外の事業所26箇所(363日(広域外利用割合:10.22%))の利用となっています。

特定施設入所者生活介護では、123回の利用があり、その内訳は広域内の事業所2箇所(90回(広域内利用割合:73.17%))、広域外の事業所2箇所(33回(広域外利用割合:26.83%))の利用となっています。

認知症対応型共同生活介護では、289日の利用があり、その内訳は広域内の事業所10箇所(269回(広域内利用割合:93.10%))、広域外の事業所5箇所(20回(広域外利用割合:6.92%))の利用となっています。

広域内の給付対象者の居宅介護サービスの利用状況は、広域内の事業所によるサービス利用割合が83.70%、広域外の事業所による利用割合が16.30%となっていることから、対象者が生活する地域内でのサービス利用が大半を占めている状況にあります。

しかし、一部地域においては居宅介護サービス提供事業所が存在しない地域もあり、身近な地域でサービス利用することが出来ない対象者が存在していることがうかがわれます。

■参考表：居宅サービス種類別延べ利用状況(平成17年6月の1ヶ月間)

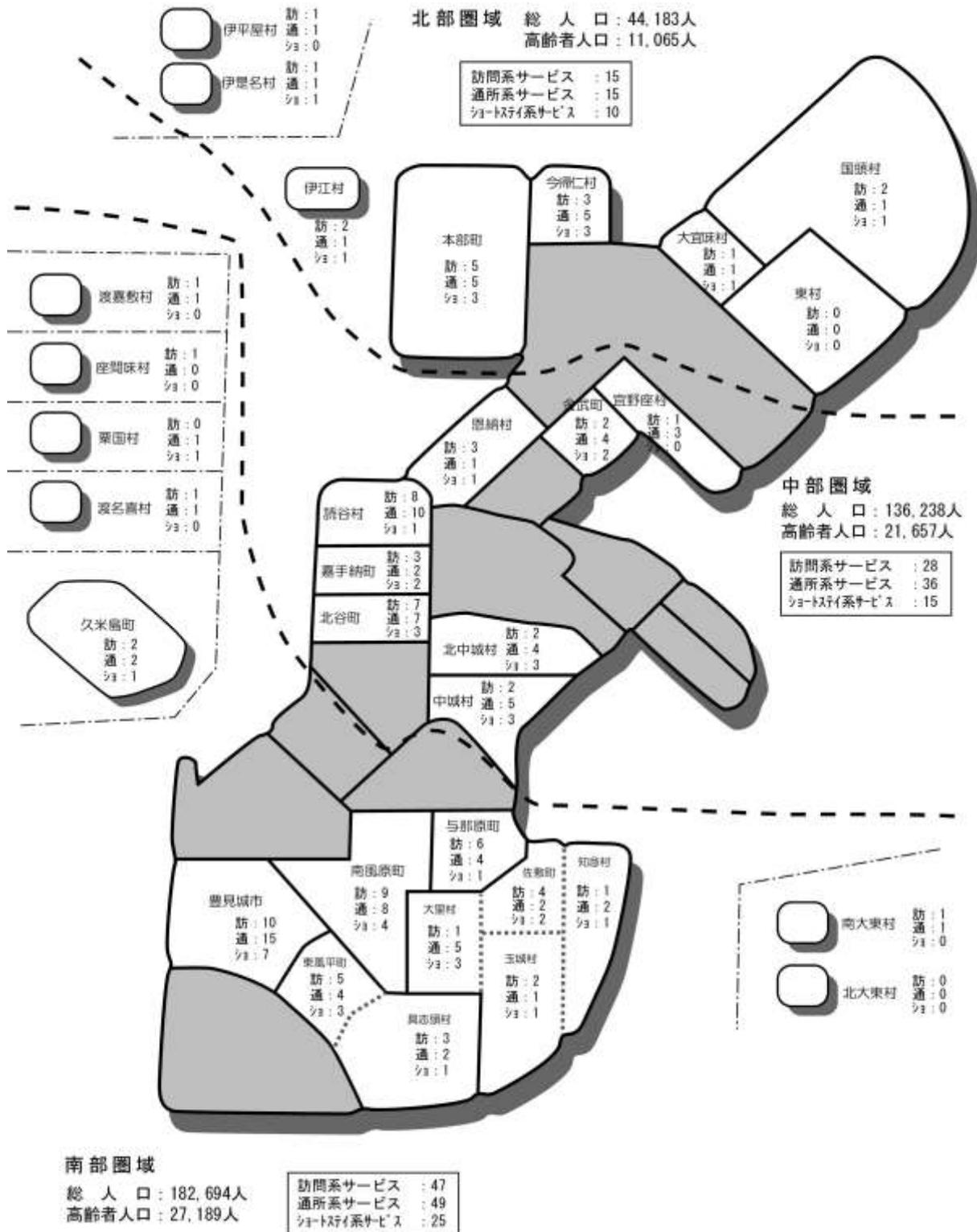
市町村名	訪問介護		訪問入浴介護		訪問看護		訪問リハビリテーション		居宅療養管理指導		通所介護		通所リハビリテーション		特定施設入所者生活介護		痴呆対応型共同生活介護		短期入所生活介護(療養施設)		短期入所療養介護(介護施設)		ショートステイ系事業		福祉用具貸与事業		延べ		H17.3 利用者数 認定者数			
	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数		事業 所数								
国領村	310	2	55	1	395	2	2,015	1	2,015	1	2,015	1	2,015	1	55	1	55	1	55	1	55	1	55	1	55	1	55	1	610	311		
大宮味村	82	1			82	1	1,504	1	1,504	1	1,504	1	1,504	1	84	1	84	1	84	1	84	1	84	1	84	1	84	1	232	232		
東村					0																									92	92	
今帰仁村	482	2	14	1	486	3	713	4	1,320	1	2,033	5	1,320	1	24	1	12	1	50	1	86	3	86	3	86	3	7	751	433			
本部町	736	3	79	2	815	5	3,825	3	966	2	4,791	5	966	2	66	1	5	1	30	1	101	3	101	3	101	3	7	1,503	686			
伊江村	240	1	6	1	252	2	1,048	1	1,048	1	1,048	1	1,048	1	156	1					156	1						3	359	228		
伊平屋村	111	1			111	1	303	1	303	1	303	1	303	1															1	84	58	
伊是名村	56	1			56	1	291	1	291	1	291	1	291	1	39	1					39	1						2	82	99		
恩納村	253	2	3	1	259	3	2,995	1	2,995	1	2,995	1	2,995	1	105	1					105	1						3	781	374		
宜野座村	144	1			144	1	857	2	1,104	1	1,981	3	1,104	1														3	545	162		
宜野湾村	158	2	12	1	170	2	2,485	3	1,651	1	2,650	4	1,651	1	78	1					14	1						6	712	358		
金武町	492	7	159	2	651	8	6,095	9	2,760	2	8,855	10	2,760	2	195	1					195	1						14	2,339	968		
読手納町	178	2			194	3	1,809	2	1,809	2	1,809	2	1,809	2	18	1												7	519	411		
北谷町	368	4	71	2	619	7	4,315	5	4,814	3	9,129	7	4,814	3	66	1					36	1						10	2,199	594		
北中城村	216	1	147	1	371	2	2,861	3	1,670	2	3,531	4	1,670	2	42	1					108	2						6	958	363		
中城村	141	2			141	2	2,226	4	1,088	2	3,294	5	1,088	2	58	1					136	4						26	2,616	1,046		
豊見城市	373	6	314	3	782	10	4,794	11	2,333	5	7,127	15	2,333	5	100	1					45	1						6	2,705	491		
東風平町	562	4	156	1	782	5	6,832	3	4,978	2	11,810	4	4,978	2	168	1					168	1						4	588	235		
具志頭村	280	3			280	3	2,342	2	2,342	2	2,342	2	2,342	2															2	542	333	
玉城村	142	2			142	2	1,612	1	1,612	1	1,612	1	1,612	1	76	1												2	618	223		
知念町	45	1			45	1	2,319	2	2,319	2	2,319	2	2,319	2	84	1					135	1						2	618	223		
佐敷町	147	3	27	1	174	4	1,970	2	1,309	1	3,279	2	1,309	1	9	1					108	2						6	962	336		
与那原町	666	5	45	1	1,007	6	2,531	3	4,096	2	6,627	4	4,096	2	80	1					136	4						7	2,079	429		
大里村	111	1			111	1	3,363	4	3,441	1	3,707	5	3,441	1	19	1					68	1						6	1,010	350		
南風原町	484	7	57	3	550	9	3,479	5	3,554	4	7,033	8	3,554	4	65	1					40	2						16	1,759	652		
渡嘉敷村	10	1			10	1	53	1	53	1	53	1	53	1														2	24	48		
座間味村	32	1			32	1																							1	11	48	
粟国村					0	0	210	1	210	1	210	1	210	1	15	1													1	66	91	
渡名喜村	74	1			74	1	40	1	40	1	40	1	40	1															1	30	39	
南大東村	3	1			3	1	42	1	42	1	42	1	42	1														2	14	29		
北大真村					0																										11	
久米島町	126	1	54	1	180	2	764	2	764	2	764	2	764	2	60	1					60	1						3	275	341		
広域内合計	7,002	69	1,133	20	8,888	9	62,693	79	30,481	29	93,174	108	30,481	29	2,080	25	269	10	626	14	3,189	53	2,025	7	165	25,987	10,493	165	25,987	10,493		

広域内合計 83.7%

市町村名	訪問介護		訪問入浴介護		訪問看護		訪問リハビリテーション		居宅療養管理指導		通所介護		通所リハビリテーション		特定施設入所者生活介護		痴呆対応型共同生活介護		短期入所生活介護(療養施設)		短期入所療養介護(介護施設)		ショートステイ系事業		福祉用具貸与事業		延べ		H17.3 利用者数 認定者数	
	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数	事業 所数								
名護市	168	8	30	1	33	2	439	11	254	4	693	14	254	4	5	1	2	1										8	2	397
うるま市	85	4	7	1	86	2	38	2	353	5	391	5	353	5	6	1	3	1										20	2	218
沖縄市	364	20	164	6	18	1	61	5	607	25	1,084	20	1,084	20	8	1	28	2										20	1	1,539
宜野湾市	27	3	15	1	8	2	4	1	6	1	362	9	223	2	2	1	30	1										32	2	557
浦添市	110	9	3	1	133	13	255	8	148	3	403	11	148	3	41	2	41	2										15	1	597
那覇市	228	21	26	2	126	3	98	2	478	24	982	32	1,120	18	2	1	41	2										5	1	1,145
西原町	30	2			29	2	71	5	230	2	263	4	263	4	10	1												8	145	
糸満市	11	2			16	1	18	2	45	4	737	7	900	4	24	1	8	1										24	1	463
広域外合計	1,023	69	78	5	449	18	38	3	218	17	1,806	112	4,936	50	33	2	20	5	210	10	363	26	4,038	39	254	5,061	163	254	5,061	
広域全体	8,025	138	144	7	1,582	38	239	8	704	26	10,694	217	66,820	170	123	4	289	15	2,290	35	148	3	702	22	3,552	79	6,063	46	419	31,048

広域外合計 16.3%

居宅介護サービス事業所立地状況図



3. 施設介護サービスの利用状況

(1) 施設介護サービス費の推移

平成16年度の施設介護サービス費は、126億9千669万1千円で、前年度の費用実績に比べ7千929万6千円の減となっています。

圏域別にみると、平成16年度の費用額が最も大きいのは南部圏域で49億3千833万9千円、次いで中部圏域の47億770万9千円、北部地域の30億5千64万4千円となっています。また、前年比が最も大きいのは南部圏域で100.24%、次いで北部圏域の99.92%、中部圏域の98.15%となっています。

	平成15年度	平成16年度	費用実績推移 (H15~H16)	
			対前年額	対前年比
北部圏域	3,053,043	3,050,644	△ 2,399	99.92%
中部圏域	4,796,383	4,707,709	△ 88,675	98.15%
南部圏域	4,926,561	4,938,339	11,778	100.24%
広域連合	12,775,987	12,696,691	△ 79,296	99.38%

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(2) 施設介護サービス利用者数の推移

平成16年10月期の広域全体の施設介護サービスの利用者数は3,087人となっています。

施設種類別の利用者の状況は、介護老人福祉施設サービスが1,545人(50.0%)、介護老人保健施設サービスが1,104人(35.8%)、介護療養型医療施設サービスが438人(14.2%)となっています。

施設介護サービス利用者数の平成12年からの推移をみると介護老人福祉施設が1,500人台、介護老人保健施設は1,100人台と平成12年から横ばいで推移しているのに対し、介護療養型医療施設においては施設数が減少していることから平成12年に比べ145人の減となっています。

圏域別においても、施設利用者数が増加する地域は見られません。

広域連合全体: 介護保険施設サービス利用状況(各年10月期)

	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年			
	利用者数	費用額(千円)	利用者数	費用額(千円)	利用者数	費用額(千円)	利用者数	費用額(千円)	利用者数	%	費用額(千円)	%
介護老人福祉施設サービス	1,504	541,353	1,538	497,498	1,506	489,065	1,529	399,246	1,545	50.0	406,874	46.2
介護老人保健施設サービス	1,102	373,812	1,129	383,825	1,089	366,451	1,096	308,198	1,104	35.8	315,238	35.8
介護療養型医療施設サービス	583	253,338	606	261,269	557	248,020	449	165,359	438	14.2	158,360	18.0
計	3,189	1,168,503	3,273	1,142,592	3,152	1,103,536	3,074	872,804	3,087	100.0	880,472	100.0

資料: 沖縄県介護保険広域連合

圏域別: 介護保険施設サービス利用状況(各年10月期) 単位: 人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
北部圏域	752	763	731	737	745
中部圏域	1,162	1,188	1,177	1,127	1,159
南部圏域	1,275	1,322	1,244	1,213	1,240

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(3) 施設介護サービス提供基盤の状況

平成17年8月現在の沖縄県内の介護保険施設数は、介護老人福祉施設54件、介護老人保健施設が41件、介護療養型医療施設が42件の合計137施設となっています。

介護保険施設種類別の定員数は介護老人福祉施設が4,065人で全施設定員の44.8%で最も多くなっている。次いで介護老人保健施設3,732人(41.2%)、介護療養型医療施設1,224人(13.5%)の合計9,065人となっています。

施設数の推移をみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、新たな指定が行われていないことから、施設数に変化はありません。しかし、介護療養型医療施設については、指定辞退により平成14年以降減少傾向で推移し、平成17年は平成14年に比べ20箇所の減となっています。

また、施設入所定員数においても、介護療養型医療施設の減少に伴い、経年的に減少傾向で推移し、平成17年の入所定員数は平成14年度に比べ492人の減となっています。

介護保険施設の施設数・定員数の推移

単位:件、人

	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
介護老人福祉施設	54	4,065	54	4,065	54	4,065	54	4,065
介護老人保健施設	41	3,732	41	3,732	41	3,732	41	3,732
介護療養型医療施設	62	1,760	53	1,435	46	1,304	42	1,224
計	157	9,557	148	9,232	141	9,101	137	9,065

※介護療養型医療施設は、介護保険適用病床数のみの入所定員

資料:沖縄県高齢者福祉介護課

※施設数、入所定員数は平成14年から平成16年は4月1日現在、平成17年は8月1日現在

(4) 特定入所者介護サービスの状況

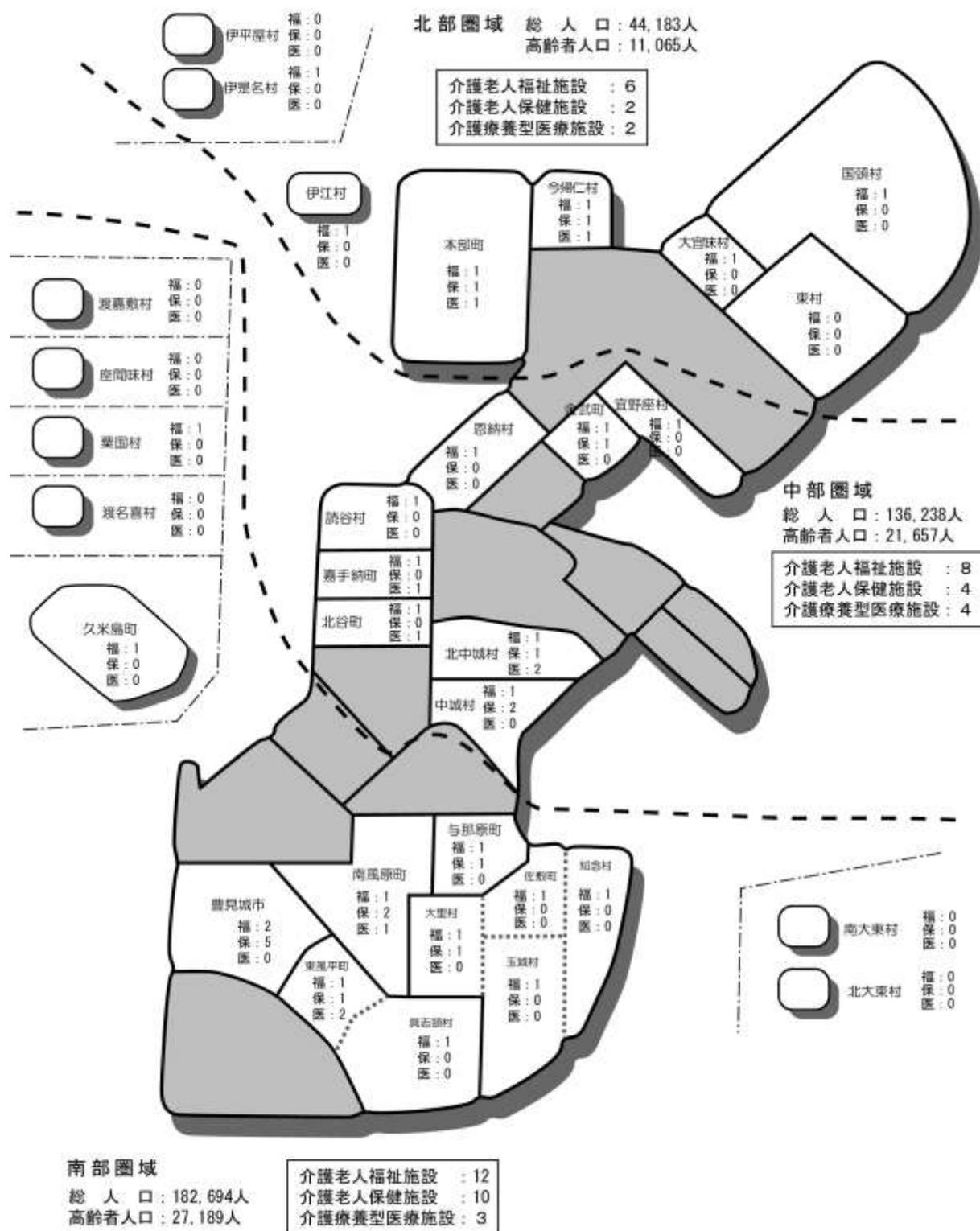
平成17年10月から施設給付の見直しに伴い、食費・居住費が利用者負担となることから、特定入所者介護サービス費(補足給付費)により利用者負担の軽減を図りました。

平成17年10月から12月までの実績では、補足給付費が増加傾向で推移しています。

特定入所者介護サービス費 給付実績

支給額	平成17年10月	平成17年11月	平成17年12月
介護老人福祉施設	43,979,132	44,046,320	44,748,650
介護老人保健施設	18,358,830	19,091,320	19,398,400
介護療養型医療施設	6,121,520	6,036,900	6,083,310
短期入所生活介護	1,421,004	1,695,329	1,672,060
短期入所療養介護(老健)	289,700	255,370	282,500
短期入所療養介護(療養)	12,870	22,190	22,100
合計	70,183,056	71,147,429	72,207,020

施設介護サービス事業所立地状況図



4. 高額介護サービス費の状況

(1) 高額介護サービス費の推移

平成16年度の高額介護サービス費は、1億4千797万4千円で、前年度に比べ3千243万8千円（128.08%）増となっています。

圏域別にみると、平成16年度の費用額が最も大きいのは中部圏域で5千673万1千円、次いで南部圏域の4千989万6千円、北部圏域の4千134万7千円となっています。また、前年比が最も大きいのは北部圏域の130.99%、次いで南部圏域の129.29%、中部圏域の125.02%となっています。

	平成15年度	平成16年度	費用実績推移 (H15~H16)	
			対前年額	対前年比
北部圏域	31,566	41,347	9,781	130.99%
中部圏域	45,378	56,731	11,353	125.02%
南部圏域	38,592	49,896	11,304	129.29%
広域連合	115,535	147,974	32,438	128.08%

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(2) 高額介護サービス費支給申請状況

平成15年度における広域全体の高額介護サービス費対象件数は2万2,452件でそのうち平成18年1月31日までに請求のあった申請済件数は1万9,684件（87.7%）となっています。

また、平成16年度における対象件数は、平成15年度より1,621件多い2万4,073件で平成18年1月31日までの延べ申請済件数は1万9,503件（81.0%）となっており、29市町村で前年度を下回っています。

これまで高額介護サービス費の申請は毎月行くとされてきましたが、平成17年6月の介護保険法改正による一部施行として平成17年10月分利用から初回のみ申請を行い、その後は自動的に支給されることとなりました。

高額介護サービス費申請率

	平成15年度分累計					平成16年度分累計				
	対象件数	申請済	申請率	未申請	未申請率	対象件数	申請済	申請率	未申請	未申請率
広域連合	22,452	19,684	87.7%	2,768	12.3%	24,073	19,503	81.0%	4,570	19.0%

【課題】

高額介護サービス費の申請請求権は、一部負担金支払日から2年以内となっているにもかかわらず、平成15年度は12.3%、平成16年度は19.0%の未受給者がいることから、未申請者に対し再勧奨通知の送付及び構成市町村との連携を図り、受給を促す必要があります。

Ⅱ. 保険料の収納状況

1. 保険料の収納状況

(1) 平成16年度(現年度分)保険料収納状況

平成16年度における保険料収納状況は、調定額34億2千81万2千円に対して、収納額は32億9千499万円、収納率96.32%となっており、事業計画収納率で0.19ポイント上回っています。

平成16年度(現年度分)保険料収納状況

単位:円、%

市町村名	調定額(特徴)A	調定額(普徴)B	計 A+B	収納額	未納額	収納率	事業計画 収納率	収納率比較
国頭村	70,576,700	11,644,865	82,221,565	79,705,119	2,516,446	96.94	94.89	2.05
大宜味村	38,492,100	7,336,700	45,828,800	44,637,420	1,191,380	97.40	98.13	△ 0.73
東村	18,249,000	4,033,700	22,282,700	21,305,620	977,080	95.62	97.42	△ 1.80
今帰仁村	104,413,100	19,671,949	124,085,049	121,060,936	3,024,113	97.56	97.57	△ 0.01
本部町	146,845,500	30,375,800	177,221,300	172,248,420	4,972,880	97.19	96.07	1.12
伊江村	48,557,900	9,946,478	58,504,378	57,585,620	918,758	98.43	96.76	1.67
伊平屋村	10,643,400	2,186,908	12,830,308	12,342,328	487,980	96.20	97.67	△ 1.47
伊是名村	23,797,900	3,647,500	27,445,400	26,561,220	884,180	96.78	95.28	1.50
恩納村	77,261,900	15,419,132	92,681,032	89,720,552	2,960,480	96.81	97.26	△ 0.45
宜野座村	35,132,000	7,779,400	42,911,400	41,131,020	1,780,380	95.85	96.06	△ 0.21
金武町	84,793,100	23,882,633	108,675,733	103,548,353	5,127,380	95.28	95.16	0.12
与那城町	122,009,500	26,920,000	148,929,500	139,084,620	9,844,880	93.39	90.16	3.23
勝連町	94,456,725	19,385,508	113,842,233	108,189,445	5,652,788	95.03	96.43	△ 1.40
読谷村	278,307,600	58,448,315	336,755,915	324,876,777	11,879,138	96.47	96.44	0.03
嘉手納町	133,709,000	27,516,850	161,225,850	154,767,570	6,458,280	95.99	95.65	0.34
北谷町	168,863,600	42,821,200	211,684,800	203,062,720	8,622,080	95.93	95.96	△ 0.03
北中城村	100,603,200	24,037,599	124,640,799	119,979,020	4,661,779	96.26	94.91	1.35
中城村	111,094,500	28,542,600	139,637,100	134,552,520	5,084,580	96.36	96.09	0.27
豊見城市	269,380,500	76,331,603	345,712,103	327,780,527	17,931,576	94.81	94.86	△ 0.05
東風平町	121,734,633	25,161,990	146,896,623	142,907,135	3,989,488	97.28	97.44	△ 0.16
具志頭村	58,397,300	12,231,365	70,628,665	68,529,753	2,098,912	97.03	96.76	0.27
玉城村	61,564,200	11,685,900	73,250,100	71,573,320	1,676,780	97.71	98.51	△ 0.80
知念村	50,176,933	7,707,158	57,884,091	56,614,811	1,269,280	97.81	97.45	0.36
佐敷町	78,961,432	16,035,298	94,996,730	92,119,184	2,877,546	96.97	97.61	△ 0.64
与那原町	104,429,100	27,278,909	131,708,009	126,627,120	5,080,889	96.14	97.32	△ 1.18
大里村	90,251,200	19,098,899	109,350,099	106,542,519	2,807,580	97.43	98.32	△ 0.89
南風原町	186,588,900	43,298,065	229,886,965	222,858,519	7,028,446	96.94	96.26	0.68
渡嘉敷村	5,629,900	993,200	6,623,100	6,473,020	150,080	97.73	99.00	△ 1.27
座間味村	6,868,500	1,251,200	8,119,700	8,037,820	81,880	98.99	99.00	△ 0.01
粟国村	12,907,000	3,893,400	16,800,400	16,283,820	516,580	96.93	97.24	△ 0.31
渡名喜村	8,786,800	1,811,300	10,598,100	10,259,020	339,080	96.80	99.00	△ 2.20
南大東村	8,451,000	2,001,250	10,452,250	9,981,870	470,380	95.50	97.17	△ 1.67
北大東村	2,599,700	769,000	3,368,700	3,312,720	55,980	98.34	99.00	△ 0.66
久米島町	60,440,500	12,691,515	73,132,015	70,729,436	2,402,579	96.71	95.39	1.32
計	2,794,974,323	625,837,189	3,420,811,512	3,294,989,874	125,821,638	96.32	96.13	0.19

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(2) 普通徴収保険料の収納状況の推移

平成16年度における普通徴収保険料の収納状況は、調定額6億2千583万7千円に対し、収納額は5億1万6千円で、広域連合全体の収納率は79.90%となっています。

普通徴収保険料の収納率の推移をみると、広域連合移行前の平成12年度で86.81%となっていた収納率は、経年的に低下し、広域連合移行後の平成15年度で81.54%、平成16年度は平成12年度に比べ6.90ポイント減少しています。

普通徴収保険料収納状況

単位：円、%

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年度実績				収納率比較 (H12-H16)
	収納率	収納率	収納率	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率	
国頭村	78.99%	74.49%	82.14%	82.23%	11,644,865	9,128,419	2,516,446	78.39%	-0.6%
大宜味村	94.14%	95.30%	94.02%	86.05%	7,336,700	6,145,320	1,191,380	83.76%	-10.4%
東村	94.57%	92.77%	94.95%	78.17%	4,033,700	3,056,620	977,080	75.78%	-18.8%
今帰仁村	95.05%	90.62%	87.27%	84.76%	19,671,949	16,647,836	3,024,113	84.63%	-10.4%
本部町	90.16%	87.33%	81.63%	83.95%	30,375,800	25,402,920	4,972,880	83.63%	-6.5%
伊江村	96.48%	88.09%	94.00%	90.24%	9,946,478	9,027,720	918,758	90.76%	-5.7%
伊平屋村	96.38%	91.72%	91.83%	80.97%	2,186,908	1,698,928	487,980	77.69%	-18.7%
伊是名村	69.21%	80.94%	76.02%	77.24%	3,647,500	2,763,320	884,180	75.76%	6.6%
恩納村	91.17%	89.31%	82.31%	80.99%	15,419,132	12,458,652	2,960,480	80.80%	-10.4%
宜野座村	89.29%	83.33%	76.80%	77.57%	7,779,400	5,999,020	1,780,380	77.11%	-12.2%
金武町	82.91%	82.21%	79.74%	79.30%	23,882,633	18,755,253	5,127,380	78.53%	-4.4%
与那城町	47.49%	66.78%	64.56%	68.71%	26,920,000	17,075,120	9,844,880	63.43%	15.9%
勝連町	90.30%	84.29%	74.36%	80.40%	19,385,508	13,732,720	5,652,788	70.84%	-19.5%
読谷村	89.05%	85.47%	79.11%	81.53%	58,448,315	46,569,177	11,879,138	79.68%	-9.4%
嘉手納町	85.02%	82.68%	79.58%	78.86%	27,516,850	21,058,570	6,458,280	76.53%	-8.5%
北谷町	88.16%	85.63%	82.84%	80.75%	42,821,200	34,199,120	8,622,080	79.86%	-8.3%
北中城村	76.64%	81.04%	78.01%	83.69%	24,037,599	19,375,820	4,661,779	80.61%	4.0%
中城村	86.31%	83.30%	80.91%	83.00%	28,542,600	23,458,020	5,084,580	82.19%	-4.1%
豊見城市	83.88%	82.78%	78.77%	78.34%	76,331,603	58,400,027	17,931,576	76.51%	-7.4%
東風平町	86.70%	87.34%	82.77%	83.17%	25,161,990	21,172,502	3,989,488	84.14%	-2.6%
具志頭村	93.84%	88.67%	84.41%	86.50%	12,231,365	10,132,453	2,098,912	82.84%	-11.0%
玉城村	98.39%	97.06%	95.18%	86.58%	11,685,900	10,009,120	1,676,780	85.65%	-12.7%
知念村	88.78%	89.97%	80.09%	85.84%	7,707,158	6,437,878	1,269,280	83.53%	-5.2%
佐敷町	94.94%	92.37%	86.04%	83.84%	16,035,298	13,157,752	2,877,546	82.05%	-12.9%
与那原町	92.61%	91.22%	87.01%	81.67%	27,278,909	22,198,020	5,080,889	81.37%	-11.2%
大里村	98.02%	96.38%	94.25%	86.70%	19,098,899	16,291,319	2,807,580	85.30%	-12.7%
南風原町	88.93%	84.94%	83.40%	84.21%	43,298,065	36,269,619	7,028,446	83.77%	-5.2%
渡嘉敷村	100.00%	100.00%	94.32%	93.28%	993,200	843,120	150,080	84.89%	-15.1%
座間味村	100.00%	100.00%	98.94%	93.45%	1,251,200	1,169,320	81,880	93.46%	-6.5%
粟国村	92.23%	72.46%	48.03%	84.27%	3,893,400	3,376,820	516,580	86.73%	-5.5%
渡名喜村	100.00%	100.00%	100.00%	85.72%	1,811,300	1,472,220	339,080	81.28%	-18.7%
南大東村	100.00%	80.74%	87.24%	80.32%	2,001,250	1,530,870	470,380	76.50%	-23.5%
北大東村	100.00%	100.00%	100.00%	92.58%	769,000	713,020	55,980	92.72%	-7.3%
久米島町	86.14%	74.43%	76.15%	78.38%	12,691,515	10,288,936	2,402,579	81.07%	-5.1%
計	86.81%	84.73%	81.69%	81.54%	625,837,189	500,015,551	125,821,638	79.90%	-6.9%

資料：沖縄県介護保険広域連合

(3) 滞納保険料収納状況

滞納保険料の収納については、電話による督促に合わせて、徴収嘱託員による訪問徴収を行うと同時に、納期限を20日経過してもなお納付の状況がない者に対し、年間約36,000通の督促状送付による納付の勧奨を実施してきました。

督促状送付状況

項目	平成15年度	平成16年度
督促状	36,841通	36,555通

徴収員による訪問活動の状況

単位:件

年度	人数	訪問件数		徴収嘱託員1人当たり訪問件数	
		年	月平均	年	月平均
平成15年度	10人	18,479	1,848	1,848	184.8
平成16年度	10人	23,733	1,978	2,373	197.8

※平成15年度は平成15年6月から平成16年3月(10カ月間)の実績

滞納保険料収納状況

単位:円

		前年度までの滞納額 A	収納額 B	収納率		未収入額
				Aに対して	Bに対して (収入額Bに対する徴収員の徴収率)	
平成15年度	全体	92,462,456	36,199,896	39.15%		56,262,560
	徴収嘱託員		25,503,027	27.58%	70.45%	
平成16年度	全体	136,536,157	44,536,262	32.62%		91,999,895
	徴収嘱託員		29,597,512	21.68%	66.46%	

※全体＝徴収嘱託員・電話督促・督促状の送付を含む

その結果、滞納額は平成15年度9,246万2,456円に対し、収納額3,619万9,896円、収納率39.15%となっており、平成16年度は1億3,653万6,157円に対し、収納額4,453万6,262円、収納率32.62%となっています。

また、徴収嘱託員による徴収状況については、平成15年度2,550万3,027円(27.58%)、平成16年度2,959万7,512円(21.68%)と、収納額に対する収納率は約66%から70%を占める状況となっています。

(4) 口座振替の状況

徴収員の訪問及び年齢到達者への郵送により口座振替の勧奨を行っており、口座振替の登録件数は平成15年度3,386件(28.78%)、平成16年度においては3,759件(33.18%)となっています。

年度	普通徴収対象者数	口座振替件数	口座振替率
平成15年度	11,766人	3,386件	28.78%
平成16年度	11,328人	3,759件	33.18%

※口座振替件数は、毎年度末金融機関への口座振替依頼件数より抽出

【課題】

保険料収納については、徴収嘱託員による訪問徴収や催告状の送付、電話督促、口座振替の勧奨等を実施してきましたが、依然として収納率が低い状況にあります。今後とも更に介護保険制

度の周知や保険料納付意識の啓発を図るとともに、収納率向上に向け、収納体制の強化及び計画的かつ効率的な業務展開を推進する必要があります。

2. 生活困窮者に対する保険料減免状況

平成15年度における保険料の減免は、申請件数が187人で減免決定者は141人、減免額が114万1,482円となっており、減免者の収納率は84.96%となっています。

平成16年度では減免申請者が240人、減免決定者数が181人、減免額は275万817円で減免者の収納率は84.99%となっています。

市町村名	平成15年度						平成16年度					
	減免申請者数	減免決定数	減免額	調定額	収納額	収納率	減免申請者数	減免決定数	減免額	調定額	収納額	収納率
国頭村	3	2	20,800	73,200	36,600	50.00	2	1	15,600	31,400	31,400	100.00
大宜味村	1	1	5,416	33,584	33,584	100.00	0	0	0	0	0	0
東村	6	6	44,415	215,585	215,585	100.00	5	2	26,000	52,000	52,000	100.00
今帰仁村	15	10	75,400	394,600	277,500	70.32	14	12	187,200	376,800	233,300	61.92
本部町	7	7	49,400	279,600	178,300	63.77	13	11	171,600	321,800	201,900	62.74
伊江村	2	1	2,166	36,834	36,834	100.00	2	2	26,000	52,000	52,000	100.00
伊平屋村	1	1	1,616	27,384	27,384	100.00	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恩納村	2	1	1,083	37,917	37,917	100.00	3	1	13,000	26,000	26,000	100.00
宜野座村	0	0	0	0	0	0	2	2	16,200	32,500	26,000	80.00
金武町	10	10	58,498	308,702	282,202	91.42	12	7	104,000	234,000	199,200	85.13
与那城町	17	11	87,100	429,900	382,400	88.95	9	7	86,900	201,400	183,200	90.96
勝連町	8	7	44,415	228,585	127,418	55.74	4	4	52,000	104,000	104,000	100.00
読谷村	8	6	79,500	265,300	265,300	100.00	7	5	78,000	177,715	122,800	69.10
嘉手納町	12	11	101,441	403,759	326,359	80.83	22	13	218,500	408,200	309,000	75.70
北谷町	26	22	180,734	876,766	853,966	97.40	27	23	388,900	709,000	679,900	95.90
北中城村	2	1	9,750	29,250	29,250	100.00	8	4	52,000	104,000	91,000	87.50
中城村	9	7	71,500	257,500	223,500	86.80	13	12	187,200	376,800	355,800	94.43
豊見城市	17	9	72,900	369,700	393,400	106.41	21	20	310,267	643,600	535,700	83.23
東風平町	10	8	52,000	313,400	187,200	59.73	21	17	248,200	463,100	431,700	93.22
具志頭村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玉城村	5	4	25,865	90,135	90,135	100.00	5	5	48,500	96,500	81,466	84.42
知念村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐敷町	0	0	0	0	0	0	2	1	6,500	13,000	13,000	100.00
与那原町	7	4	53,433	181,667	94,100	51.80	7	5	101,600	141,200	107,100	75.85
大里村	5	5	48,100	171,234	133,534	77.98	4	3	46,800	94,200	62,800	66.67
南風原町	13	7	55,950	241,650	241,650	100.00	18	10	153,400	293,000	253,800	86.62
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粟国村	0	0	0	0	0	0	18	13	202,800	361,100	361,100	100.00
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	1	1	9,650	9,650	9,650	100.00
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	187	141	1,141,482	5,266,252	4,474,118	84.96	240	181	2,750,817	5,322,965	4,523,816	84.99

資料:沖縄県介護保険広域連合

【課題】

保険料減免措置は、被保険者の申請により措置していることから、完納が見込まれるにもかかわらず収納状況は約85%となっています。

今後は、相談及び申請時点における制度の周知を図ると同時に、広く制度の趣旨等について理解を求めるための広報等を展開し、収納体制の強化を図り収納率の向上に努める必要があります。

IV. 適正化事業の状況

1. 低所得者に対する支援の状況

(1) 法施行時の訪問介護利用者等の利用負担軽減措置事業

当該事業は、低所得者世帯であって法施行時に訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用して
いた高齢者について、平成 12 年からの 5 年間経過措置であり平成 16 年度で終了となりました。

平成 16 年度の認定者は 222 人で、費用額が 618 万 9 千円となっており、前年度に比べ認定者数
で 73 人、費用額で 362 万 3 千円の減となっています。

法施行時の訪問介護利用者等の利用負担軽減措置事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	比 較
人 数	295 人	222 人	△73 人
費用額	9,811,819 円	6,188,518 円	△3,623,301 円

資料：沖縄県介護保険広域連合

(2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

当該事業は、低所得者であって障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等に
ついて、平成 12 年度からの 5 年間経過措置として実施され、平成 17 年度においても引き続き措
置が執られています。

平成 16 年度の認定者は 32 人で費用額が 216 万 3 千円となっており、前年度に比べ認定者数で
7 人、費用額で 25 万 8 千円の減となっています。

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

	平成 15 年度	平成 16 年度	比 較
人 数	39 人	32 人	△7 人
費用額	2,420,818 円	2,162,763 円	△258,055 円

資料：沖縄県介護保険広域連合

(3) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減免措置事業

当該事業は、低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスを提供する社会福
祉法人等がその社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免することを目的として平成 15 年度
から実施しています。

平成 15 年度は実施法人数が 11 事業所、減免措置の対象者は 53 名でした。

平成 16 年度は実施法人が 7 事業所で、対象者数は前年度同様 53 名となっています。

また、平成 17 年度は 7 月末までに 34 名に減免対象の確認証を発行しました。

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減免措置事業

年 度	対象者	減免額	対象法人数	事業申出法人数	実施法人数
平成 15 年度	53 名	4,098,949 円	76	31	11
平成 16 年度	53 名	3,650,832 円	76	41	7

※「対象法人数」は、広域連合で把握している数（宮古地域及び八重山地域を除く）

※「事業申出法人数」、「実施法人数」は、3 月末現在の数（宮古地域及び八重山地域を除く）

資料：沖縄県介護保険広域連合

【課題】

「法施行時の訪問介護利用者等の利用負担軽減措置」は平成 16 年度で終了しましたが、低所得者世帯の対象者は現存していると思われます。

そのため、「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減免措置事業」の拡充に努めるとともに、被保険者等に対する当該事業の情報提供を行い、低所得者の利用者負担の軽減を図る必要があります。

2. 給付適正化への取組み状況

(1) 介護報酬明細書点検事務事業

介護報酬算定の妥当性、過剰、過誤、重複請求の点検等を平成 15 年度から実施し、疑義事例については返還等の処理や指導を行っています。

平成 16 年度の点検件数は、延べ 4,571 件(うち調整件数は 1,375 件)、給付調整金額(保険者へ返還される額)は 981 万 8 千円で、平成 15 年度の 991 万 6 千円と比較すると 9 万 8 千円減少しています。

一方、返還件数は調整件数の 83.4%を占める 1,147 件で、返還額は給付調整額の 84.9%を占める 833 万 3 千円となっています。

介護報酬明細及びサービス計画点検事務実績

	平成15年度								平成16年度								
	点検件数 ①	調整件数 ②	調整率 ②/①	給付調整額 ③	返還件数 ④	返還率 ④/②	返還額 ⑤	返還額率 ⑤/③	点検件数 ①	調整件数 ②	調整率 ②/①	給付調整額 ③	返還件数 ④	返還率 ④/②	返還額 ⑤	返還額率 ⑤/③	
施設サービス	特別食加算	102事業所 14,820	104	0.7%	5,864,140	34	32.7%	1,943,890	33.1%	102事業所 352	41	11.6%	1,169,450	35	85.4%	879,170	75.2%
	施設と居宅の重複請求	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	7	7	100.0%	102,042	7	100.0%	102,042	100.0%
	計	14,820	104	0.7%	5,864,140	34	32.7%	1,943,890	33.1%	359	48	13.4%	1,271,492	42	87.5%	981,212	77.2%
居宅サービス	実績の伴わない給付管理表	93事業所 405	35	8.6%	245,620	35	100.0%	245,620	100.0%	84事業所 228	157	68.9%	331,500	39	24.8%	331,500	100.0%
	提供記録と給付実績	52	52	100.0%	3,806,260	49	94.2%	3,806,260	100.0%	71	71	100.0%	3,213,815	64	90.1%	2,101,686	65.4%
	通所サービス	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	162事業所 1,698	389	22.9%	3,174,878	292	75.1%	3,091,592	97.4%
	居宅介護支援加算・減算	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	125事業所 2,215	710	32.1%	1,826,520	710	100.0%	1,826,520	100.0%
	計	457	87	19.0%	4,051,880	84	96.6%	4,051,880	100.0%	4,212	1,327	31.5%	8,546,713	1,105	83.3%	7,351,298	86.0%
合計	15,277	191	1.3%	9,916,020	118	61.8%	5,995,770	60.5%	4,571	1,375	30.1%	9,818,205	1,147	83.4%	8,332,510	84.9%	

資料：沖縄県介護保険広域連合

1) 施設介護サービス

平成 15 年度は、調整件数 104 件、給付調整額 586 万 4 千円に対し、返還件数 34 件(32.7%)、返還額 194 万 4 千円(33.1%)となっています。

平成 16 年度は、調整件数 48 件、給付調整額 127 万 2 千円に対し、返還件数 42 件(87.5%)、返還額 98 万 1 千円(77.2%)となっており、平成 15 年度と比較して給付調整額に対する返還件数割合及び返還額割合ともに上回る状況となっています。

2) 居宅介護サービス

平成 15 年度は、調整件数 87 件、給付調整額 405 万 2 千円に対し、返還件数 84 件(96.6%)、返還額 405 万 2 千円(100.0%)となっています。

平成 16 年度は、調整件数 1,327 件、給付調整額 854 万 7 千円に対し、返還件数 1,105 件(83.3%)、返還額 735 万 1,298 円(86.0%)となっており、平成 15 年度と比較して給付調整額に対する返還件数割合及び返還額割合ともに下回る状況となっています。

(2) 介護サービス計画点検事務事業

平成 15 年度は、介護報酬改定に伴いケアマネジメント現場の混乱が予想されたため、その解釈等についての周知を図るとともに、運営基準について誤った解釈が多かった訪問介護サービスについて点検を実施しました。

平成 16 年度は、居宅介護支援業務事業所への訪問指導等を実施しました。

その他、疑義が生じた給付内容のケアプラン及びサービス提供事業所の作成する個別援助計画書等の点検を実施し、不適切なサービスの提供等について介護報酬明細点検事業との連携の下、介護給付費の調整を行いました。

【課題】

平成 15、16 年度と介護報酬明細点検事務事業及び介護サービス計画点検事務事業を実施してきましたが、依然として不適正な介護サービスの提供や過誤請求があることから、国保連合会介護給付適正システムの活用等を含め、より効率・効果的な点検・指導方法について検討するとともに、給付調整額に対する未収額があることについても全額返還に向けた取組みの強化が必要です。

(3) 介護給付費通知事業

介護給付費の通知事業は、介護サービス利用にかかる費用総額、利用者負担分及び公費負担分の内訳を再認識するとともに適切なケアプラン作成に結びつけることを目的として、平成 15 年度から実施しています。

平成 16 年度は、年 4 回、延べ 3 万 9,420 通の通知書を送付し、事業費用額は 265 万 3 千円となっています。

【課題】

現在の給付通知書は、介護サービスの提供を行った「事業所名」「サービス種類」「利用回数及び日数」「サービス費用額及び利用者負担額」など掲載情報が限られているとともに、事業そのものの効果についても検証がされていません。

今後は、通知事業の効果について検証するとともに、より適切なケアプラン作成に結びつけるための通知書内容について検討する必要があります。

3. 離島等地域のサービス提供基盤整備

(1) 離島等サービス確保対策事業

1) 平成 15 年度の取組み

離島地域における介護保険制度の理解を促す啓発活動として、住民説明会を開催し、離島地域のサービス基盤整備の状況、構成市町村の保険料について説明を行いました。

2) 平成 16 年度の取組み

離島等サービス確保対策事業推進委員会を設置、座間味村を事業対象に、島の状況確認や不足サービスの検討を行うため事業推進委員会を 3 回開催するとともに、先進地事例視察を 2 回、事業所見学を 1 回、講演会を 2 回実施しました。

平成 17 年 8 月には、「平成 16 年度沖縄県離島等介護サービス確保対策検討委員会」からの座間味村における介護サービス確保策にかかる報告及び提言書が提出されました。

また、平成 17 年度は新たに南大東村を事業対象として検討しています。

【課題】

平成 15 年度、16 年度の取組みを受け、介護サービス提供基盤を促進していくための具体的な施策を検討し、具体的な提言を示し、サービス確保の促進に努める必要があります。

(2) 離島等地域支援事業

離島等における介護サービスの確保を促進するため、本島から離島に赴いてサービスを提供する事業所に対し、交通費、宿泊費、福祉用具貸与に係る運搬費等を支給することにより、離島における介護保険サービスの利用しやすい環境づくりに努めました。

離島等地域支援事業平成 16 年度事業実績 単位：件、人、円

サービス名	離島名	契約 件数	延べ利 用者数	費 用
訪問介護サービス	本部町水納島	1	19	54,390
福祉用具貸与サービス	勝連町津堅島、知念村久高島	3	5	51,450
居宅介護支援サービス	勝連町津堅島、知念村久高島、伊是名島 渡名喜島、栗国島、渡嘉敷島、南大東島	11	2,003	2,282,765
訪問看護サービス	勝連町津堅島	1	17	22,920
計	2 町 6 村	16	2,044	2,411,525

【課題】

沖縄県が実施する補助制度は、当該事業費用負担が軽減されたが、サービスの平準化を目指す広域連合としては離島町村における費用負担の軽減策は抜本的な解決には至っていない状況にあります。

広域連合は、離島町村の介護サービスの安定確保に伴う費用負担の軽減の一層の充実をめざし、引き続き負担軽減の等の検討を行うとともに沖縄県が実施する補助制度の継続活用と、国に対し助成を要請する必要があります。

(3) 離島等特別加算にかかる利用者負担額軽減措置事業

離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、利用者負担の一部を減額し、離島等地域における介護保険サービスの利用を容易にすることを目的として平成 16 年度から新たに事業を開始しました。

離島等特別加算にかかる利用者負担額軽減措置事業

年度	利用者	減免額	対象法人数	事業申出 法人数	申出率	実施 法人数	実施率
平成 16 年度	12 名	28,395 円	10	4	40.0%	1	10.0%
平成 17 年度	115 名	247,965 円	10	5	50.0%	5	50.0%

※「対象法人数」は、広域連合構成市町村内での数

※「事業申出法人数」、「実施法人数」は、平成 16 年度は実績。平成 17 年度は 12 月末現在の数

資料：沖縄県介護保険広域連合

平成 16 年度には対象事業所 10 カ所のうち 1 カ所(10.0%)が事業の実施を行い 12 名の利用者に対し利用者負担の軽減措置を行いました。

平成 17 年 12 月末時点では、対象事業所 10 カ所のうち 5 カ所(50.0%)の事業所において実施し、

115名の利用者に対し利用者負担の軽減措置を行いました。

【課題】

対象事業所のうち、実施事業所は50.0%に止まっていることから、事業の趣旨について周知を図り、実施事業所の確保に努めるとともに、被保険者に対し適正な事業の活用を促しサービス利用に係る利用者負担額の軽減に努める必要があります。

4. 介護サービスの質の向上

(1) 介護相談員派遣事業

介護相談員7名を配置し、施設等の訪問により、直接介護サービス受給者等の声を聞くとともに、サービスに関する疑問や不満、不安等の相談にも応じ、事業者に対しては、問題解決に向けた提案等を行う等、介護サービスの質の向上を図ることを目的として平成15年度から事業を実施し、平成16年度においては以下の活動を行いました。

1) 平成16年度介護保険施設サービス提供事業者研修会

介護相談員派遣事業を円滑に遂行するため、全国における本事業の先駆取組み状況等についての講演や広域連合における本事業の留意点、展望等についての研修会を実施しました。

2) 相談員の活動

① 訪問施設数

平成15年度は57カ所において事業展開していましたが、平成16年度は29カ所増え、86カ所の施設が介護相談員の受け入れを受諾しています。

	平成15年度	平成16年度				
	施設数 (カ所)	施設数 (カ所)	相談件数 (件)	課題件数	改善件数	課題件数に対する改善率
介護老人福祉施設	30	37	1,728	233	71	30.5%
介護老人保健施設	17	32	1,080	205	77	37.6%
介護療養型医療施設	10	15	492	35	17	48.6%
高齢者支援ハウス	0	1	0	0	0	0.0%
通所介護サービス	0	1	0	0	0	0.0%
計	57	86	3,300	473	165	34.9%

資料：沖縄県介護保険広域連合

② 相談件数及び相談内容

平成16年度の介護相談員派遣事業における相談件数は3,300件で、そのうち473件の課題が挙げられ、165件(34.9%)を改善に結びつけました。

相談の内容は①健康・医療 ②心のケア ③食事・嗜好品の順に多く、改善については①心のケア ②設備・備品 ③健康・医療の順となっています。

【課題】

当該事業を受け入れている事業所数は 86 ヶ所となっていることから、広域連合内の被保険者数が入所している全事業所に対し介護相談員の受入について周知を図るとともに、相談内容のうち改善率が 34.9%にとどまっており、相談員の質の向上に努め、全ての課題に対し適切な解決方策のアドバイスにより改善を図り、利用者にとってより良いサービスが受けられるよう努める必要があります。

(2) 福祉用具・住宅改修研修事業

住宅改修・福祉用具研修会の一環として、福祉用具・住宅改修に係る支給の手続き方法や適正な活用方法について、平成 15 年度は 3 回開催で延 244 名の関係者の参加があり、平成 16 年度は 2 回の開催で延べ 165 名の関係者が参加しました。

研修会参加者からは、「住宅改修の知識が深まった。とても参考になった。」等の声が寄せられました。

	開催回数	参加人数	参加者
平成 15 年度	3	244	
平成 16 年度	2	165	居宅支援事業所・施工業者・市町村・在宅介護支援センター等

【課題】

申請手続きや活用方法についての問い合わせ等は減少していることから福祉用具・住宅改修についての知識の周知は図られたものと考えられます。今後は、福祉用具及び住宅改修の適正な利用に関する周知を図る必要があります。

(3) 福祉用具・住宅改修指導事業

平成 16 年度は理学療法士の資格を有する住宅改修等指導員 1 名を配置し、廃用症候群が懸念される軽度利用者の車いす貸与の利用状況についての点検を実施し、年間 470 件の福祉用具貸与や購入及び住宅改修時における専門的な視点から指導・助言を実施しました。

平成16年度介護保険住宅改修に係る指導件数

(3月末日現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
現場指導	10	22	23	27	17	12	12	20	18	18	8	1	188
電話指導	0	0	7	10	15	27	26	25	48	28	52	44	282
合計	10	22	30	37	32	39	38	45	66	46	60	45	470

資料: 沖縄県介護保険広域連合

【課題】

福祉用具や住宅改修は、要介護者等が居宅において安全に日常生活を営むための重要な手段の一つとなっています。

しかし、年間 470 件もの問い合わせがあり、まだまだその利用方法が十分に理解されていない状況にあることから、今後とも、適正な利用に関する周知を図る必要があります。

5. 介護支援専門員等への支援

(1) ケアマネジメントリーダー活動等支援事業

1) 介護支援専門員連絡会活動等への支援

構成市町村の介護支援専門員連絡会活動を活性化させ、介護支援専門員が多くの仲間と協働のもと、課題解決に向けての自己研鑽と円滑な介護支援業務を推進していける体制づくりを支援するため、その活動に必要な経費を助成しました。

平成 15 年度から平成 17 年度にかけ、広域連合では各地域の介護支援専門員に連絡会等の設立を働きかけた結果、8 ヲ所の地域で連絡会が設立され各自で活動できるようになりました。

2) 介護支援専門員のスキルアップ研修会の開催

「訪問介護サービス提供事業者と居宅介護支援との連携の在り方について」をテーマとし、連携の重要性、留意点や課題、対策等についてスキルアップ研修会を開催しました。

また、「訪問介護のサービス提供内容に目標設定が不明確」、「ケアプランに基づかないサービス内容や介護支援専門員との連携不足によりサービスの見直しがなされていない」等、これまで実施してきたケアプラン・介護報酬明細点検事務事業から見えてきた現状と課題についても併せて報告を行いました。

【課題】

今後は、構成市町村に設置される地域包括支援センター等に配置される主任介護支援専門員に対し、地域で活動する個々の介護支援専門員や他職種・機関と連携を取りながら高齢者を支える活動ができるよう支援し、ケアマネジメントの質の向上に努める必要があります。

(2) ケアプラン指導研修事業

平成 16 年度・17 年度において、介護支援専門員の資質の向上及びそれに基づく介護サービスの質の向上を図る事を目的としてケアプラン指導研修事業を実施しました。

当該事業は、医療・保健・福祉の専門家からなる指導研修チーム7名が、検証を希望する介護支援専門員のケアプランを検証し、その結果を踏まえ直接現場に赴き、教育的な視点に配慮して指導及び助言を行うものであり、現場に即した具体的な介護支援専門員の課題や悩みなどに焦点をあてた指導・助言を実施し、報告書を作成しました。

【課題】

当該事業の趣旨や効果、手法についてまとめた「ケアプラン指導研修事業報告書」の周知を図り、活用について促進していく必要があります。

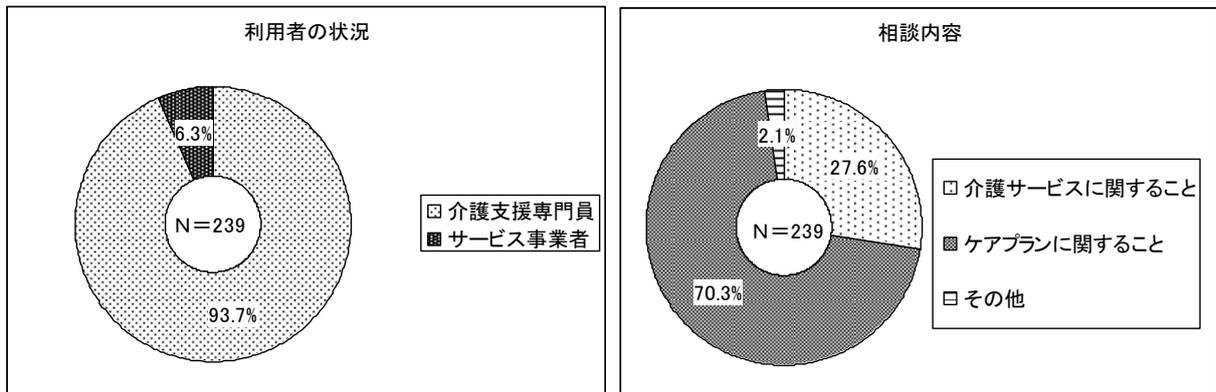
(3) 市町村介護支援専門員個別相談窓口設置事業

「介護支援専門員が相談しようとしても、それを受け止めてくれるところがなく孤立している」との現場の声から、介護支援専門員が抱える、ケアプラン作成上の悩みや介護報酬の解釈等の相談に対応することを目的として、相談窓口を広域連合事務所内に設置しました。

当該事業では、プランニングに関する支援、介護保険及び関連制度の最新情報の提供、「介護報酬の解釈」の補足説明等の相談活動を実施しました。

対応方法については、介護支援専門員等が相談したい内容を文書、または電話で受け付け、文書での回答を行ってきました。

平成16年度の相談受付件数は239件で、利用者の割合は介護支援専門員からの相談が93.7%を占めており、相談内容は「ケアプランに関すること」が70.3%、「介護サービスに関すること」が27.6%等となっています。



資料：沖縄県介護保険広域連合

【課題】

平成17年度までは、広域連合にケアプランや介護報酬に関する相談窓口を設置していましたが、今後は介護支援専門員の活動する身近な場所で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターでの相談窓口の活用を促進します。

6. 苦情相談の対応

苦情相談については、構成市町村と広域連合のそれぞれの担当窓口で対応しています。

広域連合では、毎月市町村から提出される介護サービスに関する相談・苦情受付状況報告書を取りまとめ、介護保険制度における苦情処理機関として位置付けられている沖縄県国民健康保険団体連合会へ報告しています。

平成16年度は、保険料に関するものが45件、認定に関するものが3件、給付に関するものが5件、その他は6件でした。

【課題】

今後とも、構成市町村及び地域包括支援センターと連携し、沖縄県国民健康保険団体連合会に対し迅速な苦情相談等の受付報告を行うための体制づくりに努める必要があります。

7. サービス提供事業者との連携及び指導

介護報酬明細書点検事務事業及び介護サービス計画書点検事務事業において、点検結果の報告と面談指導を行い、またケアマネジメントリーダー活動等支援事業においては、介護支援専門員連絡会へ参加し情報交換を行いました。

介護相談員派遣事業では、施設サービス提供事業者を対象とした研修会を開催し、事故報告書の意義や作成上の留意点、介護相談員派遣等事業の目的や具体的な活動内容、成果と課題について報告しました。また、事業者相互及び保険者との意見交換を行いました。

福祉用具・住宅改修研修事業や介護支援専門員の支援事業では、研修会を開催し、資質向上に向けた取組みを行いました。

【課題】

今後も、質の高い介護保険サービスを提供していくため多様な機会を通してサービス提供に伴う相談や指導を行うとともに、情報提供及び意見交換の充実に努める必要があります。

8. 各種機関との連携体制の構築

介護サービスの質の向上を図るために、サービス担当者会議及び介護支援専門員連絡会議へ出席し、情報提供及び意見交換を行いました。

また、沖縄県介護報酬点検事務研究会において、沖縄県の介護保険担当者及び沖縄県国民健康保険団体連合の担当者を交えて意見交換を行いました。

【課題】

介護サービスの質の向上に向け、構成市町村や保健・医療、福祉など各種関連機関との連携体制の強化に努める必要があります。



イペー

9. 普及啓発・広報事業

普及啓発・広報事業は、「介護保険制度の基本理念をより深く浸透させる」「サービスの適正利用への理解」を目標とし、啓発に重点を置き事業を展開してきました。

取り組んだ事業		平成15年	平成16年	平成17年	
ホームページ(アクセス件数)		6,205件	6,480件	13,795件	
広報誌発刊(年1回)		131,458世帯	113,838世帯	129,446世帯	
市町村広報誌への掲載依頼		3回	3回	3回	
地域説明会		30回	3回		
国保連合会広報共同事業	負担額	9,413,000円	9,574,000円	8,157,000円	
	テレビ広報	3分間番組	42回	68回	16回
		スポットCM	488回	612回	168回
	ラジオ広報	スポットCM	464回	676回	360回
		まるごと1日介護保険	1回		
	新聞広告	2社1回		6社2回	
ポスター	2回/年	1回/年	2回/年		

※ 平成17年12月末現在

【課題】

国保連合会との広報共同事業によるマスメディアを活用した啓発活動や広域連合のホームページへの開設等、広く啓発を行って来ましたが、認定者及び介護給付費・介護保険料未納者が増加傾向で推移しています。

今後とも、介護保険制度の理念や適正な利用等の周知を図るためホームページ等の内容を検討すると同時に、広報・啓発活動を強力的に推進する必要があります。



テップウユリ

第3章 新たなサービスへの対応

I. 地域支援事業

地域に暮らす高齢者に対し、要介護（支援）状態となることの予防と、生涯にわたり住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため地域支援事業を推進します。

1. 広域連合と構成市町村の役割

広域連合は介護保険法に基づく保険者としての責任主体となり、構成市町村が実施する地域支援事業に対し、助言・指導を行います。

構成市町村は、運営主体となり、地域支援事業を適正かつ効率的に推進します。

2. 広域連合における地域支援事業の考え方

（1）地域支援事業費の保険給付費に対する率の設定

地域支援事業費については、介護保険給付費の3%以内を割り当てるものとしています。介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業における各年度の割合を下表の通り設定します。

但し、事業等の状況を勘案し、その割合を変更していくことができるものとします。

単位：%

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地域支援事業の保険給付に対する率		2.00	2.30	3.00
内 訳	介護予防事業	1.0	1.0	1.5
	包括的支援事業及び任意事業	1.0	1.3	1.5

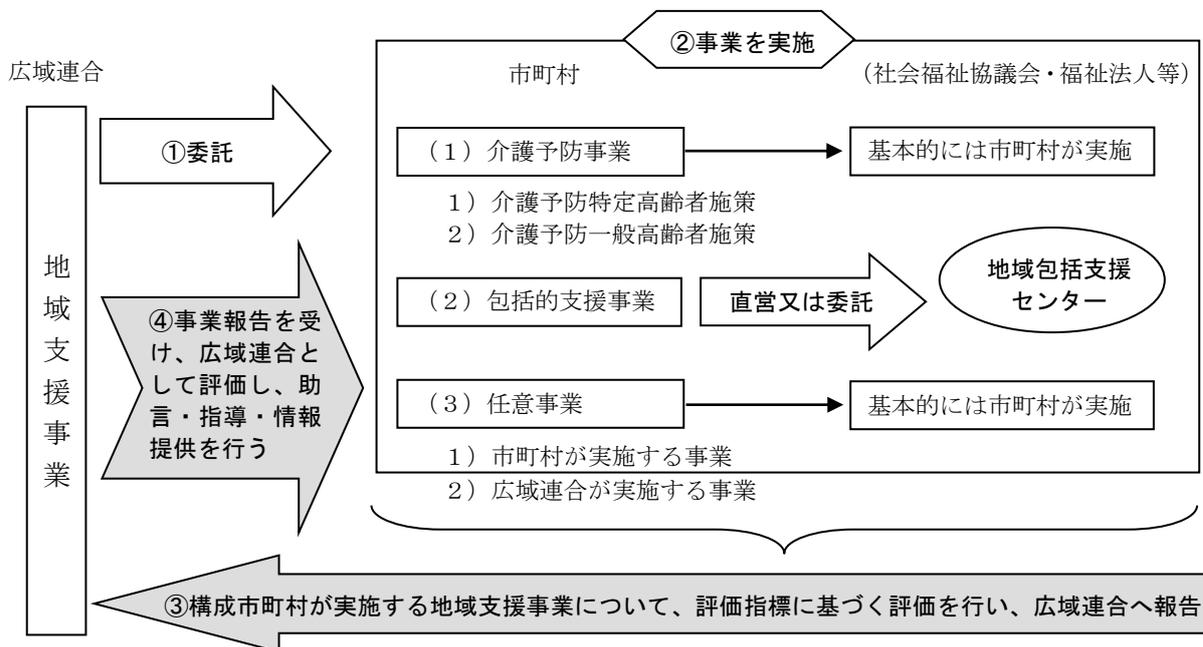
（2）介護予防事業における対象者数の設定

国の参酌標準では平成 18 年度 4.0%、平成 19 年度 4.5%、平成 20 年度で 5.0%とすることとされていますが、健康長寿の理念を踏まえ平成 18 年度から高齢者人口の 5.0%を対象者数として設定します。

（3）地域支援事業の効果による要介護認定者の目標設定

地域支援事業の効果により、要支援、要介護状態となることを防止する目標を、平成 18 年度 16.0%、平成 19 年度 18.0%、平成 20 年度においては介護予防事業対象者の 20.0%と設定します。

3. 事業の体系図



4. 構成市町村が実施する事業の概要

(1) 介護予防事業

要介護状態の軽減及び防止、要介護状態又は要支援状態となることの予防を目的として、これまで、実施されてきた老人保健事業及び介護予防・地域支え合い事業を再編し、地域の実情に応じた創意工夫のある以下の事業を実施します。

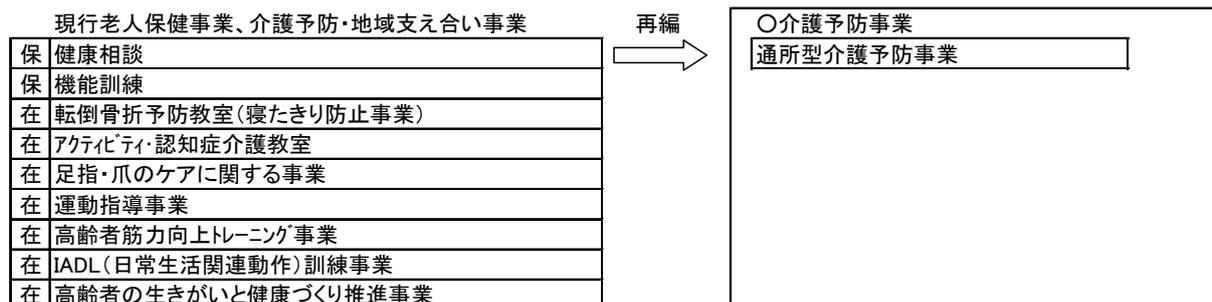
1) 介護予防特定高齢者施策

① 特定高齢者実態把握事業

健康診査及び多様な形態を通して、基本チェックリストにより高齢者の生活機能に関する状態を把握し特定高齢者の対象となり得る高齢者を選定し、地域包括支援センターにおいて実施される特定高齢者スクリーニングへとつなげます。

② 通所型介護予防事業

これまで構成市町村で実施されてきた老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業を再編し、通所型介護予防事業として実施します。



保: 保健事業費等負担金 在: 在宅福祉事業費補助金

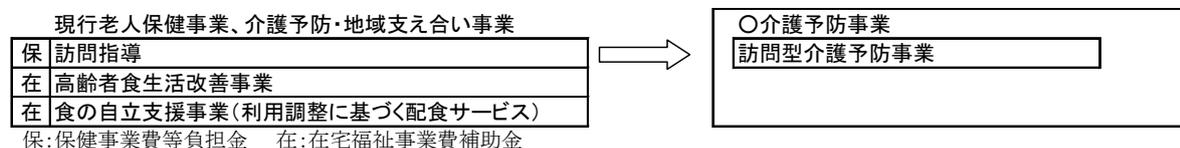
通所型介護予防事業は、下表の通り事業の目的を盛り込んだうえで、事業目的に合致する事業名の設定や個別事業を組み合わせ柔軟な事業展開を行います。

通所型介護予防事業(特定高齢者施策)

事業名	事業の目的					
	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	うつ予防・支援	認知症予防・支援	閉じこもり予防・支援
通所型介護予防事業	○	○	○	○	○	○
健康相談		○	○	○	○	○
機能訓練	○	○				○
転倒骨折予防教室(寝たきり防止事業)	○					○
アクティビティ・認知症介護教室	○				○	○
足指・爪のケアに関する事業	○					○
運動指導事業	○		○		○	○
高齢者筋力向上トレーニング事業	○					○
IADL(日常生活関連動作)訓練事業	○	○	○			○
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	○	○	○			○
生活管理指導短期宿泊事業	○	○	○	○	○	○
介護予防生きがい通所サービス(仮称)	○	○	○	○	○	○
その他						

③訪問型介護予防事業

これまで、実施されてきた老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業を再編し訪問型介護予防事業として実施します。



訪問型介護予防事業は、下表の通り事業の目的を盛り込んだうえで、事業目的に合致する事業名の設定や個別事業を組み合わせ柔軟な事業展開を行います。

訪問型介護予防事業(特定高齢者施策)

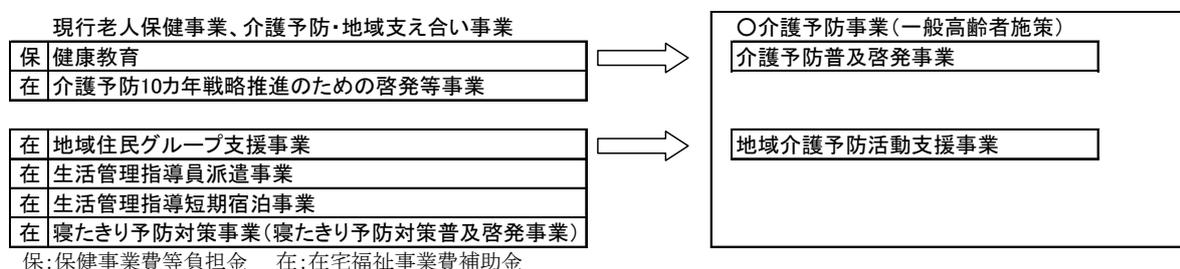
事業名	事業の目的					
	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	うつ予防・支援	認知症予防・支援	閉じこもり予防・支援
訪問型介護予防事業	○	○	○	○	○	○
訪問指導	○	○	○	○	○	○
高齢者食生活改善事業		○	○			
食の自立支援事業(利用調整に基づく配食サービス)		○				
その他						

④介護予防特定高齢者施策評価事業

事業の達成状況等を共通の評価指標に基づき検証、評価を行います。

2) 介護予防一般高齢者施策

地域において、介護予防に資する活動が実施され、これらの活動に高齢者が積極的に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における活動組織の育成・支援を行います。介護予防事業の一般高齢者施策として、以下のような事業を位置づけます。



保:保健事業費等負担金 在:在宅福祉事業費補助金

①介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を広く普及啓発する事業を行います。下表の通り事業の目的を盛り込んだ事業を実施するものとし、事業目的に合致する事業名の設定や個別事業を組み合わせる柔軟な事業展開をします。

介護予防普及啓発事業(一般高齢者施策)

事業名	事業の目的					
	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	うつ予防・支援	認知症予防・支援	閉じこもり予防・支援
介護予防普及啓発事業	○	○	○	○	○	○
健康教育	○	○	○	○	○	○
介護予防10カ年戦略推進のための啓発等事業	○	○	○	○	○	○
その他						

②地域介護予防活動支援事業

地域住民や高齢者自らが介護予防活動に積極的な参加を促進していくため、ボランティア等の人材育成研修、地域活動組織の育成を行います。

下表の通り事業の目的を盛り込んだ事業を実施するものとし、事業目的に合致する事業名の設定や個別事業を組み合わせる柔軟な事業を展開します。

地域介護予防活動支援事業(一般高齢者施策)

事業名	事業の目的					
	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	うつ予防・支援	認知症予防・支援	閉じこもり予防・支援
地域介護予防活動支援事業	○	○	○	○	○	○
地域住民グループ支援事業	○	○	○	○	○	○
生活管理指導員派遣事業	○	○	○	○	○	○
寝たきり予防対策事業	○	○	○	○	○	○

③介護予防一般高齢者施策評価事業

事業の達成状況等を共通の評価指標に基づき検証、評価を行います。

(2) 包括的支援事業

支援を必要とする高齢者の継続的なマネジメントを行うとともに、介護保険以外の高齢者保健、福祉の向上に資する施策を包括的に支援するための事業を実施します。

1) 実施事業内容

① 介護予防ケアマネジメント事業

一次アセスメントに基づき高齢者のニーズや状態を把握し適切なサービスを提供するケアプランの作成や評価による再アセスメント等のプロセスに基づく、介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメントを実施します。

② 総合相談・支援事業

高齢者の日常における様々な問題や各種相談に対し、適切に対応していくための関係機関、各種団体等との連携によるネットワークの構築、実態把握を含めた情報の収集やサービス提供に関する情報提供等を行います。

③ 権利擁護事業

高齢者に対する虐待の早期発見、早期対応並びに高齢者の尊厳を擁護する事業の地域展開を促進していくため、地域ネットワークの構築、権利擁護に関する啓発等を行います。

④ 包括的・継続的マネジメント事業

介護予防事業及び新予防給付、介護サービスに至る包括的・継続的なマネジメント事業の後方支援として、ケアプランの作成に関する技術的な指導、相談等を行います。

2) 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、地域に暮らすすべての高齢者の心身の健康、日常生活の質を高めることを支援する保健、医療並びに福祉施策の充実に向けた包括的な事業を担う中核的な施設として位置づけられます。

地域包括支援センターの設置者については「保険者」または、地域支援事業の「包括的支援事業」を実施する者が設置するものとされ、高齢者人口、地理的条件、交通条件等を勘案し高齢者の日常生活で地域密着型サービスを提供する範囲とします。

① 地域包括支援センター設置の基本的な考え方

国は、地域包括支援センターの設置においては包括的支援事業の委託を受けたものが、地域包括支援センターの設置を再委託することは望ましくないとの意向を示しています。

しかし、広域連合内の構成市町村の多くが、在宅介護支援センターを地域の福祉を担う法人や社会福祉協議会等に委託し、高齢者の地域ケアを推進してきており、現状の体制を維持し、構成市町村の積極的な関わりと責任の所在を明確にすることが質の高いケアマネジメントの地域展開を可能とするものであることを踏まえ、地域包括支援センターの設置を進めていきます。

② 地域包括支援センターの運営体制

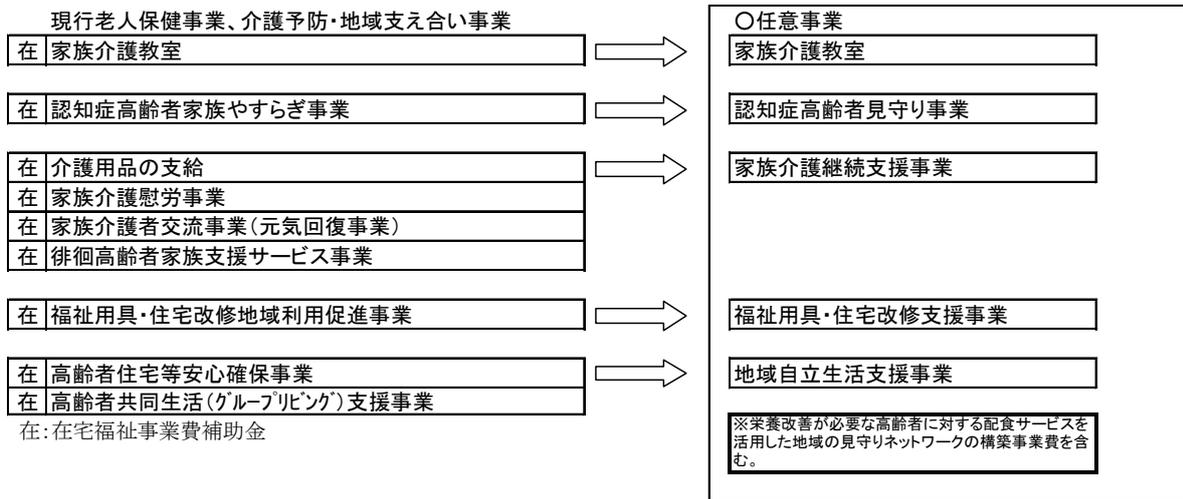
地域包括支援センターは、構成市町村において高齢者の保健、福祉を担う中核的な位置づけとして、地域の実状や高齢者のニーズを勘案し、日常生活圏域との整合性を図りつつ上記の基本的な考え方に基づき、運営するものとします。

(3) 任意事業

介護予防事業、包括的支援事業の他、地域支援事業の主旨に適合した範囲内で広域連合及び構成市町村で任意事業を実施します。

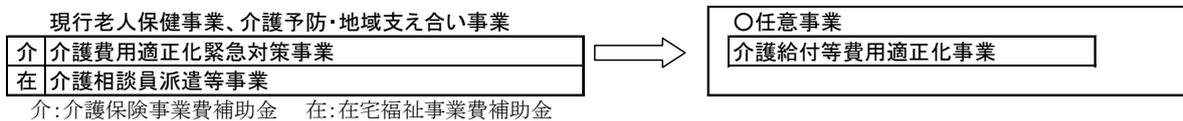
1) 市町村が実施する任意事業

構成市町村が実施する任意事業として、下表のような事業を位置づけます。広域連合は、構成市町村が地域の実情に合わせ、創意工夫を活かした事業実施に対する支援を行います。



2) 広域連合が実施する任意事業

広域連合が実施する任意事業として下表のような事業を位置づけ、介護保険の適正な運営に資する事業として実施します。



① 介護給付等費用適正化事業

ア) 介護報酬明細書点検事務事業

利用者に提供された介護サービスが妥当な給付内容になっているか否かの点検を行い、介護保険の過剰給付及び過誤、多重請求等を防止します。

点検により不適切な給付内容が確認された場合、事業所指導の実施及び給付の返還を求め介護給付の適正化に努めます。

イ) 介護サービス計画書点検事務事業

自立支援の観点から、利用者個々の状況に合った介護サービス計画により適正な保険給付がなされているか否か、介護報酬明細点検員と協働で点検していきます。

点検により不適切な給付内容が確認された場合、事業所指導の実施及び給付の返還を求め介護給付の適正化に努めます。

ウ) 介護給付費通知事業

介護給付費通知書を介護サービス利用者へ送付することで、介護保険サービスにかかる提供月、事業所名、サービス種類、利用日数及び回数、サービス費用額、利用者負担額について利用者が再確認することにより、適切な介護給付の提供を目的として実施していきます。

第3期介護保険事業計画期間中に通知内容を検証し、要介護度の変化や前回通知との比較を行うことで利用者自身が自らの状態を把握し、より適切な介護サービスを利用することができるよう検討していきます。

エ) 介護相談員派遣事業

介護サービス提供の場を訪ね、サービス利用者の日常的な不平、不満、疑問等を聴取し、相談に応じる一方、サービスの実態を把握し利用者事業者の橋渡しをし、また事業者、介護相談員、行政機関等で構成するサービス改善検討会等を開催し、介護サービスの提供に関わる課題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

オ) 福祉用具、住宅改修のスキルアップ活動

介護を必要とする高齢者の在宅生活を促進していくため福祉用具の貸与、住宅改修等は必須要件のひとつとなります。そのため、ケアマネジャーや提供事業者を含め、高齢者の心身の状況や状態に十分考慮し自立した日常生活をサポートすることができるよう、福祉用具の購入、住宅改修の利用についての周知活動を推進していきます。

5. 地域支援事業運営協議会の設置（地域包括支援センター運営協議会）

広域連合においては、地域支援事業の適切な運営を推進する観点から評価、助言、指導を行うために必要な地域支援事業運営協議会を設置します。

6. 市町村地域包括ケア推進協議会の設置

構成市町村に対し地域包括支援センターの適正運営、公平・中立性の確保、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項など市町村における福祉事業の円滑な推進に資するための協議を行う地域包括ケア推進協議会の設置を促進します。

7. 地域支援事業の評価

構成市町村が実施する地域支援事業の的確な見込み量を把握するとともに、高齢者が要介護状態となることを防止するための事業を効率的、継続的に実施することができるよう介護予防事業を中心とした地域支援事業の評価を行います。

Ⅱ. 地域密着型サービス

1. 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域設定の基本的な考え方

日常生活圏域は、高齢者が地域の中で日常生活を営む範囲として、地理的条件、人口、交通などの社会的条件や介護サービス施設整備等の状況を総合的に判断し、地域の実情を勘案した日常生活圏域を設定します。

(2) 日常生活圏域の設定

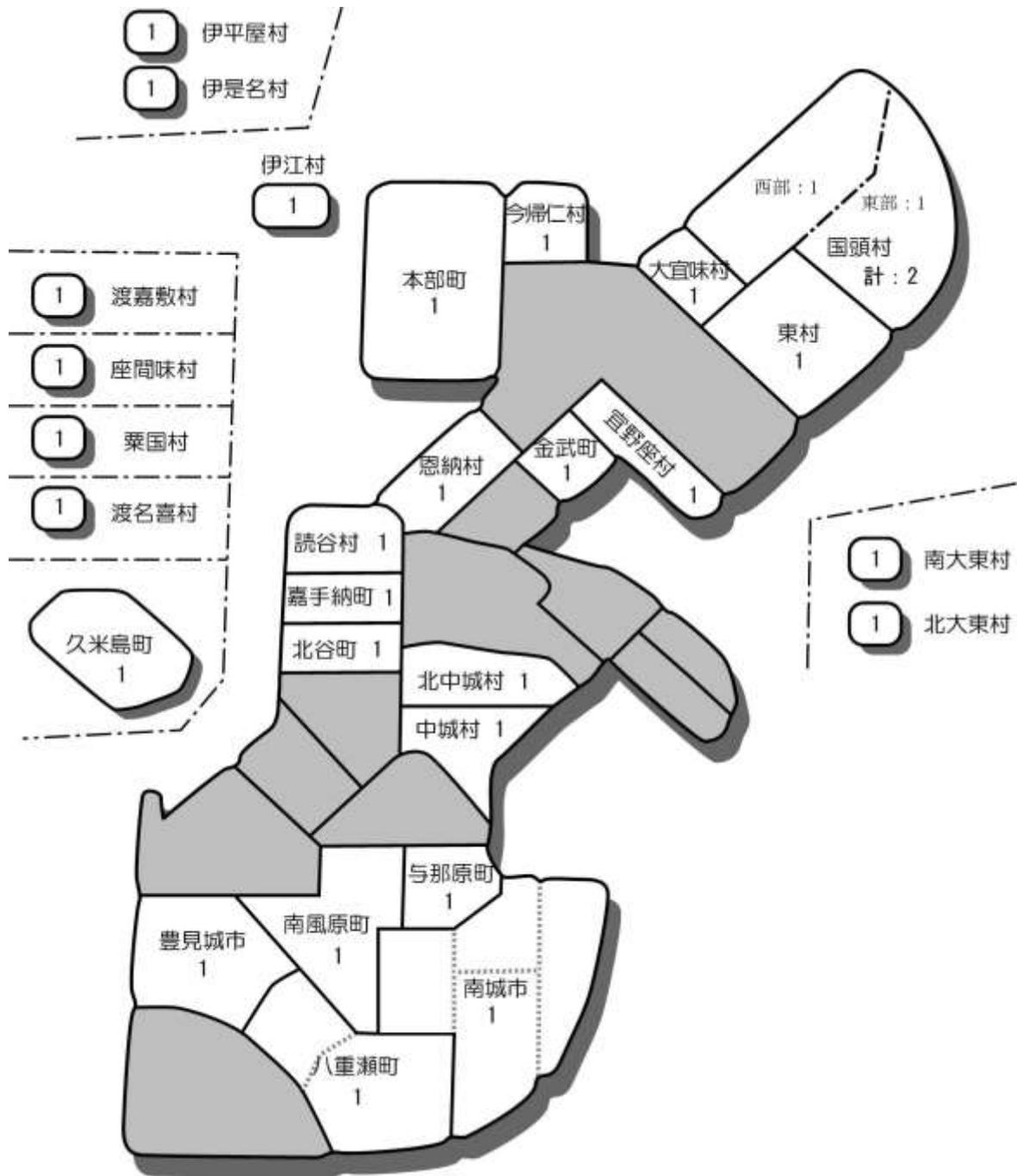
日常生活圏域の設定については、地域密着型サービスが高齢者の住み慣れた身近な地域において生活の質を高めた自立生活を支援することにあることを踏まえ市町村の実情に応じ設定します。

構成市町村別日常生活圏域の設置状況

単位:人

構成市町村	日常生活圏域設置パターン	地域包括支援センター設置エリアとの一致
国頭村	総合計画に基づく区分で2圏域	△
大宜味村	村全体で1圏域	○
東村	村全体で1圏域	○
今帰仁村	村全体で1圏域	○
本部町	町全体で1圏域	○
伊江村	村全体で1圏域	○
伊平屋村	村全体で1圏域	○
伊是名村	村全体で1圏域	○
恩納村	村全体で1圏域	○
宜野座村	村全体で1圏域	○
金武町	町全体で1圏域	○
読谷村	村全体で1圏域	○
嘉手納町	町全体で1圏域	○
北谷町	町全体で1圏域	○
北中城村	村全体で1圏域	○
中城村	村全体で1圏域	○
豊見城市	市全体で1圏域	○
八重瀬町	町全体で1圏域	○
南城市	市全体で1圏域	○
与那原町	町全体で1圏域	○
南風原町	町全体で1圏域	○
渡嘉敷村	村全体で1圏域	○
粟国村	村全体で1圏域	○
渡名喜村	村全体で1圏域	○
座間味村	村全体で1圏域	○
北大東村	村全体で1圏域	○
南大東村	村全体で1圏域	○
久米島町	町全体で1圏域	○
合計	29 圏域	

構成市町村日常生活圏域設定図



2. 地域密着型サービス指定の基本的な考え方

地域密着型サービスは、要介護度の軽度の高齢者が住みなれた地域において、要介護状態の進行の予防・改善を目的として、日常生活圏域内で確保されるサービスとなり、サービスの利用は原則として日常生活圏域内の高齢者のみの利用となります。

(1) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域の実情やニーズに応じて「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「認知症対応型通所介護」を見込むものとします。

1) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護事業は地域密着型サービスの中核を担うものであることから、介護保険3施設の立地する市町村のサービス提供事業者の意向やニーズの状況等を踏まえ、サービス提供体制の確立を促進していきます。

2) 認知症対応型共同生活介護

地域における認知症ケアを推進する観点から、事業者の実施意向を踏まえサービスの提供体制の整備を促進していきます。

3) 認知症対応型通所介護

地域の利用ニーズに応じたサービス提供体制の整備を促進します。

(2) サービス提供事業者の指定及び運用（サービス提供基準）

サービス提供事業者指定に関する要綱に基づく指定を実施します。また、被保険者のニーズに応じた適切なサービスを提供するためのサービス提供基準の設定を行います。

(3) 管理及び指導體制

サービスの適切な提供と質の向上と確保を前提とし、保険者機能の強化によるサービス提供事業者等への調査権を活用し、検査・管理・指導等の体制を確立していきます。

(4) 地域密着型サービス運営委員会

構成市町村ごとに異なるサービス需要を踏まえ、介護サービス提供の公平性と平準化等、適正なサービス運営の確保を目的とした地域密着型サービス運営委員会を設置し、構成市町村との連携のもと、適正なサービス提供のための規制、勧告や運営状況等の評価を行います。

第4章 第3期介護保険事業における保険料の算定

I. 介護保険サービス量の推計

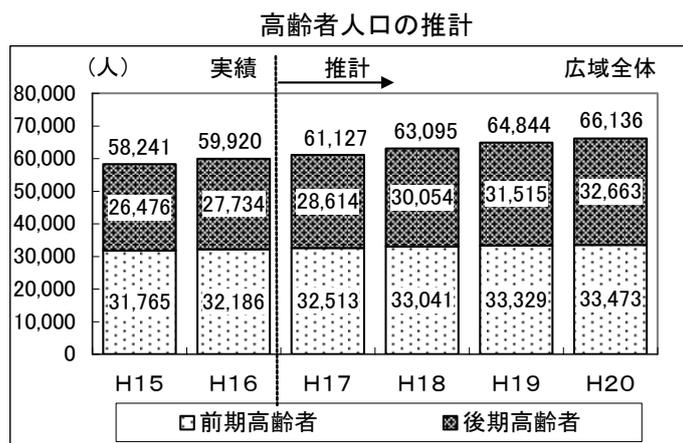
1. 推計の基本的な考え方

第3期介護保険事業計画における介護保険サービス供給量の推計は、高齢者のニーズ、介護保険施設の立地状況及びサービス提供事業者等の意向、第2期介護保険事業における供給実績等を踏まえ、構成市町村関係部署へのヒアリング・調整を行い構成市町村における地域実情の的確な把握と合意のもと、新たなサービス需要に対応した必要量の推計を行いました。

2. 介護サービス利用者の推計

(1) 高齢者人口の推計

介護保険事業の被保険者となる高齢者人口の将来人口推計については、沖縄県の全体的な特徴として女性が男性に比べ長寿であるという傾向にあることから、性別の特長を人口推計に反映させるため、住民基本台帳における平成12年度から16年度の男女別の実績値を基準値としてコーホート要因法を用いて人口推計を行いました。



(2) 要介護（支援）認定率の設定

認定率の設定については、構成市町村における平成15年、16年度の2カ年の平均を用いて認定率を設定する場合、推計される認定率の増減幅が大きく、要介護度別の認定率とみることが推計根拠値として信憑性に欠けます。

近年、介護保険事業における要介護者の認定者数等は、安定しているとの見解もあることから、直近（平成16年度）の認定率を用いることも有効であるため、平成16年度の男女別の認定率を用いるものとしました。

【例外地域の推計方針】

平成16年の認定率を男女別に区分した場合、離島地域など人口規模の小さな町村において一部要介護度の認定者が存在しないケースがみられます。その場合については平成15年、16年度の平均値を用います（要介護度別の認定者が推計を行う各年度に存在しない可能性がありますが、その将来推計年度及び要介護度別を特定することは困難であるため推計においては、要介護度別に一定程度の認定者が存在するものと仮定します）。

(3) 要介護（支援）認定者数の推計

要介護認定者の推計は、推計された高齢者人口に認定率を乗じて自然体の要介護者数を推計し、さらに、法改正により地域支援事業及び新予防給付を実施することになるため、要介護度別にその事業効果を見込んだ要介護度別の認定者数を算出します。

1) 介護予防事業の対象者

介護予防事業の対象者は、推計高齢者人口に国が示した参酌標準（対高齢者人口割合：平成18年度4.0%、平成19年度4.5%、平成20年度5.0%）を乗じて算出するものとされていますが、健康長寿の理念に基づき、要介護高齢者への移行を防止する介護予防事業の対象者を平成18年から最大に見込むものとして5.0%と設定します。

2) 要支援、要介護1の認定者数(介護予防事業実施後の認定者数)

法改正に伴い地域支援事業を実施するため、介護予防事業実施後の認定者数を推計することになります。

介護予防実施後における認定者の推計については、平成18年度からの事業開始であるため当該年度においては、事業効果を見込まないものとして、自然体の認定者数と介護予防後の認定者数に差異はありません。

平成19年度以降については要支援、要介護1の認定者数（自然体）から地域支援事業で効果(2)-1)が得られ、要介護状態への移行を防止した人数を引き、さらに新予防給付で効果(2)-2)が得られた人数（その介護度(要支援、要介護1)にとどまると推測される人数）を加えたものを介護予防後の認定者数として算出します。

2)-1 地域支援事業の効果

地域支援事業における効果については、平成20年で、地域支援事業の対象高齢者の20%を見込み、平成18年度で16.0%、平成19年で18.0%とする参酌標準が示されています。

したがって、平成18年度以降は以下の算出式により事業効果の人数を算出します。

$$\text{地域支援事業対象者} \times 16.0\% \text{（事業効果があるとする割合 18年度）} = \text{事業効果対象人数}$$

2)-2 新予防給付の事業効果

事業実施で効果のあった者は、要介護2以上への移行を防止できたものと考えます（要支援、要介護1にとどまったものとする考え方）。

新予防給付の効果数値割合は、平成20年で地域支援事業の対象高齢者の10%を見込むものとし、平成18年度で6.0%、平成19年度で8.0%とする参酌標準が示されています。

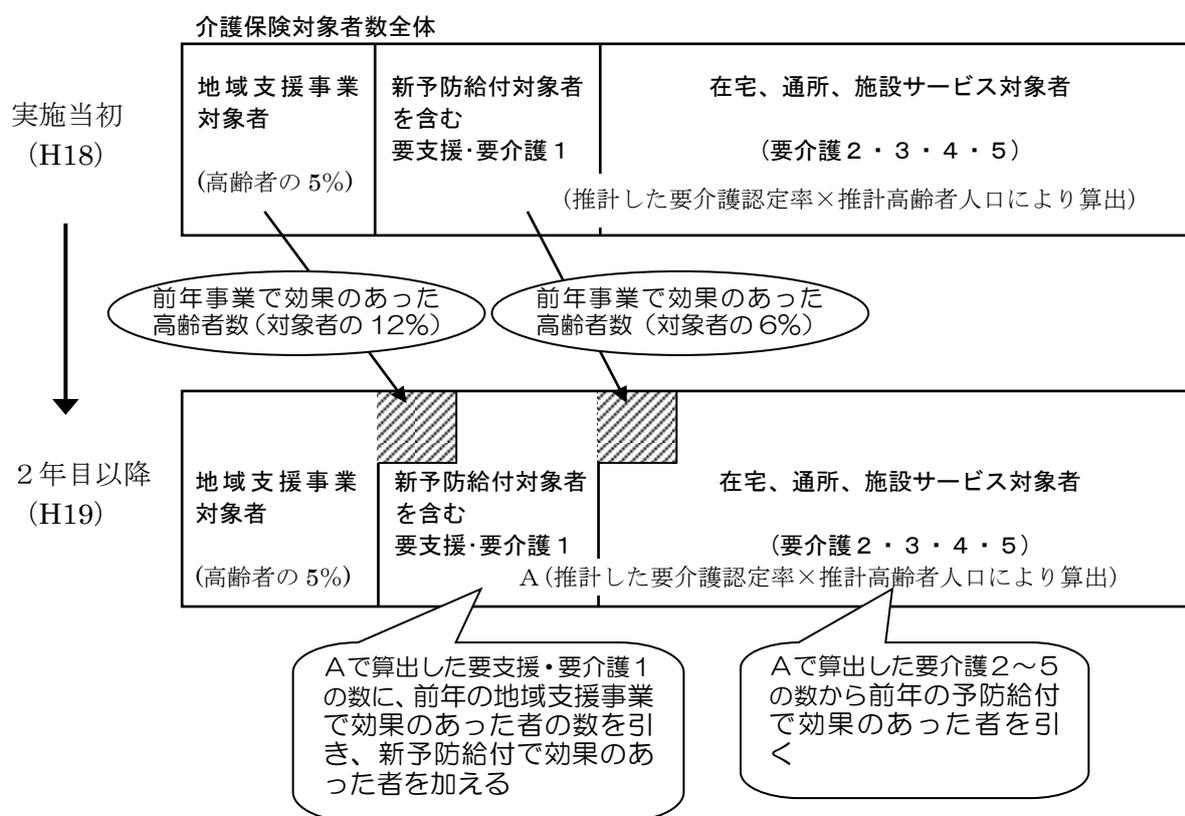
したがって、平成18年度以降は以下の算出式により事業効果の人数が算出されます。

$$\text{新予防給付対象者} \times 6.0\% \text{（事業効果があるとする割合 18年度）} = \text{事業効果対象人数}$$

3) 要介護2～5における介護予防後の認定者数

新予防給付事業実施により、要支援または、要介護1にとどまる対象者がいるものとして、自然体の要介護2～5の認定者数から新予防給付の事業効果(2)-2)のある人数を引いて設定します。

地域支援事業、新予防給付実施後の認定者数の考え方概略図



4) 制度改正後の要介護(支援)認定者数の設定

【要支援1、要支援2、要介護1の認定者数の設定】

現行では、要支援、要介護1～5という介護度区分ですが、制度改正後は要支援1、要支援2、要介護1～5に区分変更されます。

平成18年度以降は、旧要支援は要支援1、旧要介護1については、推計された要介護1の認定者数を要支援2、要介護1に区分して設定しますが、旧要介護1から要支援2、要介護1の区分条件を以下の通りとします。

要介護認定において (認知症の自立度Ⅱ以上) → 要介護1
(" " I以下) → 要支援2

上記設定条件による、構成市町村の旧要介護1に対する要支援2、要介護1の割合は要支援2：約58.0%、要介護1：約42.0%となるため、旧要介護1にその割合を乗じて認定者数を設定します。

《例外地域への対応》

直近（平成 16 年度）の旧要介護 1 の認定者が少なく、上記条件で要介護の振り分けを行った場合、要支援 2、要介護 1 のどちらかが存在しないという結果になる地域が存在します。

【例外地域の推計方針】

当該地域の旧要介護 1 からの配分条件による実績割合及び広域連合の配分割合を考慮し、第 3 期においては、要支援 2 と想定して認定者数を見込むこととします（3 年間、要介護 1 は出現しないという考え方で実績においても、一部地域では要介護度の認定者が存在しない年度もみられる状況があることを考慮します）。

【要介護 2～5 の認定数の設定】

要介護 2～5 の配分については、介護予防事業の効果を勘案し配分設定を行う必要があると考えられますが、事業効果が要介護 2 以上の重度化防止に影響を及ぼす根拠が明確に出来ないとの判断により、要介護度 2 以上については、認定割合が現状維持で推移するとの考え方で、平成 16 年度の実績割合で平成 18 年度以降の認定者数を設定します。

3. 介護サービス必要量の推計

（1）介護給付サービス

1) 施設サービス(介護保険 3 施設)

国は第 3 期計画の期間内において直近の利用者数から平成 26 年の目標(参酌標準:37.0%以下)が達成できるよう計画的に設定された数値を、地域の実情に応じて定めるものとしています。つまり、平成 26 年度の目標値を設定した後、平成 18 年から平成 25 年度の目標を設定することになります。

また、国においては、平成 26 年における介護保険 3 施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者は要介護 2 以上を見込むこととして、その利用者数全体のうち要介護 4、5 が占める割合については 70% を目標としています。

沖縄県は、これ以上介護保険施設の定員数の整備を行わない方針を示していることから、基本的に対象者数に変化がないものとして、要介護度 2～5 については平成 16 年度の施設利用者数を平成 20 年度まで固定して設定します。

要支援 2、要介護 1 については、旧要介護 1 の平成 16 年度の利用者数を平成 20 年まで固定で推移するものと想定し、要支援 2、要介護 1 の配分については前述した割合を用いて利用者数を設定します。

《例外地域への対応》

認定者数が減少傾向にある地域は、介護保険 3 施設の入所者数を固定した場合、全体のサービス受給者数を施設利用者が上回る値で算出され、その結果、居宅サービス受給者が存在しないという推計となる場合があります。

【例外地域の推計方針】

認定者数の減少に伴い、介護保険 3 施設の利用者数も減少するとして推計します。各年度の推計認定者数に、直近（平成 16 年度）の施設利用割合を乗じて、施設利用者数を算出。要介護度別利用者の区分は、平成 16 年度における要介護度別利用割合を乗じて算出します。

2)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

平成 16 年度現在、広域連合における要介護 2～5 の認定者数に占める施設利用割合は 47.6% であり、平成 26 年度においても参酌標準（要介護 2～5 の施設利用割合は 37%以下）を超えるため、当該事業を見込まないものとします。

また、構成市町村においては、認定者数の増加によって要介護 2～5 の施設利用率が 37.0%以下の場合がありますが、これ以上の施設・居住系サービスを見込まないものの方針に基づき、当該サービスを見込まないものとします。

3)介護専用型居住系サービス

①認知症対応型共同生活介護

構成市町村におけるサービス提供事業者等の進出状況及び進出意向等をヒアリング等によって把握し、地域の実情に応じたサービス必要量を設定しました。

②特定施設入所者生活介護

既存施設における施設・居住系サービスの利用者に変化がないものと想定し、施設立地市町村における現行サービス利用人数をそのまま設定し、立地していない市町村については利用者数を見込まないものとします。

③地域密着型特定施設入居生活介護

構成市町村におけるサービス提供事業者等の進出状況及び進出意向等を勘案した結果、本サービスを見込まないものとします。

4)介護専用以外の居住系サービス

①特定施設入居者生活介護（介護専用以外）

平成 16 年現在、特定施設入所者生活介護（介護専用以外）のサービスを提供する施設は立地していません。施設の利用者に変化はないという施設利用者推計の基本方針に基づき、利用者を見込まないものとします。

②介護予防認知症対応型共同生活介護

個別町村におけるサービス提供事業者等の進出状況及び進出意向等をヒアリング等によって把握し、地域の実情に応じたサービス必要量を設定しました。

③介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者介護については、特定施設入居者生活介護（介護専用以外）利用者数を見込まないことから、現段階では当該サービスの利用者を見込まないものとします。

5) 居住サービス(居宅サービス／介護予防サービス)

① 受給対象者数の推計

介護予防・居宅サービスの受給対象者数は、P72 の(3) 要介護(支援) 認定者数の推計で算出された介護予防後の認定者数から要介護度別の施設利用者数を差し引いた人数となります。

② 受給率、利用回数及び日数の推計

介護予防・居宅サービスの利用率の推移については、平成 15、16 年度の平均値を用いるものとします。ただし、どちらか一方の実績がない場合は、実績がある年度の数値を推計値とします。

③ 必要サービス量の推計

① 受給対象者数に、② で求められる受給率を乗じて利用者数を推計し、利用者数に 1 人あたりの利用回数及び日数を乗じた値に 12 を乗じて年間必要量を推計します。

(2) 介護予防サービス

1) 受給対象者数の推計

標準的居宅サービス受給者数のうち要支援 1、要支援 2 の方が対象となります。

2) 受給率、利用回数及び日数の推計

要支援 1、要支援 2 の受給率、利用回数については、要支援、要介護 1 の受給率、利用回数と仮定し設定します。

3) 必要サービス量の推計

受給対象者数に、2) で求められる受給率を乗じて利用者数を推計し、利用者数に 1 人あたりの利用回数及び日数を乗じた値に 12 を乗じて年間必要量を推計します。

(3) 居宅系地域密着型サービス

1) 夜間対応型訪問介護

地域における夜間対応型の訪問介護は、加算サービスとしてはあるが、すでに地域のサービス需要に対応していること、地域密着型としてサービスを提供するサービス提供基盤等が未整備であるとの判断から第3期の事業計画では、現状サービスで対応し今後の需要動向を見据え、次期計画においての実施を検討するものとして、当該サービスを見込まないものとします。

2) 認知症対応型通所介護

介護予防における認知症対応型通所介護の対象者は、比較的軽度者の方に限られることを前提として、構成市町村における通所介護サービスの認知症高齢者の参加状況とその不具合についてヒアリング調査を実施し、その実情に応じたサービス量を見込むものとなりました。

3) 小規模多機能型居宅介護

現在サービス提供事業所が立地しない地域においては、将来的に介護予防・地域空間整備事業の導入を検討する構成市町村においてはその数値を見込みに反映します。但し、居宅サービス対象者が25名に近い構成市町村においては、登録者数の調整を行います。

また、現在サービス提供事業所の立地がなく、将来的に介護予防・地域空間整備事業の検討が困難な地域（構成市町村）においては、地域密着型サービスについては3次計画期間内での実施を行わないものとして、小規模多機能型居宅サービスを見込まないものとします。



イジュ

4. 総費用（給付費）の見込み

(1) 居宅/地域密着型/施設サービス給付費

居宅、地域密着型及び施設サービスの給付費は、平成18年度で163億9,276万4,377円、平成19年度で164億5,165万2,286円、平成20年度で165億7,883万8,806円と算定されます。

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護			
給付費	760,469,828円	750,466,747円	762,670,001円
② 訪問入浴介護			
給付費	23,748,533円	23,225,279円	23,801,726円
③ 訪問看護			
給付費	126,228,295円	124,779,957円	127,528,811円
④ 訪問リハビリテーション			
給付費	11,786,134円	11,650,419円	11,891,743円
⑤ 居宅療養管理指導			
給付費	11,479,906円	11,325,248円	11,582,205円
⑥ 通所介護			
給付費(食費を除く)	1,804,591,966円	1,782,586,363円	1,809,519,094円
⑦ 通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	952,365,116円	939,442,839円	954,135,217円
⑧ 短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	330,693,555円	324,159,325円	330,368,407円
⑨ 短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	82,165,214円	80,566,146円	82,176,204円
⑩ 特定施設入居者生活介護			
給付費	62,351,836円	81,186,058円	100,020,280円
⑪ 福祉用具貸与			
給付費	208,516,091円	206,508,042円	210,727,975円
⑫ 特定福祉用具販売			
給付費	15,914,971円	15,914,971円	15,914,971円
(2) 地域密着型サービス			
① 夜間対応型訪問介護			
給付費	円	円	円
② 認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	38,938,280円	56,636,250円	56,636,250円
③ 小規模多機能型居宅介護			
給付費	547,685,160円	588,363,720円	620,965,680円
④ 認知症対応型共同生活介護			
給付費	516,330,797円	555,342,226円	558,141,716円
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費(食費・居住費を除く)	円	円	円
(3) 住宅改修			
給付費	70,923,946円	70,923,946円	70,923,946円
(4) 居宅介護支援			
給付費	468,945,121円	468,945,121円	468,945,121円
(5) 介護保険施設サービス			
① 介護老人福祉施設			
給付費(食費・居住費を除く)	4,847,819,070円	4,847,819,070円	4,847,819,070円
② 介護老人保健施設			
給付費(食費・居住費を除く)	3,691,373,573円	3,691,373,573円	3,694,665,131円
③ 介護療養型医療施設			
給付費(食費・居住費を除く)	1,820,436,986円	1,820,436,986円	1,820,405,257円
介護給付費計(小計)→(I)	16,392,764,377円	16,451,652,286円	16,578,838,806円

(2) 介護予防/地域密着型介護予防サービス給付費

介護予防、地域密着型介護予防サービスの給付費は、平成18年度で19億555万2,152円、平成19年度で19億5,070万3,266円、平成20年度で19億6,936万3,838円と算定されます。

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 介護予防サービス			
① 介護予防訪問介護			
給付費	293,327,326円	298,828,205円	300,564,809円
② 介護予防訪問入浴介護			
給付費	円	円	円
③ 介護予防訪問看護			
給付費	21,544,618円	22,044,702円	22,256,880円
④ 介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	1,349,269円	1,379,390円	1,394,409円
⑤ 介護予防居宅療養管理指導			
給付費	1,016,155円	1,040,056円	1,046,286円
⑥ 介護予防通所介護			
給付費(食費を除く)	883,411,277円	899,937,686円	905,123,064円
⑦ 介護予防通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	304,049,245円	309,772,409円	311,588,074円
⑧ 介護予防短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	17,567,691円	17,895,986円	18,004,884円
⑨ 介護予防短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	5,604,480円	5,705,536円	5,750,691円
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑪ 介護予防福祉用具貸与			
給付費	57,819,761円	59,150,322円	59,711,692円
⑫ 特定介護予防福祉用具販売			
給付費	2,344,510円	2,344,510円	2,344,510円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	円	円	円
② 介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	152,785,680円	164,751,120円	173,725,200円
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	28,090,800円	31,212,000円	31,212,000円
(3) 住宅改修			
給付費	14,869,485円	14,869,485円	14,869,485円
(4) 介護予防支援			
給付費	121,771,856円	121,771,856円	121,771,856円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	1,905,552,152円	1,950,703,263円	1,969,363,838円
総給付費(合計)(10月改定影響後) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	18,298,316,529円	18,402,355,549円	18,548,202,644円

Ⅱ. 第3期介護保険料

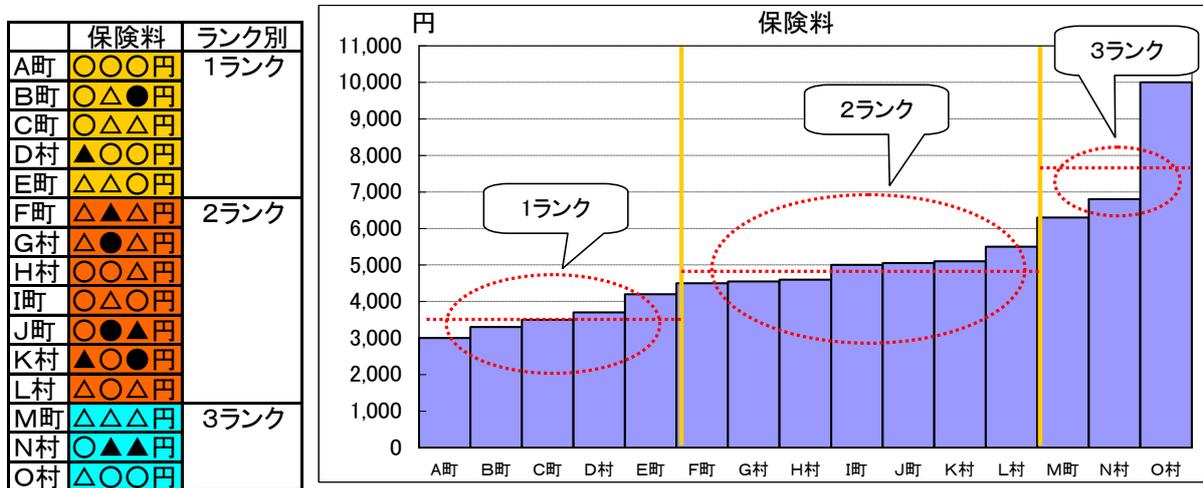
1. 保険料の算出

(1) 複数保険料の考え方

保険料の設定については、1保険者1保険料を基本的な考え方としますが、第3期介護保険事業計画における構成市町村で個々に積算される保険料においては、なお、約4倍の開きが生じており、保険料の1本化が困難な状況にあります。したがって、厚生労働省との調整により第3期介護保険事業計画期間まで複数保険料の設定が認められているため、引き続き3ランクの保険料を設定します。

(2) ランク別保険料算出の考え方

保険料の平準化を図るため保険料の近い市町村ごとにランク分けをおこない、それぞれのランクに区分された市町村個別保険料の平均額をそのランクに属する市町村の保険料としました。



ランク別構成市町村は以下のとおりとなっています。

ランク区分	市町村名
1ランク	宜野座村 久米島町 座間味村 南大東村
2ランク	大宜味村 東村 恩納村 金武町 伊平屋村 北中城村 南城市 与那原町 渡嘉敷村 渡名喜村 北大東村
3ランク	国頭村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊是名村 読谷村 嘉手納町 北谷町 中城村 豊見城市 八重瀬町 南風原町 粟国村

(2) ランク毎3カ年の標準見込額

1) 1ランクとなる構成市町村の総給付費

① 居宅/地域密着型/施設サービス給付費

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護			
給付費	29,255,327円	24,576,171円	23,456,085円
② 訪問入浴介護			
給付費	5,910,944円	5,384,654円	4,167,323円
③ 訪問看護			
給付費	487,780円	480,555円	483,611円
④ 訪問リハビリテーション			
給付費	68,607円	63,707円	63,707円
⑤ 居宅療養管理指導			
給付費	88,417円	79,507円	79,507円
⑥ 通所介護			
給付費(食費を除く)	87,628,104円	83,033,695円	73,656,118円
⑦ 通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	13,325,403円	12,694,159円	11,576,976円
⑧ 短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	17,695,744円	15,703,411円	13,240,232円
⑨ 短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	2,272,089円	1,984,157円	1,601,180円
⑩ 特定施設入居者生活介護			
給付費	2,511,000円	18,111,600円	33,712,200円
⑪ 福祉用具貸与			
給付費	11,303,919円	10,491,078円	10,258,564円
⑫ 特定福祉用具販売			
給付費	882,231円	882,231円	882,231円
(2) 地域密着型サービス			
① 夜間対応型訪問介護			
給付費	円	円	円
② 認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	円	15,693,390円	15,693,390円
③ 小規模多機能型居宅介護			
給付費	12,527,160円	20,611,080円	64,689,720円
④ 認知症対応型共同生活介護			
給付費	61,030,800円	61,030,800円	61,030,800円
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費(食費・居住費を除く)	円	円	円
(3) 住宅改修			
給付費	3,739,714円	3,739,714円	3,739,714円
(4) 居宅介護支援			
給付費	25,053,760円	25,053,760円	25,053,760円
(5) 介護保険施設サービス			
① 介護老人福祉施設			
給付費(食費・居住費を除く)	277,084,528円	277,084,528円	277,084,528円
② 介護老人保健施設			
給付費(食費・居住費を除く)	133,383,664円	133,383,664円	133,383,664円
③ 介護療養型医療施設			
給付費(食費・居住費を除く)	50,395,511円	50,395,511円	50,395,511円
介護給付費計(小計)→(I)	734,644,703円	760,477,371円	804,248,820円

②介護予防/地域密着型介護予防サービス給付費

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)介護予防サービス			
①介護予防訪問介護			
給付費	18,233,348円	16,887,451円	17,075,457円
②介護予防訪問入浴介護			
給付費	円	円	円
③介護予防訪問看護			
給付費	598,530円	623,565円	638,356円
④介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	円	円	円
⑤介護予防居宅療養管理指導			
給付費	20,671円	20,671円	20,671円
⑥介護予防通所介護			
給付費(食費を除く)	44,173,442円	44,509,663円	42,279,513円
⑦介護予防通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	5,293,609円	5,333,950円	5,130,217円
⑧介護予防短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	286,973円	242,816円	236,646円
⑨介護予防短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	455,474円	456,049円	401,383円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑪介護予防福祉用具貸与			
給付費	3,770,841円	3,392,074円	3,388,943円
⑫特定介護予防福祉用具販売			
給付費	231,840円	231,840円	231,840円
(2)地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	円	円	円
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	6,942,120円	11,429,160円	16,762,440円
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	円	円	円
(3)住宅改修			
給付費	1,779,096円	1,779,096円	1,779,096円
(4)介護予防支援			
給付費	5,039,800円	5,039,800円	5,039,800円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	86,825,744円	89,946,136円	92,984,362円
総給付費(合計)(10月改定影響後) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	821,470,448円	850,423,508円	897,233,182円

2) 2ランクとなる構成市町村の総給付費

① 居宅/地域密着型/施設サービス給付費

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護			
給付費	228,335,212円	215,966,253円	227,565,605円
② 訪問入浴介護			
給付費	6,007,145円	5,502,626円	6,077,666円
③ 訪問看護			
給付費	45,501,950円	43,744,127円	44,968,530円
④ 訪問リハビリテーション			
給付費	2,014,184円	1,837,980円	1,931,585円
⑤ 居宅療養管理指導			
給付費	5,125,434円	4,958,760円	5,092,499円
⑥ 通所介護			
給付費(食費を除く)	567,956,759円	543,990,191円	564,442,236円
⑦ 通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	255,807,109円	240,530,782円	246,493,141円
⑧ 短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	89,500,320円	84,539,357円	90,888,723円
⑨ 短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	24,313,915円	23,119,733円	23,925,173円
⑩ 特定施設入居者生活介護			
給付費	9,264,319円	9,264,319円	9,264,319円
⑪ 福祉用具貸与			
給付費	56,662,796円	54,559,763円	56,766,978円
⑫ 特定福祉用具販売			
給付費	5,039,195円	5,039,195円	5,039,195円
(2) 地域密着型サービス			
① 夜間対応型訪問介護			
給付費	円	円	円
② 認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	12,659,060円	12,659,060円	12,659,060円
③ 小規模多機能型居宅介護			
給付費	163,297,920円	201,949,810円	208,395,850円
④ 認知症対応型共同生活介護			
給付費	201,372,239円	230,269,439円	230,269,439円
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費(食費・居住費を除く)	円	円	円
(3) 住宅改修			
給付費	21,767,802円	21,767,802円	21,767,802円
(4) 居宅介護支援			
給付費	143,111,393円	143,111,393円	143,111,393円
(5) 介護保険施設サービス			
① 介護老人福祉施設			
給付費(食費・居住費を除く)	1,398,966,701円	1,398,966,701円	1,398,966,701円
② 介護老人保健施設			
給付費(食費・居住費を除く)	920,351,878円	920,351,878円	923,746,377円
③ 介護療養型医療施設			
給付費(食費・居住費を除く)	239,540,272円	239,540,272円	239,540,272円
介護給付費計(小計)→(I)	4,396,595,604円	4,401,669,442円	4,460,912,544円

②介護予防/地域密着型介護予防サービス給付費

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)介護予防サービス			
①介護予防訪問介護			
給付費	85,925,968円	86,585,796円	89,424,669円
②介護予防訪問入浴介護			
給付費	円	円	円
③介護予防訪問看護			
給付費	7,133,378円	7,243,695円	7,344,927円
④介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	130,086円	135,432円	140,333円
⑤介護予防居宅療養管理指導			
給付費	465,089円	465,089円	478,389円
⑥介護予防通所介護			
給付費(食費を除く)	297,828,891円	301,514,162円	307,614,281円
⑦介護予防通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	79,392,812円	79,394,084円	80,452,376円
⑧介護予防短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	7,550,955円	7,722,119円	7,946,213円
⑨介護予防短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	1,727,486円	1,754,669円	1,825,529円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑪介護予防福祉用具貸与			
給付費	14,737,480円	14,957,258円	15,343,625円
⑫特定介護予防福祉用具販売			
給付費	924,049円	924,049円	924,049円
(2)地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	円	円	円
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	48,624,360円	54,607,080円	54,607,080円
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	6,242,400円	6,242,400円	6,242,400円
(3)住宅改修			
給付費	6,450,049円	6,450,049円	6,450,049円
(4)介護予防支援			
給付費	46,732,990円	46,732,990円	46,732,990円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	603,865,992円	614,728,871円	625,526,909円
総給付費(合計)(10月改定影響後) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	5,000,461,596円	5,016,398,313円	5,086,439,452円

3)3ランクとなる構成市町村の総給付費

①居宅/地域密着型/施設サービス給付費

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)居宅サービス			
①訪問介護			
給付費	496,912,372円	503,285,561円	508,937,692円
②訪問入浴介護			
給付費	13,252,198円	13,547,890円	13,902,763円
③訪問看護			
給付費	83,789,206円	85,983,784円	88,438,945円
④訪問リハビリテーション			
給付費	10,367,614円	10,641,951円	11,184,087円
⑤居宅療養管理指導			
給付費	6,789,507円	6,797,430円	6,931,817円
⑥通所介護			
給付費(食費を除く)	1,126,281,865円	1,144,674,481円	1,161,172,326円
⑦通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	687,562,954円	700,098,642円	719,027,613円
⑧短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	199,102,856円	195,800,205円	195,959,115円
⑨短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	54,386,624円	55,026,704円	55,790,622円
⑩特定施設入居者生活介護			
給付費	54,423,399円	54,423,399円	54,423,399円
⑪福祉用具貸与			
給付費	142,735,010円	145,412,019円	148,063,761円
⑫特定福祉用具販売			
給付費	11,546,691円	11,546,691円	11,546,691円
(2)地域密着型サービス			
①夜間対応型訪問介護			
給付費	円	円	円
②認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	16,764,330円	16,764,330円	16,764,330円
③小規模多機能型居宅介護			
給付費	449,617,560円	449,617,560円	449,617,560円
④認知症対応型共同生活介護			
給付費	249,212,428円	262,338,776円	265,268,025円
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費(食費・居住費を除く)	円	円	円
(3)住宅改修			
給付費	50,540,312円	50,540,312円	50,540,312円
(4)居宅介護支援			
給付費	306,129,098円	306,129,098円	306,129,098円
(5)介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設			
給付費(食費・居住費を除く)	2,763,016,674円	2,763,016,674円	2,763,016,674円
②介護老人保健施設			
給付費(食費・居住費を除く)	2,387,896,503円	2,387,896,503円	2,387,896,503円
③介護療養型医療施設			
給付費(食費・居住費を除く)	1,446,357,315円	1,446,357,315円	1,446,343,388円
介護給付費計(小計)→(I)	10,556,684,516円	10,609,899,325円	10,660,954,724円

②介護予防/地域密着型介護予防サービス給付費

	(年間)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)介護予防サービス			
①介護予防訪問介護			
給付費	196,284,414円	201,460,967円	201,904,391円
②介護予防訪問入浴介護			
給付費	円	円	円
③介護予防訪問看護			
給付費	14,000,430円	14,440,394円	14,601,633円
④介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	1,313,889円	1,369,268円	1,389,534円
⑤介護予防居宅療養管理指導			
給付費	582,267円	594,232円	601,162円
⑥介護予防通所介護			
給付費(食費を除く)	528,842,505円	544,602,436円	546,152,178円
⑦介護予防通所リハビリテーション			
給付費(食費を除く)	215,028,447円	220,475,746円	223,536,101円
⑧介護予防短期入所生活介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	9,226,376円	9,365,252円	9,378,296円
⑨介護予防短期入所療養介護			
給付費(食費・滞在費を除く)	3,482,584円	3,551,598円	3,575,962円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑪介護予防福祉用具貸与			
給付費	39,752,345円	40,717,126円	40,744,525円
⑫特定介護予防福祉用具販売			
給付費	1,829,043円	1,829,043円	1,829,043円
(2)地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
給付費(食費を除く)	円	円	円
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	80,171,400円	80,171,400円	80,171,400円
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	21,848,400円	24,969,600円	24,969,600円
(3)住宅改修			
給付費	9,864,130円	9,864,130円	9,864,130円
(4)介護予防支援			
給付費	72,323,966円	72,323,966円	72,323,966円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	1,194,550,195円	1,225,735,158円	1,231,041,921円
総給付費(合計)(10月改定影響後) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	11,751,234,711円	11,835,634,483円	11,891,996,645円

(3) 財源負担率の内訳

1) 介護給付費

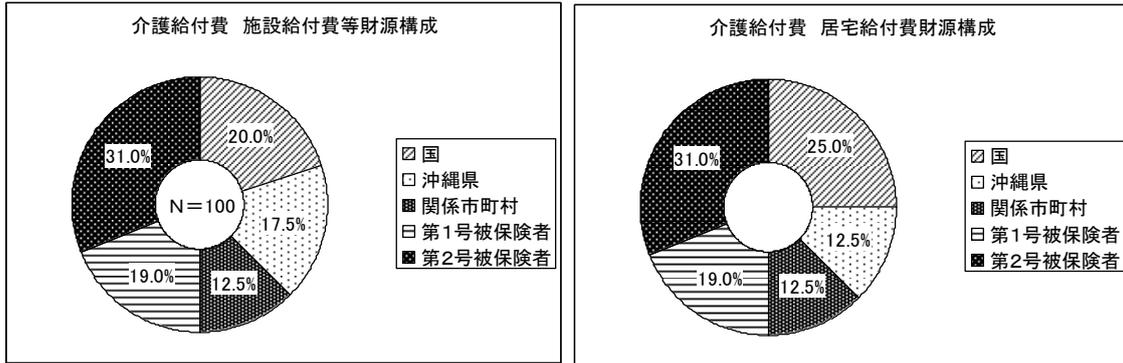
国の負担率 = (施設等給付費 15%、居宅等給付費 20%) + 調整交付金負担率 (5%)

沖縄県の負担率 = 施設等給付費 17.5%、居宅等給付費 : 12.5%

広域連合構成市町村の負担率 = 12.5%

第2号被保険者負担率 = 31%

第1号被保険者負担率 = 標準負担率 19.0% - (調整交付金負担率 - 国の定率負担金)



※調整交付金は、後期高齢化率の高い事業体や低所得高齢者の多い事業体の保険料を緩和するためのものであり、国の標準負担率はおおむね全国計で5%となっています。

2) 地域支援事業

① 介護予防事業

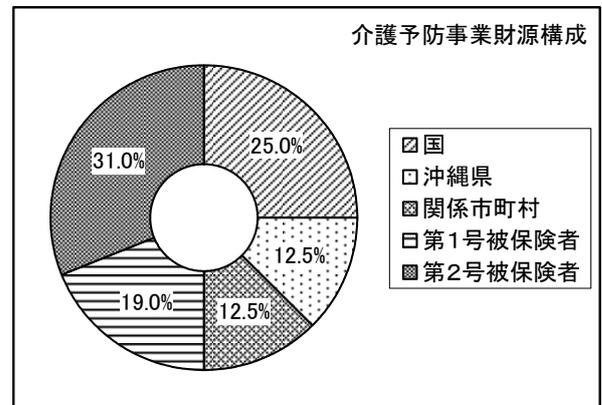
国の負担率 = 25.0%

沖縄県の負担率 = 12.5%

広域連合構成市町村の負担率 = 12.5%

第2号被保険者負担率 = 31.0%

第1号被保険者負担率 = 標準負担率 19.0%



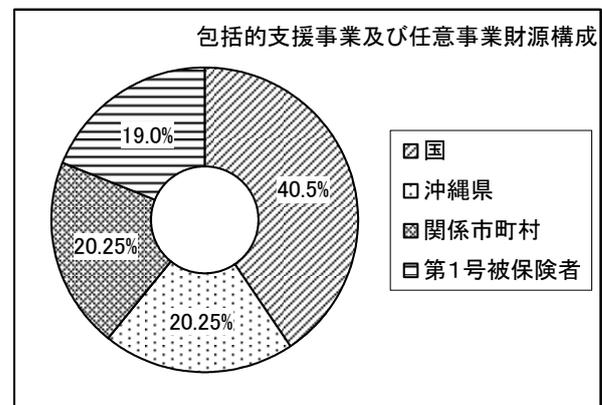
② 包括的支援事業及び任意事業財源構成

国の負担率 = 40.5%

沖縄県の負担率 = 20.25%

広域連合構成市町村の負担率 = 20.25%

第1号被保険者負担率 = 19.0%



(4) 第1号被保険者の負担額

第1号被保険者の負担額は、1号被保険者標準負担額割合19.0%から調整交付金（調整交付金算定率一国の定率負担金5%）を差し引いた率で算定されます。

(5) 財政安定化基金償還金

平成18年から20年の財政安定化基金の償還金をそれぞれの市町村の保険料に加算します。

沖縄県介護保険財政安定化基金第1期事業運営期間貸付に係る償還額(年度別) 単位:円

	18年度	19年度	20年度	H18~20
国頭村	4,777,333	4,777,333	4,777,333	14,331,999
大宜味村	0	0	0	0
東村	0	0	0	0
今帰仁村	14,100,000	14,100,000	14,100,000	42,300,000
本部町	14,530,833	14,530,833	14,530,833	43,592,499
伊江村	0	0	0	0
伊平屋村	0	0	0	0
伊是名村	4,200,000	4,200,000	4,200,000	12,600,000
恩納村	6,715,666	6,715,666	6,715,666	20,146,998
宜野座村	2,666,666	2,666,666	2,666,666	7,999,998
金武町	6,666,666	6,666,666	6,666,666	19,999,998
読谷村	26,093,166	26,093,166	26,093,166	78,279,498
嘉手納町	10,433,500	10,433,500	10,433,500	31,300,500
北谷町	14,454,000	14,454,000	14,454,000	43,362,000
北中城村	3,173,000	3,173,000	3,173,000	9,519,000
中城村	15,661,833	15,661,833	15,661,833	46,985,499
豊見城市	37,000,000	37,000,000	37,000,000	111,000,000
東風平町	16,963,333	16,963,333	16,963,333	50,889,999
具志頭村	3,445,166	3,445,166	3,445,166	10,335,498
玉城村	1,573,666	1,573,666	1,573,666	4,720,998
知念村	5,383,000	5,383,000	5,383,000	16,149,000
佐敷町	3,918,000	3,918,000	3,918,000	11,754,000
与那原町	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
大里村	10,340,166	10,340,166	10,340,166	31,020,498
南風原町	23,748,333	23,748,333	23,748,333	71,244,999
渡嘉敷村	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0
粟国村	4,783,333	4,783,333	4,783,333	14,349,999
渡名喜村	1,304,833	1,304,833	1,304,833	3,914,499
南大東村	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0
久米島町	0	0	0	0
広域連合合計(再掲)	239,932,493	239,932,493	239,932,493	719,797,479
八重瀬町	20,408,499	20,408,499	20,408,499	61,225,497
南城市	21,214,832	21,214,832	21,214,832	63,644,496

資料: 沖縄県介護保険広域連合

(6) 準備基金取り崩し額

構成市町村それぞれの介護給付準備基金の取崩し額については、該当市町村の保険料に加算します。

準備基金取崩し額一覧

単位:円

広域連合 構成市町村名	第1期準備基金			第2期準備基金	準備基金取崩し 額残高
	準備基金積立て	第2期反映分	残額		
国頭村	182,384		182,384	11,177,019	11,359,403
大宜味村	9,139,639	3,200,000	5,939,639	7,483,678	13,423,317
東村	0		0	3,350,121	3,350,121
今帰仁村	2,496,020		2,496,020	17,586,271	20,082,291
本部町	6,045,052		6,045,052	25,457,937	31,502,989
恩納村	4,491,362		4,491,362	12,520,052	17,011,414
宜野座村	0		0	6,692,781	6,692,781
金武町	-19,725,926		-19,725,926	14,206,305	-5,519,621
伊江村	-8,358,899		-8,358,899	8,088,043	-270,856
伊平屋村	-4,883,357	1,300,000	-6,183,357	2,596,530	-3,586,827
伊是名村	11,635,336	11,760,000	-124,664	3,969,408	3,844,744
読谷村	-2,025,281		-2,025,281	33,739,975	31,714,694
嘉手納町	-27,571,533		-27,571,533	17,571,349	-10,000,184
北谷町	0		0	21,704,906	21,704,906
北中城村	-2,374,510		-2,374,510	18,354,785	15,980,275
中城村	10,488,075		10,488,075	16,884,910	27,372,985
豊見城市	0		0	39,261,333	39,261,333
八重瀬町	16,549,847		16,549,847	27,248,648	43,798,495
南城市	14,146,109		14,146,109	47,326,992	61,473,101
与那原町	5,754,761		5,754,761	14,131,692	19,886,453
南風原町	0		0	25,823,541	25,823,541
渡嘉敷村	-1,256,944	1,200,000	-2,456,944	1,313,187	-1,143,757
座間味村	-338,296	1,790,000	-2,128,296	1,731,020	-397,276
粟国村	6,326,655		6,326,655	2,559,224	8,885,879
渡名喜村	371,414		371,414	1,290,803	1,662,217
南大東村	2,067,028		2,067,028	1,760,865	3,827,893
北大東村	855,578		855,578	574,519	1,430,097
久米島町	20,455,388	16,864,000	3,591,388	15,594,106	19,185,494
広域連合	44,469,902	36,114,000	8,355,902	400,000,000	408,355,902

(7) 収納率

特別徴収対象範囲の拡大（「死亡又は障害を」を支給事由とする遺族年金、障害年金が特別徴収の対象となります）、特別徴収捕捉回数増（こまで年1回から、最大6回）による収納率上昇を0.3%と見込み、平成16年度実績に加算し収納率を96.82%と設定します。

(8) 保険料賦課に係わる所得段階の見直し（新第2段階の保険料率の設定）

新第2段階の対象者数は第1号被保険者数の全体の31%を占め、国平均（18.0%）に比べ1.7倍と高い状況にあります。

保険料率は基準額の変動に大きな影響があること、前期介護保険事業の保険料からの上昇率を勘案し、従来の保険料率（0.75）から0.1ポイント引き下げるものとして新第2段階の保険料率を「0.65」と設定します。

なお、保険料納付が困難な生活困窮者に対しては、沖縄県介護保険広域連合保険料の減免に関する要綱に基づき減免措置を行います。

現行			改正後		
段階	対象者	保険料率	段階	対象者	保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.5	第1段階	同左	基準額 ×0.5
第2段階	市町村民税世帯非課税	基準額 ×0.75	第2段階	・市町村民税世帯非課 ・高齢者本人年金収入 80万円以下で年金以外 に所得がない等	基準額 ×0.65
			第3段階	市町村民税世帯非課税 で第2段階に該当しない	基準額 ×0.75
第3段階	市町村民税本人非課税	基準額 ×1.0	第4段階	同左	基準額 ×1.0
第4段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額 ×1.25	第5段階	同左	基準額 ×1.25
第5段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額 ×1.50	第6段階	同左	基準額 ×1.50

(9) 税制改正に係わる激変緩和措置の取り扱い

激変緩和措置を行う場合、介護保険料を財源として実施するため、介護保険料の基準額を引き上げて対応しなければなりません。

全国平均に比べ低所得者層の多い広域連合においては、基準額の引き上げをなるべく抑える方向で保険料を設定するという考え方にに基づき、介護保険制度の本来の目的である所得に応じた負担を基本として、保険料の激変緩和措置を行わないものとします。

なお、保険料納付が困難な生活困窮者に対しては、沖縄県介護保険広域連合保険料の減免に関する要綱に基づき減免措置を行います。

(10) 保険料減免による加算分

低所得者に対する減免を実施します。保険料減免の財源は1号被保険者の保険料に加算し、第1号被保険者の1人当たり保険料に一律4円を加算します。

(11) 施設等保険料加算分について

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入所者生活介護については、個別構成市町村の状況に応じて供給量を見込んでいるため、当該額を見込まないものとします。

(12) 離島支援加算分（渡航費）の取り扱い

沖縄県の制度を活用するものとして、当該額を見込まないものとします。

(13) 市町村特別給付事業

市町村特別給付費等（上乗せサービス及び保健福祉事業を含む）については、当該額を見込まないものとします。

(14) 調整交付金割合

調整交付金の割合については、平成16年度実績に基づき6.83%と設定します。

2. ランク毎の保険料

○第1号被保険者保険料（年額、ランク別）

区 分	対象者	保険料率	保険料年額		
			1ランク	2ランク	3ランク
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者	基準額×0.5	21,012円	27,522円	33,636円
第2段階	本人の収入が年金のみで80万円以下、かつ本人及び世帯全員が住民税非課税者	基準額×0.65	27,315円	35,778円	43,726円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税者かつ第2段階に該当しない者	基準額×0.75	31,518円	41,283円	50,454円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）	基準額	42,024円	55,044円	67,272円
第5段階	本人が住民税課税で年間所得が200万円未満	基準額×1.25	52,530円	68,805円	84,090円
第6段階	本人が住民税課税で年間所得が200万円以上	基準額×1.5	63,036円	82,566円	100,908円

○第1号被保険者保険料（月額、ランク別）

区 分	対象者	保険料率	保険料月額		
			1ランク	2ランク	3ランク
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者	基準額×0.5	1,751円	2,294円	2,803円
第2段階	本人の収入が年金のみで80万円以下、かつ本人及び世帯全員が住民税非課税者	基準額×0.65	2,277円	2,982円	3,644円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税者かつ第2段階に該当しない者	基準額×0.75	2,627円	3,441円	4,205円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）	基準額	3,502円	4,587円	5,606円
第5段階	本人が住民税課税で年間所得が200万円未満	基準額×1.25	4,378円	5,734円	7,008円
第6段階	本人が住民税課税で年間所得が200万円以上	基準額×1.5	5,253円	6,881円	8,409円



ユウナ

第5章 第3期介護保険事業の円滑な推進について

I. 介護保険事業の適正化に向けた事業の推進

広域連合には、介護を必要とするすべての対象者が適切、かつ、公平でより質の高い介護保険サービスを受給することができるよう、介護保険事業を円滑に推進するための体制づくりが求められます。

そのため、介護保険制度の趣旨並びに適切な利用に関する周知を図るための普及・啓発事業をはじめ、申請の適正化、要介護認定に係わる適正な認定調査や審査会の運営等の諸施策を推進していきます。

1. 要介護認定申請手続きの適正化

要介護認定申請時において、介護保険制度の意義、目的等の説明及び啓発活動を推進していくとともに、構成市町村と相互に連携し安易な認定申請の防止に努め、介護保険の適正な利用を促進していきます。

また、要介護認定を受けながら、介護サービスを受給していない未受給者に対して、アンケート調査により、未受給者の実態を分析し、未受給者の削減に努めます。

2. 認定調査・要介護認定審査会の適正化

介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受給するためには、心身の状態にあった適正な要介護認定が必要となります。

適正な要介護認定に結びつけるため、認定調査員の定期的な研修会や情報交換会を開催し、資質の向上と調査業務の適正化を図ります。

また、認定審査についても、各認定事務所間の連携のもと、認定審査基準の平準化に向けた情報の共有化を図り、公平・公正で効率的な認定審査会の運営を目指します。

3. 認定遅延改善に向けた取組み強化

経年的に増加している認定遅延については、①審査会資料作成の遅れを改善するための事務作業の見直し、②認定調査員のスキルアップ等を実施し事務作業の改善に努めます。

また、月別申請者数の平準化を図り、認定調査員の適切な人員配置を含めた調査体制及び審査会の開催方法について検討し、認定遅延者の減少に向けた取組みに努めます。

4. 償還払いの審査支払いの適正化

高額介護サービス費の支払いは、申請手続きから一月以内の審査支払に努めてきましたが、今後とも適正な審査、速やかな支払いに努めます。

また、平成17年10月施行の介護保険法一部改正により申請手続きの簡素化が図られましたが、平成17年9月以前の未支払い分についても、再勧奨通知による周知を図り、市町村との連携のもと申請を促し、支払いを促進していきます。

5. 収納率向上への取組み

経年的に低下している収納率の向上に向け、①介護保険制度の周知、②収納強化月間の設定、③収納相談窓口の設置、④徴収員の質の向上等に向けた研修会の開催等を検討するとともに、収納体制の強化を図ります。

また、滞納保険料の収納についても、介護保険法に基づく適切な対応を検討していきます。

6. 苦情・相談への対応

高齢者が住みなれた地域において、介護サービス等にかかわる苦情・相談を受けることができるよう地域包括支援センターにおける総合相談機能の向上に向けた取組みを支援していきます。

また、地域包括支援センター及び広域連合において対処できない、介護保険に対する苦情、相談、不服申し立てに対し、制度上の申し立て機関である沖縄県国保連合会へ速やかな報告事務処理に努めていきます。



ケラマツツジ

Ⅱ. 介護保険サービスの平準化に向けた取組み

広域連合は、2市8町18村(平成18年1月現在)の28市町村で構成されています。この構成市町村については、介護サービス基盤が充実した都市部から人口規模の小さな町村や離島のように介護サービス提供基盤が極めて脆弱な地域も含まれ、介護サービス提供体制及びサービス提供基盤に大きな地域格差が生じ、適正な負担と平等な介護サービスの提供という面で大きな課題を有しています。

今後とも、介護保険事業における「給付の適正化・サービスの平準化」を目的として離島地域における人的資源、社会基盤の有効活用等の提言及びサービス確保に関わる利用交通費等への支援を含めたサービス提供事業者のサービス参入支援等を検討していきます。

また、サービス提供基盤等が過密的に立地する都市部においては、介護保険制度の改正による地域密着型サービス等の新たなサービスに柔軟に対応していくため、介護サービス平準化への取組みをより一層推進していきます。

更に、社会保障制度の一つである介護保険においては、経済的負担能力に応じた負担と適正な給付が明確化されており、介護を必要とするすべての高齢者が、生活の質を高めながら自立した日常生活を営むことを支援する公平かつ平等な介護サービスの提供が必要となります。

そのため、経済的な支援を必要とする低所得者に対して保険料負担の軽減、介護サービス利用負担の軽減を行う等の緩和策を推進します。

1. 低所得者に対する支援

(1) 法施行時の訪問介護利用者等の利用負担軽減措置

低所得者世帯であって法施行時に訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用していた高齢者については、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を平成12年度からの5年間について段階的に軽減を行う経過措置がなされていましたが、平成16年度で終了となり、平成17年度から10%に引き上げられます。

現存する対象者については、措置制度に関する情報の提供や他制度への移行に関する周知を行うなど負担軽減に係る対策を講じていきます。

(2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

低所得者であって障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者について、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を3%とするものであり、その後の負担割合は、若年障害者への対応に対する結論を得てその割合が決定されます。

現存する対象者については、支援措置制度に関する情報の提供を行うなど負担軽減に係る対策を講じていきます。

(3) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

低所得者で、特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人がその社会的な役割にかんがみ、そのサービス利用に対する負担を減免することを目的として平成15年度から実施しています。

引き続き当該事業法人の拡充に努めるとともに、被保険者等に対する当該事業の情報提供を行なうなど低所得者の利用負担の軽減に努めます。

(4) 低所得者層への介護保険料減免措置

介護保険料を支払うことにより生活が困窮すると思われる者について、減免措置を講じ負担軽減を図ってきました。

今後とも、構成市町村との連携のもと制度の周知と事業の効率化を図り、申請内容について厳密で速やかな審査のもと、適正な減免措置に努めます。

2. 離島等地域への支援

(1) 離島等サービス確保対策事業

サービス提供事業者の参入不足及び介護サービス提供基盤の未整備等により介護サービスの量、種類ともに不足する離島地域において、地域における社会資源、人的資源を活用したサービス提供体制及び介護サービス拠点整備に向けた取組みを支援します。

(2) 離島等地域支援事業

離島等においてサービス提供体制及びサービス拠点等が未整備であるため、居宅サービスの量的確保が困難な地域については、必要なサービス量の確保を目指しサービス提供事業者との派遣業務委託契約により当該サービス提供体制の強化を図ります。

また、離島等地域に対するサービス提供を行う際に介護報酬として反映されない交通費、宿泊費、運搬費については沖縄県の補助事業の活用と広域連合としての支援施策の検討により離島等地域における負担の軽減に努めます。

(3) 離島等特別加算にかかわる利用者負担軽減措置事業

離島等で、介護報酬が15%増となる地域において離島地域でない地域住民との負担の均衡を図る観点から利用者負担の一部を軽減し、介護サービスの利用を容易にすることを目的とし平成16年度から新たに開始された事業です。

引き続き、当該事業について実施事業所への周知及び被保険者に対する情報提供を行い、サービス利用に係る利用者負担の軽減に努めます。



イジユ

Ⅲ. 構成市町村等との連携

広域連合は、広範囲な地域を統括する介護保険事業の保険者であり、構成市町村との連携を図りつつ日常生活圏域内で提供される地域密着型サービスの質的、量的確保に向けた支援や地域包括支援センターで実施される包括的支援事業等の多様なサービス提供に対する支援を行う必要があります。

そのため、質の高い介護サービスの提供や地域における保健福祉の一層の向上をめざし、それぞれの地域により身近な構成市町村との連携を深めるための施策を推進していきます。

1. 窓口の利便性と効率化

介護保険の申請、サービス利用の手続きや相談等の情報提供体制の確立、サービス提供事業所等の設置箇所を示すマップの作成を行うなど介護保険サービス利用に対する被保険者の利便性の向上に努めます。

さらに、構成市町村及び関連団体等との連携及び情報の共有化を進め、利用窓口の利便性と効率化を推進していきます。

2. 地域支援事業への支援

高齢者が要介護となることを防ぐための普及啓発活動や高齢者の状態を把握した適切な介護予防事業の円滑な事業実施に対する支援及び評価を通じた指導・助言を行います。

また、介護保険サービスにとどまらない様々な諸問題等への支援を行うため構成市町村との連携の基に包括的な支援体制の確立を図ります。

3. 地域包括支援センターへの支援

地域高齢者の自立生活を支援する総合相談や情報提供、高齢者の権利擁護、虐待等の早期発見・対応等を含めた地域における福祉ネットワークの構築に対する後方支援、適正なケアプラン作成に関わる困難事例に対する指導・助言を行うなど、円滑な地域包括支援センター運営に向けた協力体制を構築します。

4. 収納体制の強化

構成市町村の広報誌への保険料収納に関する記事の掲載やキャンペーン、説明会等を設け、納付の啓発、意識の高揚を図ります。

また、未納者対策として徴収体制の強化を図るとともに、住所地不明者に関しては、構成市町村との連携のもとその捕捉に努め、収納率の向上を目指します。

さらに、被保険者の納付の利便性を考慮し収納体制の効率化を検討していきます。

5. 地域介護・福祉空間整備等事業への支援

地域密着型サービスの需要量を勘案した必要見込み量に応じたサービスを安定的に供給するため、構成市町村が実施する介護サービス拠点整備に対する取り組みを支援し、地域における介護サービス基盤の適正な整備による介護サービスの量的確保と質の向上に努めます。

6. サービス提供事業所への支援

高齢者が自分らしく安心して生活を営むためには、適正な介護サービス計画のもと、質の高いサービスを安定的に受給することが重要です。

そのため広域連合は、介護保険サービス提供事業所に対し、国・県等が実施するスキルアップに向けた研修会等の情報を提供することによりサービスの質の向上の寄与に努めます。



デイゴ

IV. 第3期事業計画の推進

介護保険事業の円滑な運営を推進していくためには介護サービスの効率的な提供と平準化が一層求められています。

必要な人に必要とされるサービスが提供されることを前提とし、適正な介護保険事業を運営していくためには、保険者としての機能を高め、高齢者の多様なニーズに柔軟に対応し、なおかつ、質の高い介護サービスを提供することが必要であり、また、介護保険事業計画の推進に係わる評価を行い、その改善課題を計画に反映することも重要なこととなります。

そのため、進捗状況の把握・評価を行うためのシステムを構築すると同時に、計画策定時に設置された事業計画策定委員会を継続活用し、推進事業の進捗状況について評価を実施します。

1. 保険者機能の強化

広域連合は保険者として、地域性に応じたサービス需要を踏まえ、新たなサービスへの対応、介護サービスの平準化、公平性が確保された円滑な介護保険事業を推進していく必要があります。

そのため、保険者に与えられた権限を有効に活用し介護サービスの適切な供給や質の確保並びに持続可能な介護保険制度の運営をめざし保険者としての機能を強化していきます。

2. 職員の資質の向上

介護予防に重点をおいた今回の法改正に対応するためにも、現場の立場に立った視点を持ちながら、全体的なバランスを踏まえ、より効率的な効果を得ることができるよう、担当職員が研鑽を積み資質向上に努めます。

また、「自分らしく健康長寿」を達成するため、構成市町村との連携を密にすると同時に、広域連合内における連携強化を図ります。

3. 財政健全化の確立

法改正を受け、例年以上の市町村負担金の増額が懸念されるなか、広域連合においてもより一層の歳出抑制が求められます。

限られた財源で最大の効果を得るために、業務体制の見直し、業務の効率化及び合理化を行い、常に執行・成果(予算編成－予算の執行－評価・検証－予算への反映)を意識し、財政の健全化に努めます。

4. 普及啓発・広報活動の推進

広域連合が目指す「自分らしく健康長寿」の実現及び「介護保険制度の基本理念をより深く浸透させる」ために、構成市町村の窓口や広報誌の活用をより一層推進していきます。

ホームページについては、媒体の特性を生かし、迅速かつ正確で分かりやすい情報の提供に努めると同時に、構成市町村が展開する地域支援事業の内容及び評価等について掲載することにより健康づくりの大切さを伝える仕組みづくりに取り組みます。

5. 計画評価指標の設定

(1) 指標

第3期介護保険事業計画に掲げられた諸施策については、「自分らしく健康長寿」を達成するため進捗状況の把握・評価を行う必要があります。

そのため、介護保険事業を包括的、客観的に評価することができるよう評価の指標及び評価項目の設定を行い、事業等の改善を図りながら計画を推進していきます。

評価・点検項目については、以下の項目について指標を検討し事業計画の進捗に係わる評価事業を実施します。

- 1) 保険者としての制度運営に対する評価
 - ①指導、監督等
 - ②サービス提供事業者と連携及び情報提供
 - ③円滑な介護保険事業を運営するための適正化事業の進捗

- 2) 介護サービス提供に係わる量的、質的な評価
 - ①介護サービス基盤の整備等適正なサービス提供に関する事項
 - ②苦情相談等を活用した点検等

- 3) サービス受給者の満足度に係わる評価
 - ①サービス受給者及びその家族の満足度

(2) 評価点検体制の構築と連携

第3期の介護保険事業計画が円滑に推進されているかを評価する機関として、第3期介護保険事業計画策定委員会を位置づけ、介護保険事業の進捗管理に係わる評価を実施します。

また、地域支援事業及び地域密着型サービスの適正な事業展開に資する地域支援事業運営委員会、地域包括ケア推進協議会等との連携を図りながら点検、評価体制の構築に努めます。

資料編

1. 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会規則

○沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会規則

〔平成15年3月20日
規則第45号〕

改正 平成17年6月10日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県介護保険広域連合附属機関設置条例(平成14年条例第8号)第2条に基づき、沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、会議の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の各分野から沖縄県介護保険広域連合長(以下「広域連合長」という。)が委嘱する。

- 2 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会に提出する審議事項又は委員会から求められた事項について調査、検討及び調整をするため、委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、沖縄県介護保険広域連合総務課、認定課及び業務課(以下「広域連合内各課」という。)並びに構成市町村介護保険担当課長(以下「市町村担当課長」という。)で構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に広域連合総務課長を充て、副幹事長は、市

町村担当課長のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。

- 4 幹事会は幹事長が招集し、議長となる。
- 5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会において必要があると認めるときは、幹事以外の関係者に対して幹事会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 幹事会に提出する審議事項又は幹事会から求められた事項について調査、検討及び調整をするため、幹事会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会員は、広域連合内各課及び構成市町村職員のうちから幹事長が選任する。
- 3 部会に部長及び副部長を置き、部長に沖縄県介護保険広域連合総務課計画係長を充て、副部長は部会員のうちから部長が指名する者をもって充てる。
- 4 前条第4項、第5項及び第6項の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第4項中「幹事会」とあるのは「部会」と、「幹事長」とあるのは「部長」と、同条第5項中「副幹事長」とあるのは「副部長」と、「幹事長」とあるのは「部長」と、同条第6項中「幹事会」とあるのは「部会」と、「幹事」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会、幹事会及び部会の庶務は、総務課において処理する。

(公印の名称及びひな形等)

第10条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

- 2 公印の管理等に関する必要な事項は、沖縄県介護保険広域連合公印規程(平成14年訓令第4号)の例による。

(その他)

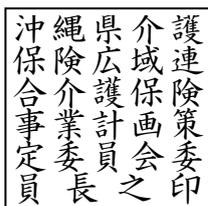
第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は広域連合長が、別に定めることができる。

別表(第10条関係)

公印の名称及びひな形等

名称	ひな形	寸法	書体	使用区分	個数
介護保険事業計画策定委員会委員長印	下記	27方mm	かい書体	委員長名をもってする文書	1

記



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成14年訓令第6-2号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則施行の際、沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成14年訓令第6-2号)により、介護保険事業計画策定委員である者は、引き続きこの規則により委員の職にあるものとし、その任期は、任命又は委嘱の日から起算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



シークワーサー

2. 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会名簿

	構成組織	氏名	役職等	備考
1	学識経験者	保良昌徳	沖縄国際大学教授	
2		大湾明美	沖縄県立看護大学助教授	
3	保健・医療関係者	比嘉政昭	沖縄県北部福祉保健所長	委員長
4		福盛久子	沖縄県看護協会専務理事	
5		玉城修	中部地区医師会 介護保険担当理事	
6		平良直樹	沖縄県老人保健施設協議会副会長	
7		大山朝賢	沖縄県療養病床協議会理事	
8		饒波保	沖縄県立那覇病院附属座間味診療所 所長	
9	福祉関係者	崎山八郎	沖縄県中部福祉保健所長	
10		国吉三千雄	沖縄県老人福祉サービス協議会副 会長	
11		呉屋清徳	南城市社会福祉協議会理事	副委員長
12		島村枝美	沖縄県社会福祉士会	
13		大城則子	沖縄県在宅介護支援センター協議会 副会長	
14	1号被保険者代表	上運天先栄	読谷村老人クラブ連合会会長	
15		嘉陽田朝吉	北谷町老人クラブ連合会会長	
16	2号被保険者代表	玉那覇淑子	北谷町婦人連合会会長	
17		長堂タツ子	恩納村民生委員・児童委員協議会 会長	
18	住民代表	新城毅	日本青年会議所沖縄地区協議会	
19	関係行政機関	小河芳弘	沖縄県福祉保健部参事	

3. 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画幹事会、作業部会名簿

■ 幹事会名簿

平成18年1月現在

	氏名	市町村名	課名		氏名	市町村名	課名
1	金城 茂	国頭村	福祉課長	17	松田 カツ子	豊見城市	社会福祉課長
2	前田 正則	大宜味村	福祉課長	18	真川 信博	八重瀬町	社会福祉課長
3	宮城 準	東村	住民福祉課長	19	知念 良光	南城市	社会福祉課長
4	玉城 光盛	今帰仁村	保険予防課長	20	福地 齊	与那原町	福祉課長
5	具志堅 正孝	本部町	町民課長	21	野原 利男	南風原町	高齢障がい福祉課長
6	上間 建雄	伊江村	住民福祉課参事	22	新里 広茂	渡嘉敷村	民生課長
7	仲川 守光	伊平屋村	住民課長	23	金城 英隆	座間味村	民生課長
8	高良 修	伊是名村	住民福祉課長	24	新里 弘	粟国村	民生課長
9	大城 哲夫	恩納村	福祉環境課長	25	宮平 秀雄	渡名喜村	民生課長
10	新里 民夫	宜野座村	福祉課長	26	伊波 美江子	南大東村	福祉民生課長
11	池原 勝啓	金武町	保健福祉課長	27	大城 英史	北大東村	住民課長
12	高山 朝慎	読谷村	福祉課長	28	宮里 剛	久米島町	福祉課長
13	比嘉 忠海	嘉手納町	福祉課長	29	吉濱 朝保	広域連合	総務課長 ◎
14	仲村 渠功	北谷町	民生課長 ○	30	城間 明	広域連合	業務課長
15	桃原 敏	北中城村	健康保険課長	31	眞榮城 守明	広域連合	認定課長
16	知名 朝松	中城村	福祉保険課長				

◎印は幹事長 ○印は副幹事長

■ 作業部会名簿

平成18年1月現在

	氏名	市町村	課名	備考	
1	宮城 久美子	大宜味村	福祉課	福祉係長	老人福祉
2	仲田 聰	金武町	保健福祉課	保健福祉統括係長	老人福祉
3	照屋 ゆかり	南城市	社会福祉課	社会福祉課	老人福祉
4	島袋 輝也	今帰仁村	保険予防課	保険予防課長補佐	保健予防
5	陳 文杰	恩納村	健康増進課	保健師	保健予防
6	桃原 智美	豊見城市	健康推進課	保健師	保健予防
7	與那覇 徳雄	広域連合	認定課	認定係長	
8	仲村 佳卓	広域連合	業務課	賦課徴収係長	
9	宮平 喜文	広域連合	業務課	給付係長	
10	金武 哲也	広域連合	業務課	適正対策係長	
11	山城 健	広域連合	総務課	総務係長	
12	大城 辰也	広域連合	総務課	企画財政係長	副部長
13	嘉数 久美子	広域連合	総務課	計画係長	部長

4. 沖縄県介護保険広域連合第3期介護保険事業計画策定の経過

〈策定委員会〉

開催年月日	審議事項
第1回 平成17年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・第2期介護保険事業計画進捗状況について（平成16年度実績報告） ・介護保険法改正について ・第3期介護保険事業計画策定スケジュールについて
第2回 平成17年8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期介護保険事業計画の現状・評価・課題について（中間報告） ・介護保険法の一部を改正する法律の施行（平成17年10月1日施行分）に伴う第2期介護保険事業計画の見直しについて
第3回 平成17年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・第2期介護保険事業計画の現状・評価・課題について（最終報告） ・第3期保険料算定の考え方について
第4回 平成17年10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等対象サービス見込量の推計の基本的な考え方 ・地域支援事業の運営について
第5回 平成17年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期介護保険料について ・地域支援事業について
第6回 平成17年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期介護保険料について ・第3期介護保険事業計画体系について
第7回 平成18年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期介護保険事業計画（素案）について ・地域支援事業に係る小規模市町村特例措置の検討について ・広域連合広域計画について
第8回 平成18年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期介護保険事業計画（案）について ・資料編の目次（案）について ・地域支援事業について
第9回 平成18年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期介護保険事業計画書（案）について
第10回 平成18年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期介護保険料ランク区分の考え方の見直しについて

〈幹事会〉

年月日	審議事項
第1回 平成17年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期介護保険事業計画進捗状況について（平成16年度実績報告） 第3期介護保険事業計画策定スケジュールについて 人口推計について
第2回 平成17年8月10日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期介護保険事業計画の現状・評価・課題について（中間報告） 介護保険法の一部を改正する法律の施行（平成17年10月1日施行分）に伴う第2期介護保険事業計画の見直しについて
第3回 平成17年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期介護保険事業計画の現状・評価・課題について（最終報告） 第3期保険料算定の考え方について
第4回 平成17年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付等対象サービス見込量の推計の基本的な考え方 地域支援事業の運営について
第5回 平成17年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 第3期介護保険料について
第6回 平成17年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> 第3期介護保険料について 第3期介護保険事業計画体系について
第7回 平成18年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> 第3期介護保険事業計画（素案）について 地域支援事業に係る小規模市町村特例措置の検討について 広域連合広域計画について
第8回 平成18年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 第3期介護保険事業計画（案）について 資料編の目次（案）について
第9回 平成18年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 第3期介護保険事業計画（案）について
第10回 平成18年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第3期介護保険料ランク区分の考え方の見直しについて

〈作業部会〉

年月日	審 議 事 項
第 1 回 平成17年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の概要説明 ・第 2 期介護保険事業計画進捗状況について（平成16年度実績報告） ・第 3 期介護保険事業計画策定スケジュールについて
第 2 回 平成17年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担について ・第 2 期介護保険事業計画の現状・評価・課題について（中間報告）
第 3 回 平成17年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期介護保険事業計画の現状・評価・課題について（最終報告） ・第 3 期保険料算定の考え方について
第 4 回 平成17年9月26日	<p>【市町村介護保険担当職員合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等対象サービス見込量シートの説明
第 5 回 平成17年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等対象サービス見込量の推計の基本的な考え方 ・地域支援事業の運営について
第 6 回 平成17年10月20日	<p>【市町村介護保険担当職員合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等対象サービス見込量の推計の基本的な考え方 ・第 3 期介護保険料について
第 7 回 平成17年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期介護保険料について ・第 3 期介護保険事業計画体系について
第 8 回 平成18年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期介護保険事業計画（素案）について ・地域支援事業に係る小規模市町村特例措置の検討について ・広域連合広域計画について
第 9 回 平成18年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期介護保険事業計画（案）について ・資料編の目次（案）について
第 1 0 回 平成18年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期介護保険事業計画（案）について
第 1 1 回 平成18年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期介護保険事業計画（案）について ・地域支援事業に関する情報交換

自分らしく“健康長寿”

沖縄県介護保険広域連合第3期介護保険事業計画
平成18年3月

編集・発行：沖縄県介護保険広域連合

〒904-0197

沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2

TEL：(098) 921-7800 (代表)

FAX：(098) 921-7806

ホームページ：<http://www.okinawa-kouiki.jp>

メールアドレス：info@okinawa-kouiki.jp

編集協力：株式会社沖縄計画機構